

2008.1.22

SUIGENREN
DAYORI
NO.44

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ : <http://www.suigenren.org/index.html>

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL: 03-5211-5429 FAX: 03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559



水源連第14回総会

07.10.28

東京、全水道会館

・報告：1P～14P

・国交省要請行動

07.10.29

衆議院第一議員会館

・報告：15P～48P



・国会シンポ

07.10.29

衆議院第一議員会館

報告：49P～67P

第14回 水源連総会 報告



2007年10月28日（日）午後1時半から東京・水道橋の全水道会館5階中会議室で第14回総会を開催しました。この日の総会は翌日に予定されている国交省要請・国会シンポジウムに参加する全国の仲間が一堂に会して、全国の反ダム運動の作戦を練る会議でもありました。

参加者数は61名でした。

川辺川ダム予定地を抱え、ダム反対の姿勢を明らかにした相良村の矢上村長、前からの水源連会員であり、今回の参議院選で当選された松野信夫参議院議員と大河原雅子参議院議員も駆けつけて論議に参加されました。



松野参議院議員



大河原参議院議員

総会では、真下淑恵さんと田中信一郎さんが議長をつとめました。日ごろからお世話になっている全日本水道労働組合の久保田書記長から来賓としての挨拶をいただきました。事務局からの報告、各地からの報告、討議課題の検討、と約5時間半にわたる熱心な報告と討議を行いました。参加者全員が現状認識・問題認識を共有しあうことができた、熱い熱気に包まれた充実した総会でした。

以下、総会の流れに沿って報告いたします。

「来賓挨拶」

久保田和尊 氏（全日本水道労働組合書記長）

精力的な水源連の活動に全水道として敬意を表する。

今日の情勢からして、水利・水資源管理は大きな問題になる。

全水道にとっても大きな課題になっているのでこれからも連携を



深めたい。

この1年、PSIという自分たちの国際組織と連携して、水の商品化という顕著な動きに反対する立場から、「日本における水行動プログラム」を取り組んだ。12月3,4日に大分県別府市で「アジア太平洋水サミット」開かれる。このサミットはアジア地域の水政策を各国首脳を集めてトップダウンで決める。この会議はこれまでの労働組合やNGOの取り組みを否定するような、非公開性で貫かれている。オープンな討議の場とさせる取り組みを進めてきた。懸念するのは、“このサミットでアジア開発銀行が進めるアジアの水政策を秘密裏に意思統一して決める”ことである。国土交通省はアジア地域の水一元管理ガイドラインを提起しようとしている。来年度予算にその調査費をつけようとしている。水サミットでこの問題点を指摘し、より有効になるようNGOの皆さんと共に取り組んでいきたい。

水道・水を取り巻く状況としては、日本では「市場化テスト」がある。市場主義に基づいて水道の安全・安心が壊されつつある。私たちはしっかりと安全・安心の水事業の形成をしていく立場から取り組みを進めてきた。この夏に国土交通省が「水バンク構想」を提案している。これまでの課題の水一元化政策の破綻が示されていると思う。「水バンク構想」が水の市場化によりつながるのでは、と危惧している。全水道としては、先ず、「水は公共財である」として「憲法25条の生存権を具体化するものとして水道事業がある」という立場でこれからも取り組みを進めていきたい。その軸として水基本法の制定がある。「水バンク構想」については全水道の中央執行委員会に水源連の仲間を招いて学習を深めていきたい。

これからも連携を深めていきたい。

報告の部

報告の部の進行は真下議長による。

1. 事務局からの報告

経過報告 遠藤保男

発問題全国連絡会 14回総会



総会資料集2ページから6ページに基づいて、報告しました。

2月14日に国交省要請・国会シンポジウムを開催した。全国的に反動化している国交省に対して全国から抗議をする、その熱い声を結集することができた。国交省の対応はまったくひどいものであった。その後、保坂展人衆議院議員が「公共事業チェック議員の会」事務局長の立場で再質問（照会）をおこなった。その回答がまたひどいものであり、これらを踏まえて、保坂議員に質問主意書を提出してもらった。その回答もひどいものである、というのがこれまでの状況。

国交省の住民無視、野党議員からの質問等を無視、という背景として国会の状況が与党の安定多数があった。7月の参議院選で野党が多数を占めた。この状況を反ダム運動に携わっている私たちがいかに活用して国政レベルで反映させることができるかが緊急の課題である。その位置づけで、今回の国会シンポジウム・国交省要請を設定した。

昨年の総会で10点ほどを確認したが、1年を通して力を入れてきたのは、社会资本整備審議

委員会河川部会の河川整備基本方針検討小委員会、とりわけ川辺川ダム関係・淀川関係等の対応をしてきた。河川整備計画策定問題は各地で大変な状況になっている。そのほか、2月に行つた国交省要請を引き継いだ対応をしてきた。利根川流域市民委員会の取り組みも行っている。

会計報告 和波一夫

総会資料集7ページに基づく説明

繰越金が少なくなってきた。このままでは毎年毎年厳しくなっていく。支出を抑え、収入を増やす方向で次年度はやっていく。まだ赤字ではないが、印刷費等は確実に出費されるので、会員拡大に向けた働きかけをお願いしたい。



1. 各地からの報告

各地からの報告では、サンルダム・成瀬ダム・八ッ場ダム・浅川ダム・太田川ダム・設楽ダム・吉野川第十堰・山鳥坂ダム・川辺川ダム・平瀬ダム（山口県が錦川に予定しているダム）・渡良瀬遊水池・JACSESの皆さんから報告を頂きました。今回は一つの報告に10分をあてたことで、かなり中身のある報告をもらうことができ、お互いの情報交換が果たせたと思われます。共通していたのは国や県の強権的なダム推進であり、非民主的な河川行政の実態でした。

サンルダム・成瀬ダム・八ッ場ダム・浅川ダム・太田川ダム・設楽ダム・吉野川第十堰・山鳥坂ダム・川辺川ダムの報告については、国会シンポジウム報告に掲載したパワーポイントスライドも参照してください。

サンルダム（北海道：佐々木克之氏 北海道自然保護協会）

資料集と会場で配布したパンフレットに沿って説明。



天塩川の支流・名寄川のそのまた支流・サンル川にサンルダムが計画されている。集水面積は天塩川流域面積のわずか3%しかなく、洪水調節機能があるのかという問題はもともとある。この問題について多くの論点から問題を提起してきた。「名寄川の治水に対する治水効果が考えられるが、名寄川の堤防は既に出来ているのでダムの必要はないのでは」と質問を出したが、回答はない。詳しくは今日配布した緑色のパンフレットに記載してある。

天塩川には市場価値が非常に高いサクラマスがもの凄くたくさん遡上している。とりわけサンル川への遡上が多い。そこにダムを造るのは大問題になっている。推進側は魚道を設けて保全するといっているが、過去に魚道で保全された例はない。これは大きな問題である。

これまでに多くの問題を提示してきたが、回答を得られていない。質疑応答の場を設けてきちんと答えて欲しいと何度も要求してきたが、「全部ホームページで回答するので質疑応答の場を設ける必要はない」とずつときている。

2006年12月に流域委員会が終了し、公聴会・説明会を型どおりやって、8月に河川整備計画（案）が出されたが、回答は記載されていなかった。開発局は10月16日に「北海道知事のサインを得て、天塩川水系河川整備計画を作成しました」と記者会見した。最後まで私たちの疑問に答えないときた。記者会見をして抗議声明も出した。現地下川の宮田氏に報告を願う。

（宮田 修氏：下川自然を考える会、サンルダム建設を考える会）



10年ほどこの問題に困っている。1番の問題は、「効果のないこと」をやることで、開発局は今後も好きなように出来る」ことである。最も大事なことは、治水上、水害があつて困っているところがあるのに整備計画にはその手当てが盛り込まれていない。整備計画に大嘘が書いてある。「天塩川およびその支川は未だ整備途上であり、名寄川合流後の天塩川およびその支流・名寄川では、戦後最大規模に相当する洪水流量が安全に流下するために必要な河道断面がほぼ全川的に不足している。それに対して上流に洪水調節施設が必要」と

書いてある。名寄川については、その最大の都市である名寄市と下川の市街地の間は、すでにほぼ完成断面になっている。本当に治水上の手当てが必要なところは無堤 3 箇所と、ほんの一部流下能力が不足している 2 箇所。これらを直すと、整備計画の河道配分流量 1,200m³/秒（名寄川・真駄別地点）を流すことが出来る。開発局は整備計画の目標流量を 1,500m³/秒という実績値よりもかなり大きな数値を使っている。その差 300m³/秒に対応するために上流にダムが必要としている。この目標流量は過大な設定である。今後も開発局に質問を持って行こうと思うが、「流域住民と今後、話し合いを持たない」と開発局が明言し、その一方で「賛成派とはしっかりと話し合いをする」というばかげたことをやっているので、今回を機会に皆さんのお力ををお願いする。

（佐々木克之氏）

「目標流量を達成するためにダムを造る」といっている。実績でやるといつていながら、名寄川だけは実績の 1.3 倍。これについては明日の国交省要請で質したい。

成瀬ダム（秋田県：奥州光吉氏 成瀬の水とダムを考える会）

資料集に沿って説明。

この問題に10年ほど前から関わっている。

秋田県には北から米代川水系・雄物川水系・子吉川水系という大きな水系が3つある。9月の大雨で米代川でかなり大きな水害が起きた。雄物川水系南東部端に成瀬ダム建設が始まっている。多目的ダムで、治水面については150年に1回の大河を想定している。雄物川水系南東部末端なので集水面積極めて小さい。同じ水系の中流部にある玉川ダムの集水面積の1/4で、下流ではほんの数センチしかダム効果がないといわれている。



主要目的は灌漑用水の確保。秋田県は米どころであり、その中で 1 番の平鹿平野 1 万ヘクタールがあり、40年前に土地改良・整備事業が行われた。そのときは同じ水系に皆瀬ダムが建設され、平鹿平野の水状況が大幅に改善された。農民の立場からすると、NHK もライスショックで扱ったが、米余りで3割減反している。この状況にもかかわらず毎秒 15m³ の水が足りないとして総計 30m³/秒の水が必要ということでこのダムを計画している。平鹿平野の末端で水が行きにくいところがあるとか、夏場の渇水で稲が枯れたときがあったとかを針小棒大に取り上げて、倍の水が必要、と主要な目的にしている。40年前の事業が老朽化しているので改修が必要。しかし金がかかるので国の事業とさせるため、水不足をいわばフレームアップしている。多目的なので水道や治水を目的としてつけていているが、主要な目的はこれである。

現地は白神山地（1 万 7 千ヘクタール）に匹敵する 1 万 6 千ヘクタールの森林で生態系保護地域に指定されている自然度の高いところである。灌水予定域から数十m のところにクマタカの巣があった。この問題を取り上げたところ、当局は巣の 5m ぐらいのところにカメラを据付け監視を始めた。本省に画像開示を求めた。平鹿平野は広大な扇状地。住民が利用してきた豊富な地下水がある。この地下水を活かした農村造りの必要がある。

八ッ場ダム（群馬：入江晶子 八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会）



八ッ場ダム計画は約 50 年前に浮上した。群馬県長野原町に建設が進められている。周辺の付帯工事は進められているが、本体工事は着手されていない。本年度予算で本体工事予算が計上されたが、地盤の脆弱性などの課題があり本体工事は始まっていない。2003 年に総事業費が 2,110 億円から 4,600 億円に倍増された。それにともない、ダム建設負担金を出している首都圏の 1 都 5 県（東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県）に対して住民監査請求を行った。各自治体は住民監査請求を棄却した。これを受けて、1 都 5 県に対して住民訴訟を起こし 3 年を経ている。現在各地裁で争っている。訴訟の進行はまちまちである。12 回から 14 回の裁判を経て、原告と被告の主張がほぼ出揃って、これから証拠調べに入るかどうかの段階である。

ハッ場ダムの治水・利水の必要性が喪失していること、危険性、環境面の 4 つを法廷で争っている。原告独自に専門家の協力を得て危険性について、現地の地質調査・流域の堤防の現況調査を行い、報告書を作成した。これらは順次、資料として裁判所に提出する予定。

1 年に 1 回、裁判報告集会を開いている。12 月 9 日に 3 周年報告会を開催する。今回は公共事業の問題点として、政・官の癒着の真相について明治大学の西川伸一教授が講演する。

(嶋津暉之)

ハッ場ダム事業は現地再建方式（ずり上がり方式）で地元と合意して進めてきたが、その約束が守られていない。地元はひどい状態にある。ダムをストップして現地の生活再建を進める運動も進めている。11 月 4 日、シンポジウム「ダムに負けない村 ハッ場から地域の再生を考える」を開く。



浅川ダム（長野県：内山卓郎氏 - 環境と開発問題を考える- 信州ラブソディ 代表）



資料集に沿って説明。

水源連は大きな直轄ダムを中心にあり、都道府県の補助ダムにも目を向けて欲しい。

浅川ダムの貯水容量は中止前が 168 万 m³、認可になった河川整備計画での穴あきダム計画では 110 万 m³。ダムの高さは重力式コンクリートの河床穴あき型で 53m。小さいダムだが矛盾の大きさではどこにも引けを取らない。

ダム周辺に地滑り等防止法の地滑り指定地が 6 箇所で 300ha を越え、地滑り地が密集している。その中心部に計画されている。その一つは貯水池に接している。国交省に問い合わせた結果、地滑り指定地に接しているダム貯水池を建設した事例はないという返事であった。出来上がると、地滑り地に貯水池が接している日本最初のダムになる。

1998 年 2 月に長野冬季オリンピックを行った。オリンピックのために大型バスが通ることが出来る五輪道路をつくる必要があった。その前の 1985 年に長野市で地附山地滑りがあり、戸隠バードライン（有料道路）が崩壊した。オリンピックに熱心な長野県吉村元知事（オリンピックを開催するのは長野市であるが）が、1971 年から 20 年以上かかってもまだ地質が劣悪で浅川ダム建設地点を選択できずにいたのだが、五輪用にダムの付け替え道路を先に決め、その 1 年半後にダム地点を決めるという本来の逆を行った。このように無理を強行したことから、浅川ダムの矛盾が生じた。1971 年に多目的ダムとしての予備調査が始まった。あまりに地質が悪かったことから、建設地点を決めるのに 20 年かかった。

田中康夫前知事が 2000 年 11 月（知事になって 1 カ月後）に、「将来に禍根を残すとんでもないダム」としていったん中止を決断。その 3 カ月後に脱ダム宣言を出した。2006 年 8 月の知事選で田中康夫が負け、村井 仁が知事になった。多目的穴あきダム計画を河床穴あき型の治水専用ダムとして、環境にやさしいとかごまかして、2007 年 7 月 9 日に国交省に河川整備計画の認可申請をした。8 月 22 日に国交省が認可した。問題だらけのダム（河川整備計画）を国交省が認可したことに対して、10 月 19 日に冬柴国交大臣宛に行政不服審査法の異議申し立てではなく、「審査請求書」を提出了。審査結果が裁決という形で出てくるがいつかは分からぬ。それ待って、行政不服審査法による手続きをするか、裁判手続きをするか、住民監査請求をして住民訴訟に持ち込むか、建設差止め仮処分申請にするか、弁護士と相談して対応を決める。

矛盾だらけのダム計画を何とか止めたい。図体は小さいダムだが矛盾は非常に大きいダムである。基本高水流量として、浅川ダム計画では流出解析を 2 度おこなっているが、30 年前と現在で変更がない。千曲川との合流点を治水基準点としているが、これが間違い。千曲川の水位上昇による浅川への逆流で内水水害が繰り返されている。治水基準点はこのように逆流現象があるため、正しい流量が観測できない地点である。基本高水流量 450m³/秒という数値は 30

年間 1 度もかわっていない。2 回目の流出解析は 1 回目のつじつま合わせである。基本高水流量問題は各ダム計画で共通の問題になる。

長野県は浅川ダムについて穴あきダムということで河川整備計画の案を決めた。河川法では「河川整備計画の案を決めるときには関係住民の意見を反映する措置を講じなければならない」としている。関係住民の意見を何も聞かずにいきなり突然穴あきダムの計画を決定した。こういう違法・瑕疵の問題がある。これは裁判で争う予定。押し付けて先に計画を決めて、住民への手続きとして形式的な公聴会を開き、学識経験者の意見を聞いて傷をとりつくろい、市町長の意見を聞いたりして認可申請へ持つていった、という大きなミスがある。浅川では証拠書類まで残したがほかのところではこういうミスは出てこないだろう。浅川では、長野県が行った計画決定までの手続きにハッキリした落ち度があるので、とことん争う必要がある。注目願いたい。

太田川ダム（静岡県：岡本 尚氏 太田川ダム研究会）

資料集 p103～108（岡本氏が事前に事務局へ提出された資料）にそつて説明

太田川ダムも補助ダムで総貯水量は 1,180 万m³。太田川は天竜川と大井川の間を流れる 2 級河川。森町から 14km 上流地点で行われている静岡県営ダム。本体工事は 7 割進んでいる。

利水にとってはまったく不必要。最大級水量の実績と予測のグラフ。実績から、今後どう見積もっても遠州地方の水需要は伸びない。天竜川で十分間に合っている。

治水にとっても殆ど役に立たない。集水面積は全流域面積のわずか 4 %余り。基本高水流量は 5,200m³/秒、計画高水流量は 4,700m³/秒、その差 500m³/秒をダムで補うとして太田川ダム計画がある。太田川ダムで補えるのは 350m³/秒に過ぎず、その量は基本高水流量の 6.7% で殆ど役に立たない。不足 150m³/秒分を補うとしている三倉川ダムは幽霊ダムでどこに造るのかまったく分からぬ。これが現在の治水計画。計画高水流量 4,700m³/秒に対し、現況流下能力は 2,500m³/秒で五十数パーセントしか進んでいない。太田川ダムが完成しても、30 年先も下流は水害から解放されない。

昨年、このダムは無益どころか有害であることが発覚した。戦後まもなくは地質的に問題のある個所はダム建設を避けたが、適地が乏しくなるにつれ、この原則が忘れ去られ、無理な計画・無茶のところにダムを造り出した。奈良の大滝ダムはその例。太田川ダムは完成以前からダムサイトの下流左岸、掘削工事が原因で大滝ダムに匹敵する岩盤すべりが始まっている。静岡県は想定外であったことを認めた。工事開始 2 年後（2004 年）、左岸に法枠の部分と自然の山腹の 80 箇所に観測点を設けて変位を図り始めた。平成 16 年（2004 年）7 月 5 日から 4 ヶ月間で最大 100 mm の岩盤滑りが起きた。掘削を再開したら平成 17 年 3 月に 2 回目の岩盤滑り、再度掘削を再開すると 3 回目の岩盤すべり、掘削を再開するたびに岩盤滑りが発生している。4 回目は平成 17 年 12 月に始まり、未だに完全には止まっていない。その間の累積変位量は水平・垂直とも最大 260 mm。滑りを止めるために打ち込まれた 1 本 100 万円のアンカーボルトが 437 本、総額 4 億 6 千万円出費している。未だ変位はとまっていない。湛水が始まるとダム水平方向にかかる力はわれわれの試算では 25 万 5 千トン。それを支える岩盤の変位を抑える対策がまったく講じられていない。ダムがもたれかかるアバットが抜けてしまう可能性が専門家から指摘されている。万一そうなった場合は、森町はじめ下流部は壊滅的な被害を受ける。情報開示請求によって分かったことは、このサイトにダムを建設する場合の安全性を検討した責任ある組織がなかったことである。検討委員会の設置すらなかった。

東海地震との関係：当初計画では東海地震による振動の加速度は震度法で 0.15（加速度にして 147 ガル）と想定していた。その後の中央防災会議の見直しでは太田川ダムは震源域直上にはいり、工学的基盤の受ける加速度は 600～750 ガルに達する事が判明した。しかる県河川砂防局は『河川管理施設等構造令が改正されない限り設計の見直しは行わない』と公式回答し



ている。

構造令には「これ以上なければならない」という全国共通の値は示し、これより上は「実情に応じて決める」となっている。大きく実情が変わったのに、設計を見直さないのは法令違反ではないか?

設楽ダム（愛知県：市野和夫氏 設楽ダムの建設中止を求める会）



会場でリーフレットを配布。資料集とリーフレットを用いて説明。

愛知県東端・豊川水系寒狭川最上流に集水面積 62 km²・総貯水量約 1 億 m³ のダム。設楽ダム工事事務所の HP には工事中と記されているが、基本計画は未策定。

1973 年から話が始まっているが、2001 年に豊川水系河川整備計画策定（整備基本方針は 1999 年）。その直前（2001 年 3 月）に流域委員会が「設楽ダムの建設容認と豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」を行い、それを受けた形で 11 月に設楽ダムを位置づけた河川整備計画を策定。

2002 年 3 月に愛知県と農水省が実施していた豊川総合用水事業が完成した。これによりこれまでの 5 割り増しの取水が可能になり、豊川水系の利水環境が大きく変わった。設楽ダム計画はこれ以前の状況を前提にしたものであり、現在は水は足りている。

2004 年から環境影響評価の手続きが始まり、2007 年 6 月に評価書が出された。豊川の利水を決めている国の豊川水系フルプラン（水資源開発基本計画）が豊川総合用水事業の完成・水需要の低下を踏まえて、2006 年 2 月に全部変更された。それにもかかわらず、アセスが進められた。

9,800 万 m³ から堆砂容量 600 万 m³ を差し引いた 9,200 万 m³（有効貯水容量）の 65% にあたる 6,000 万 m³ が流水正常機能の維持容量と飛びぬけて大きく、利水・治水目的の容量は非常に小さい。

基本計画案を国交省が取りまとめ中で、関係自治体と相談している時期だが、中々まとまらない。基本計画策定には愛知県議会の同意が必要なので、県議会に対して同意を与えないよう請願署名運動の準備を始めている。

2007 年 4 月に、不当な公金支出の差止めを愛知県に求める住民訴訟を始めた。

第十堰改築（徳島県：豊岡和美氏 NPO 法人・吉野川みんなの会）

資料集に沿って説明

事業概要：

第十堰は吉野川河口から 13km 地点にある。事業者は国土交通省。

洪水流量 1,700 m³/秒カットを目的にした治水ダム。事業費は 1,030 億円。年間維持費 7 億円。

第十堰は農業用水の分水目的で江戸時代に川の中に設置された斜め堰。過去 250 年、これが原因で洪水被害を引き起こしたことは 1 回もない。

経過：

82 年 吉野川水系工事実施基本計画に洪水の流下阻害要因である第十堰の改築の必要性が明記

97 年 円藤知事が「可動堰建築がベスト」と発言

98 年 第十堰審議委員会が可動堰化が妥当と答申

徳島市で住民投票を求める署名活動。人口の約半数に当たる 105,535 名の署名が集まる。徳島市議会、これを否決。

99 年 徳島市議選で住民投票推進派の議員が躍進、住民投票条例可決

2000 年 徳島市住民投票（可動堰反対 90.14%、投票率 55%）

前後に行われた、あらゆるマスコミの県民世論調査でも、反対が賛成を上回る。



- 大田知事当選（2002年）以降、この問題の重要性が市民・県民に浸透し、知事、徳島市長とも、あらゆる選挙で、可動堰推進の候補は当選していない。
- 00年 与党3党合意により「可動堰は白紙」
- 04年 飯泉知事「まずは、可動堰以外のあらゆる選択肢を検討」=「可動堰かは白紙であり、決して中止ではない」
- 四国地整「よりよい吉野川作り」発表
- 洪水被害を最小にする総合的治水策
 - 安定的水利用
 - 残された豊かな河川環境を後世に継承
- 取り組み方法
- 「河川整備」と「抜本的な第十堰対策」に分けて検討する。⇒第十堰問題を先送り。
 - 「徹底した情報公開と住民参加でおこなう」。⇒これが果たされないまま進行している。
 - リ 第十堰については、「吉野川水系を現状より少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って決める」「必要な補修は適宜行う」⇒第十堰可動堰化が選択肢の一つとして明確に残った。
- 05年 吉野川水系河川整備基本方針策定
- 基本高水24000m³/s ⇒ おなじ
計画高水18000m³/s ⇒ おなじ
- 「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」
- 「既設固定堰の改築を行って洪水の安全な流下を図る」(⇒ 第十堰は治水上障害になる)
⇒ 可動堰再浮上の可能性
- 06年 吉野川水系河川整備基本方針策定に3部会方式採用
- 3部会方式：部会を、学識者・流域住民・市町村長の3つに別けて、それぞれで検討する。
- 住民が再三求めた流域委員会方式は拒否されている。拒否理由説明もない。飯泉知事もこの方式が妥当としている。
第十堰に触れないまま、整備だけが進んでいく。
- 問題点：
- わずか3回の開催、実質2時間の審議で住民参加なしのまま、吉野川水系河川整備基本方針が策定された。
- 整備計画の素案は、
- 総合的治水対策になっていない（施設偏重。）
 - 超過洪水対策がない。
 - 森林の機能についての消極評価。（森林は大洪水には効かない、という立場の固持）
 - 利水計画がない。
 - 環境保全の具体的目標設定がない（努める）。
 - 堤防線など複数案がなく、住民が参加し難い。
- 3部会方式では意見をたたかわす場がない。「意見を聴く会」の場でも流域委員会に改組するように求めていく。

8月11,12日、吉野川で「全国川のシンポ」を行った。

(村上 稔氏 NPO法人・吉野川みんなの会)

8月11,12日に徳島市で「川を流域住民（あなた）に取り戻すための全国シンポジウム」を開催した。阿波踊りの混雑の中、2日間にわたり延べ1,400人の参加を得た。

東京大学名誉教授宇澤弘文先生が大会委員長。全国の川問題の現状を一堂に会して発信をもらい、情報と現状認識の共有化が図られた。

山鳥坂ダム（愛媛県：有友正本氏 大洲市の住民投票を実践する会）



事務局の都合が最優先の環境検討委員会について報告



2007年10月9日の第11回山鳥坂ダム環境検討委員会は新たに見つかったクマタカの巣への対応を審議する重要な会であったが、開催予定がHPに掲載されたのは10月3日という直前で、マスコミ以外傍聴禁止で、なおかつ市議会開催日とぶつけていた。誰もが今回の新たな知見でこのクマタカの巣を上位性注目種に格上げするべきと思っていたが、巣が工事範囲から3km離れているということで重要種のままで格上げしなかった。

上空で飛翔している行動そのものが採餌や繁殖の基本行動であり、頻繁に区域内に出現する「飛翔現象」を正確に理解し評価しようとしていないか、理解し評価しようとしていない。生態系の頂点にあるクマタカは、オオタカやサシバ以上に注目種として適切な選択である。

川辺川ダム（熊本県：中島 康氏 子守唄の里・五木をはぐくむ清流川辺川を守る県民の会）



資料集に沿って説明。

2003年5月に川辺川利水訴訟福岡高裁判決で勝訴・勝訴確定=利水計画白紙化が大きな転機になった。この勝訴は2001年のアタック2001と名づけた利水事業対象農家4,000人を対象とした聞き取り調査により獲得できた。

この利水計画白紙化により、利水計画再策定に向けて6者協議会が78回開催されたがまとまっていない。07年12月には国が「撤退」「休止」を決定すると思われる。

球磨川水系河川整備基本方針は内容も手続きも問題だらけである。このような基本方針の無効を勝ち取ることを目指す訴訟もありうるのでないか。河川法は穴だらけである。

球磨川水系河川整備基本方針の住民への説明として、九州地方整備局は「川づくり報告会」を行っているが基本方針への質問に国は答えることが出来ていない。逆に、ダムによる治水に反対する意見が過半を占めている。

朝日新聞が「穴あきダム」をすっぱ抜いたが、穴あきダムで治水がやり切れるとは思わない。

(矢上雅義氏 相良村村長)



利水目的は相良村がNOなので来年度予算を組むことが出来ず、12月10日頃に農水大臣が「休止宣言」を出さざるを得ない。

利水なしの穴あきダムとしても、常時は水が貯水されないことから、これまでのダム湖による立村計画が成り立たなくなる。

流域住民の6~7割は川辺川ダムに反対。中止後の地域おこしには国からの金が必要。その制度の確立が必要。

反対運動の継続こそが政府の政策転換を起こす。身の丈にあった事業、本当に必要なのか・金を払うことが出来るのか、を利水事業であれば農民自身が、治水事業であれば流域住民自身が、判断する。

平瀬ダム（山口県：吉村健次氏 ラフティング NEO）

平瀬ダムは錦川水系本川4つ目のダムになる。

地元漁協はダムに賛成で、一人当たり 25 万円の補償金を受け取った。

いわゆる川漁師はいない。

今は個人的にこのダム計画問題に対応しているが、これからは情報を集めて発信をすると共に、運動を組み立てたい。

渡良瀬遊水地総合開発第二期

(群馬・茨城・さいたま・千葉：猿山弘子氏 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会)



1990 年に、渡良瀬遊水池の第二調節池を開発行為（有効貯水容量 500 万 m³ の多目的貯水池化）から守るために「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が誕生。

2002 年に貯水池化中止（「治水方式は別途考える」とした）を勝ち取る。

2005 年、第二調節池を治水目的での大規模掘削（素掘りで 500~1,000 万 m³・湿地再生兼用と称する）を発表

住民側は大規模掘削を認めず、渡良瀬遊水池をラムサール条約に登録すること、谷中湖の再生を目指している。

JACSES（特定非営利活動法人

「環境・持続社会」研究センター：田辺有輝氏）



インド・ネパールなどの南アジアで起きているダム開発問題と日本との関わりについて紹介した。

討議の部

討議の部の進行は田中議長による。

1. 河川整備基本方針と河川整備計画の諸問題

事務局からの問題提起 嶋津暉之

シンポジウム資料集 p 58~p 74 に沿った発言

1997 年河川法改正により、工事実施基本計画（以下、工実とよぶ）が河川整備基本方針と河川整備計画に別れた。基本方針は長期的な目的を定めるもの。整備計画は 20~30 年間に実施する工事の具体的な内容を定める。これらの策定が現在、進んでいる。基本方針も整備計画も工実と同様、ダムを造るための道具になっている。この状況を以下に打破するのか、が問題である。

基本方針：1 級水系 109 のうち、74 水系が策定された。国交省は今年度中にすべての水系の基本方針を策定するつもりでいる。検討小委員会での審議は形骸化している。吉野川の場合、審議回数は三回で審議延べ時間は 2 時間。利根川はやや長く球磨川は時間をかけているが内容は変わっていない。科学的な議論が殆どなく、聞いていて情けなくなるような人が議論している。傍聴していても意見を言うことが許されない。従来からある基本高水流量の数値を踏襲するのが殆どで、74 水系中基本高水を下げたところはゼロ、上げたところは 9 水系。データもなく、流出解析手法が幼稚なものであった昔の数値をそのまま今も使っている。

このような基本方針が持つ意味は二つに分かれる。多くの水系は大きな数値を設定しているがためにまったく意味を持たないものになっている。河川整備計画では小さい数値を目標値としている。球磨川の場合は、川辺川ダムを前提とした基本方針がつくられた。球磨川において川辺川



ダムを造らせないようにするにはこの基本方針そのものを変えなければならない。住民を排除し、昔の数値を踏襲していることで、意味のない、もしくは、有害なものがつくられている。

整備計画：ダム計画を具体的に位置づける。淀川では進んだやり方をしてきた。昨年から反動化の動きがある。第3次の淀川水系流域委員会が動き出している。ここではダムが一部復活する問題がある。宮本博司氏が委員長になって頑張っているので成り行きを注目したい。国交省の反動化という悪い例は吉野川・利根川（肱川はもっと悪い）で、住民を排除した形で整備計画策定が進んでいる。

1級水系県管理区間、2級水系にも同様な問題がある。

主な意見

各地の状況に基づく意見が多く出されました。

- ◆ 小委員会速記録に発言者の氏名が伏せられていることの不当性の追及、
- ◆ 小委員会・河川分科会・流域委員会において国交省関係者が委員になっている不当性の追及
- ◆ 学者専門家の問題発言については名前を挙げて批判を加える、
- ◆ 水源連として基本方針策定のあり方を提言すべき、

などが提案されました。

2. 1997年改正河川法の見直し

事務局からの提起（嶋津暉之） シンポジウム資料集 16 ページ81 ページ 河川法に問題があるのも事実で改正を迫っていかねばならない。改正当時民主党が住民参加に重点を置いた対案を出した。ベースは住民が作成した。基本方針に当たるものとの策定段階からの住民参加を求めた。しかしそれは通らなかった。

日本弁護士連合会と矢上村長から河川法改正を求める提言が出された。基本方針策定段階から住民を参加させろ、という内容が中心になっている。基本方針が必要なのか、という問題もある。多摩川とか利根川などあまりに過大で意味のないものになっているのがたくさんある。整備計画だけで、既往最大洪水の実績数値を使って整備目標流量を立てる、と、そんなものに限定する形にしたほうが良いのでは、という気もする。

主な意見

- ◆ 97年改正河川法の主旨が現在はまったく意図的に取り違えられ、国交省の思うがままに運用されている、
- ◆ その対応として河川法改正を求めるべきではあるが、政治状況から見るとそれは得策ではない、
- ◆ 川は国有財産であり所有者は国民・国交省は国民から管理を委ねられているに過ぎない、
- ◆ 「本当の川づくりとは何か」を水源連として提示すべき、

今はこれらの視点で、河川法改正を視野に入れた準備をしっかり行う、という意思一致を見ました。

3. 多目的ダムから治水専用ダムへの問題点

事務局からの提起（嶋津暉之） シンポジウム資料集 90 ページ92 ページ 水需要が減少の一途をたどっているので、多くのダム計画は利水目的を保てなくなつたことで、治水専用ダムが増えてきている。その問題を考える。

先ずは法的問題：例えば川辺川ダムはこれまで多目的ダムで特定多目的ダム法に基づくダム。ダムの基本計画をつくり、知事の意見を聞かなければならなかつた。治水専用ダムになると河川法に基づくダムになり、基本計画をつくるなくてすんでしまう。知事の意見をいう場もなくなる。吉野川第十堰可動堰化計画も昔は多目的ダムであったが治水専用になつた。河川法のダムだと、知事の意見を言う場がない、ということになる。河川法の不備があり、ダムを造りや

くなる。

次に穴あきダムの問題：利水目的がなくなると治水目的が残り、常時水を貯めておく必要がない。「それならば環境にやさしいといわれている『穴あきダム』にする」という方向が出ている。

穴あきダム計画は最上小国川ダムなど 10 ダム、穴あきダム案が浮上しているのが川辺川ダムなど 4 ダムである。穴あきダムの問題点は今本先生が「世界」07年に書いた「穴あきダム徹底批判」を資料集に転載したので参照されたい。

治水専用ダムになることで法的にダムを造りやすくなるということと、穴あきダムということで環境問題を通り抜けようということで動いている。

主な意見

◆ 穴あきダムは堆積土砂とそれによる濁水の継続・洪水時の急激な水位変化による生物への大きな影響があるので新規ダムとしての環境アセス法の適用が当然である。

◆ 穴あきダムの問題点をまとめて広く知らせることも水源連の役割である。

あわせて、治水専用ダムが治水対策としてはむしろ危険であることを確認しました。

4. 環境アセスの問題点・戦略アセスへの対応

事務局からの提起（鳩津暉之） シンポジウム資料集 93 ページー98 ページ。

もし川辺川ダムが治水専用ダムになった場合、アセスの対象から逃げてしまう問題がある。環境省が国交省の圧力に負けて口裏を合わせていると思う。矢上氏が「ダムの実態面がまったく違う」と言われたように、根拠法が変わったというよりも「ダムの実態面がまったくかわった」ということを前面に出して環境アセスの対象にするように迫っていく。環境アセスも実際は住民参加の道が閉ざされている。日本のアセスは意見書を提出するだけの情けないものである。このようなアセス法そのものを変えていかねばならない。日本のアセスメントの実態はアワセメントでしかない。事業をやるという前提で微調整をやる、というのが日本のアセスメント。こういうアセスをどう変えて行くかという問題がある。

山鳥坂ダム事業環境影響調査の実体と問題報告（有友正本） 資料集 94 ページ。

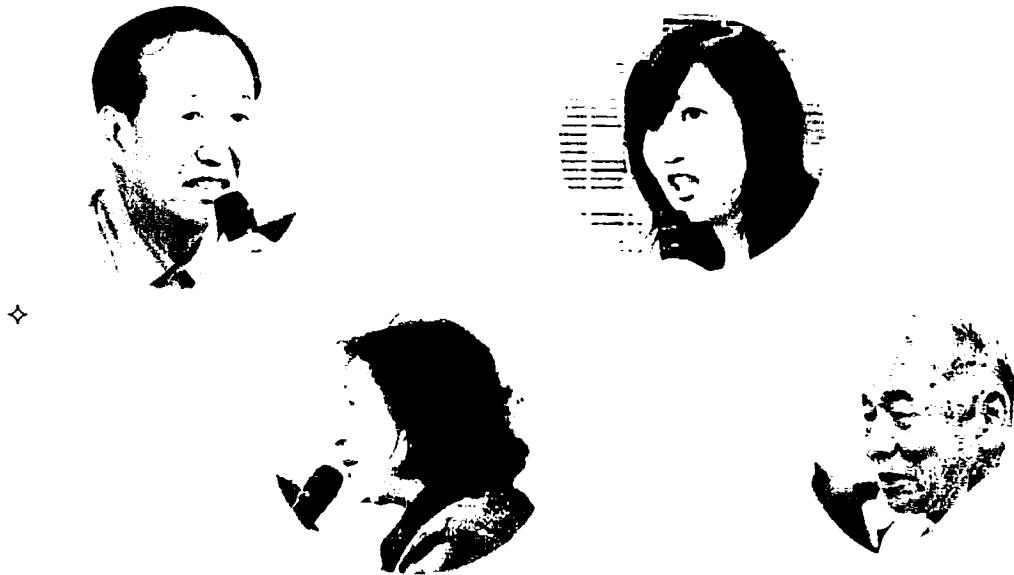
最大の問題は事業着工が前提になっていること。環境検討委員会の中で工事事務所の所長が「いつまでも調査をしているわけにはいかない」、「準備書に間に合わない」など言う（普通は仲間内でそうつと言う話のはず）。アセスにはいくつもの手続きが必要だが、どの手続きでも止まらない。前に進んでいくシステムになっている。委員会を傍聴して感じるのは、委員の選任。委員長は鳥類の専門家としての委員だが、「野鳥の専門家に聞きます」という。流域委員会の委員長は河川工学と鳥類の専門家になっている。人選が全然おかしい。たまに良い意見を言う人もいるが、委員会の中で自由な意見交換はなく、問題を国交省が出して、議論の方向を国交省が誘導して、結論は国交省が出す。こんな委員会は経費のムダ使い。委員会の大半は事務局説明で、その後に今述べたかたちの「議論」。流域 10 万の市民に対しても開かれていません。都合のいい話ばかりをどんどん進めていく。準備書、報告書に肱川のアユが取り上げられない。国交省は環境アセスの対象ではないという。流域住民は天然アユの遡上率が高い肱川にほこりを持っている。

クマタカ：ずっと報道されているが、国交省が隠していた鳥。地元紙の記者が情報公開でデータを取ってスクープして我々に知らしてくれた。国交省は困るものだからいわゆる「追い出し調査」をやって、事業区域外に追い出されたクマタカがペアになって帰ってきて巣を作って子供を生んだ。資料集 118 ページ。「営巣はしているが事業に影響ない」と環境検討委員会は結論を出した。猛禽類のアセスには環境省のと国交省外郭団体の 2 通りの指針がある。国交省外郭団体のは事業区域から 500m 離れていたら対象外。環境省のは距離が書かれていない。手前味噌のを採用するのはどんなものか。

植物の移植：「ムヨウランの移植については難しいと思う、無理かもしれない」という委員もいるが、そういう意見に対しては「専門家の意見を聞きながら」ととぼけてしまう。

主な意見

- ◆ ダム工事を行うことが大前提でアセスが行われている。
- ◆ その対策として、いい加減なアセスに対してはアセス実施業者との契約の中身をオープンにさせることをアセス実施主体者（ダム計画起業者）に求めるべきである。



5. 今年度の水源連活動の方向性

以上の議論を踏まえ、下記の方向性が確認されました。

(1) 総会討議を踏まえた取り組み

討議 (1) 「河川整備基本方針と河川整備計画」の問題

- ◆ 「基本方針策定のあり方の案を水源連が提示する」ということは是非やりたい。皆さんの協力を求める。
- ◆ 「議事録に氏名記載しないのであれば小委員会に予算をつけるな」は明日の国交省要請で迫る。
- ◆ 「専門家・委員の問題発言公開」は国に迫ると同時に、水源連ホームページを改善して活用する。あわせて相互の情報を集めて発信する。

討議 (2) 「97年河川法改正の見直し」の問題

- ◆ 「本当の川づくりの考え方」を水源連として検討し作成する。
- ◆ とんでもない基本方針がまかり通っている問題は「障害となる基本方針は現場から突き返していく」ことができるよう情報交換・専門技術的部分の支援をおこなう。

討議 (3) 「ダム根拠法が特ダム法から河川法に変更」した場合の問題

- ◆ 穴あきダム問題については水源連としてまとめて全国に発信していく。
- ◆ 「治水専用ダムへの変更はダム計画の延命策に過ぎない」ということを水源連として大きく宣伝していく。

2004年水源連総会で「治水にダムは有効なのか」を討議し、その結果を提言「治水にダムは無用」として採択した。それをシンポジウム資料集最終ページに掲載した。
この提言を広く知らせていく。

討議 (4) 「環境アセスの問題点、戦略アセスへの対応」の問題

- ◆ 穴あきダムになってしまえば、物理的構造が基本的に違うし、生態系に与える影響もま

ったく異なっている。法的根拠が特ダム法から河川法に変わること、実態として形・中身が変わること、から、新規事業として環境アセスを求める。

- ◆ 環境アセス・戦略アセスについては、水源連の仲間が関わっているので、情報を交換につとめ、政府に対応していく。

(2) 国会との連携

- ◆ 参議院選挙で野党が多数を占めたので相当のことができるであろう、と思う。河川法改正を出すと参議院を通過しても衆議院で修正されてしまうことが十分予想される。水源連として河川法改正を求めるのは得策ではない。運動の中で「河川法改正」をいうのは重要。
- ◆ 参議院で野党が多数を占めても難しいものがある。衆参両院の国土交通委員会（付属資料・国会議員への働きかけ 3ページ）メンバーで「公共事業チェック議員の会」会員は田中康夫参議院議員一人だけである。国土交通委員会で頑張ってもらわないとしようがない。松野議員と大河原議員を中心に水源連との連携のもと解決に向けた協力をお願いする。

(3) 運動の拡大

- ◆ 各地の運動との連携強化
- ◆ 会員拡大
- ◆ 水源連パンフレット「ダムは要らない」（価格 100 円）の活用
- ◆ 海外との連携（水源連は RWESA-JAPAN に加入している。日本でダム建設が難しくなると、公害輸出と同じく、海外へのダム輸出が進む。ダム輸出を対象とした取り組み）
- ◆ ホームページの確立（現状は即時性がない。なんとか確立を図りたい）
- ◆ 機関紙発行（年 4 回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）

6. 今年度の役員体制

総会で、下記の通り承認されました。

顧問： 矢山有作、 藤田 恵
共同代表： 嶋津暉之、 遠藤保男（事務局長兼務）
会計： 和波一夫

以上、昨年通りです。

国交省要請と国会シンポジウム

2007年10月29日（日）11時から「公共事業チェック議員の会」の皆さん同席のもと、衆議院第一議員会館第一会議室で国交省要請を、14時からは衆議院第一議員会館第一会議室で「ダム問題をあらためて問う 国会シンポジウム2 川を住民の手に！」を開催しました。

両方あわせての参加者は、国会議員が13名・マスコミ関係者が7名・運動仲間が61名、総数81名でした。



国交省要請では回答がいつもの繰り返しでしたが、多くの参加者からの鋭い追及で国交省が回答に窮して絶句する、という場面が多く見られました。事前に要請事項を提出していたにもかかわらず、回答を文書にして配布することもなく口頭で数値などを読み上げたため、参加者から大きなブーイングが起きました。国交省要請の最後に、松野幹事長が国交省に対して、今日の回答を文書で提出することを求めました。（この日の口頭回答を文書にしたpdf-FILEと付属資料のpdf-FILEが12月21日に国交省から松野信夫事務所に提出されました）

国交省要請に同席された国会議員は、公共事業チェック議員の会会長である民主党の鳩山由紀夫衆議院議員・民主党の松野信夫参議院議員（公共事業チェック議員の会幹事長）・民主党の大河原雅子参議院議員・共産党の塩川鉄也衆議院議員・共産党の紙智子参議院議員・社民党日森文尋衆議院議員・保坂展人衆議院議員・無所属の川田龍平参議院議員でした。



国会シンポジウムでは川辺川ダムNOを表明した相良村矢上村長の講演を受けた後、サンルダム・成瀬ダム・浅川ダム・太田川ダム・ハッ場ダム・設楽ダム・淀川水系・吉野川第十堰・内海ダム・山鳥坂ダム・川辺川ダム・南摩ダムからそれぞれ、パワーポイントスライドを背景に5分の持ち時間で報告をもらいました。そのほか、山形県の小国川ダム・月山ダム、平瀬ダム、砂防ダム問題についての報告を受けました。

参加された国会議員（秘書が代理している場合も含む）は、大河原雅子参議院議員・岡崎トミ子参議院議員・金田誠一衆議院議員・川田龍平参議院議員・塩川鉄也衆議院議員・武内則夫参議院議員・田中康夫参議院議員・日森文尋衆議院議員・福島瑞穂参議院議員・保坂展人衆議院議員・松野信夫参議院議員・吉田泉衆議院議員（あいうえお順）でした。同時に元防衛庁次官の喚問が衆議院で行われていたことを考えると、多くの国会議員に参加いただいたことに感謝すると共に、水行政・ダム行政の実態を知っていただけだと思います。国会での国交省追及をよろしくお願いしたく思います。

2007年10月29日国土交通省への要請行動報告



出席議員：民主党：鳩山由紀夫衆議院議員（公共事業チェック議員の会会長）、
松野信夫参議議員（公共事業チェック議員の会幹事長）、大河原雅子参議議員、
共産党：塩川鉄也衆議院議員、紙智子参議院議員、
社民党：保坂展人衆議院議員、日森文尋衆議院議員、
無所属：川田龍平参議議員

国交省：河川局総務課 安達企画調整官、
河川計画課 森課長補佐、笠井課長補佐、矢崎課長補佐
治水課 三戸課長補佐、吉田課長補佐

司会：田中信一郎

公共事業チェック議員の会と水源連が国交省への要請活動を行ないます。本日の要請は、河川行政の透明化と民主化を求めるものです。特に、情報公開、審議の公開、議事録の公開などの透明性を高め、住民参加を強く求める内容になっているものです。それでは、公共事業チェック議員の会会長の鳩山由紀夫衆議院議員にご挨拶をいただきます。

鳩山衆議院議員（公共事業チェック議員の会 会長）

ダムが住民、市民に役立っているのか、評価されているかについては冷静に考えなければならないことだ。政治は現場主義でなければならない。公共事業チェック議員の会は、できるだけ頻繁に現場を訪れ、住民の声を聞きながら議論し、国政に影響力を持って行使していくなければならない。余談になるが、かつて私は自民党竹下派に属していたことがある。その自民党を飛び出した後のことだが、「公共事業すべてが悪いわけではない。人間のエゴで破壊した自然を取り戻す公共事業は、いくらでも予算をつけてやるべき。」と言ったことがある。そのことを聞いた竹下登先生は病床の中でしたが、「その言葉は大事、ふるさと再生はそのような方向で君と事業をやりたい。」といった。その数ヵ月後に亡くなられた。人間は自然の中で生かされている。河川行政ができる限り、住民の声を大事にして市民参加型中で、しっかり答えを作り出すことが大事。皆様の気持ちを国政の場



で活かしていきたい。それが地球の未来にも意義持つと思ってがんばっていきたい。

司会

国会議員の紹介。塩川哲也衆議議員、松野信夫参議議員（公共事業チェック議員の会幹事長）大河原雅子参議議員、日森文尋衆議議員、川田龍平参議議員。

水源連共同代表：遠藤

本日の国交省要請は 64 団体によって行なわれている。2007 年 2 月 14 日にも要請を行なったが、国交省回答は主権在民の対応とは思えない。河川管理者があたかも国民より上であるというような回答ばかりだった。3 月 7 日に保坂展人議員が再質問し、6 月 14 日にも質問趣意書を提出したが、回答はすべて、いま言ったような内容になっている。住民無視の河川行政を改めてほしい。それではこれから要請書を国交省に手渡します。

司会：これから国交省に全ての事項について一括して回答してもらいます。そのあと質疑応答にしたいと思います。

（この日の口頭回答は後日、文書として国土交通省から提示されました。質問と回答の対照表を後のページで掲載します。当日は一部の資料と口頭の回答のみで、この回答に対して多くの参加者から鋭く追及されました。なお、口頭の回答と後日示された文書の内容は、基本的に同じですが、当日は文書に無い細かな発言など、微妙な違いも見られます。この報告は当日の雰囲気が伝わるように記述しています。）

水源連の【質問事項】と国交省の回答

1 河川整備基本方針の非現実性について

一級水系に関しては急ピッチで河川整備基本方針が策定されてきています。全国 109 水系のうち、すでに 8 割近くの水系で方針が策定されました。しかし、その内容を見ると、現実的な達成の可能性がなく、絵に描いた餅にすぎない基本方針がほとんどを占めていると認識しています。このことについて下記の質問にお答えください。

1-1 多摩川水系を例にとれば、河川整備基本方針の基本高水流量が石原地点で毎秒 8,700 m³、一方、今後 20~30 年間に実施する河川整備計画の目標流量が 4,500 m³である。基本高水流量は今後 20~30 年間で達成する目標流量の 2 倍近い値であるから、それに対応できる河川整備が完了するまで、超長期の期間を要し、おそらく数百年間以上の期間、超巨額の事業費が必要ではないかとさえ考えられる。各水系の河川整備基本方針の策定にあたって、達成に要する期間と費用を考慮したのかどうかを明らかにされたい。

矢崎課長補佐：河川整備基本方針の策定にあたっては、達成に要する期間と費用を見積るようなことは行なっておりません。

1-2 河川整備基本方針の非現実性は、基本高水流量を達成する上で数多くのダム建設を未だに必要としていることに端的に表わされている。ここでは、利根川水系、多摩川水系、木曽川水系、淀川水系、豊川水系、吉野川水系、肱川水系の河川整備基本方針を例にとって、洪水基準点より上流における洪水調節容量の全必要量および既設ダムの洪水調節容量を明らかにされたい。

矢崎課長補佐：質問の洪水基準点を我々は治水上の基準点と解釈してお答え

します。基本方針上で、様々な想定される条件のもとでの仮定した上で出した容量であり、整備計画段階で変更しうるという可能性があるので概ねの容量ということであることをお断りしておきます。利根川は必要量 3 億 5000 万トン、既設洪水調節容量 1 億 1484 万トン。多摩川は 1 億 6000 万トン、既設洪水調節容量はまだなし。木曽川は 3 億 9000 万トン、既設洪



水調節容量は 9817 万トン。淀川は 2 億 40000 万トン、既設洪水調節容量は 1 億 2895 万トン。豊川は 5000 万トン、既設洪水調節容量はまだなし。吉野川は 2 億 9000 万トン、既設洪水調節容量は 1 億 1950 万トン、肱川は 4000 万トン、既設洪水調節容量は 2000 万トン。(※木曽川水系については木曽川しか触れていないので、後日、訂正された)。

1-3 これらの水系の河川整備基本方針はいずれも、洪水調節容量の全必要量のうち、既設ダムで対応できない部分が多く残されているはずである。その洪水調節容量の不足量を埋めるためにはどのような方策が考えられるのか、上記 7 つの各水系ごとにその方策とその実現可能性を明らかにされたい。

矢崎課長補佐：基本方針上の方策では、利根川水系は既設洪水調節施設の機能向上、洪水調節施設の整備、河道整備。多摩川水系は上流部の洪水調節施設。木曽川水系は既存施設の有効活用、洪水調節施設整備。淀川水系は既存洪水調整施設の有効活用、上流域の洪水調節施設整備等。豊川水系は流域内の洪水調節施設整備。吉野川水系は流域内の洪水調節施設整備、既存施設の有効活用。肱川水系は流域内の洪水調整施設整備。

方策については技術的側面、社会的側面など、いろいろな観点から実現可能性を考慮して検討してございます。

1-4 河川整備基本方針の非現実性は、工事実施基本計画時代の過大な基本高水流量をほとんどそのまま踏襲したことに起因している。今までに策定された一級水系の河川整備基本方針において、基準点の基本高水流量が工事実施基本計画のそれと同じ水系、それより引き上げた水系、引き下げた水系のそれぞれの数を明らかにされたい。

矢崎課長補佐：河川整備基本方針検討小委員会、河川分科会の審議を終えて官報に掲載し確定したものについては、74 水系である。同じ水系は 63、引き上げた水系は 10、引き下げた水系はなし。評価手法を検討したもので、高瀬川は 1400 トンとしていますからは、評価を変更したものとして、引き上げた水系としております。

1-5 実績流量とかけ離れた基本高水流量が設定されている水系が多い。今までに河川整備基本方針が策定された一級水系のそれについて、基準点の基本高水流量と既往最大流量、および両者の比を明らかにされたい。なお、ここで言う既往最大流量は実際に観測された最大流量を意味する。計算で求めた既往最大流量は流量計算モデルの作り方によって流量が増幅されている可能性があるので、あくまで観測流量の最大値を示されたい。

矢崎課長補佐：今回説明できる事例としては、安倍川は実績の最大流量 4862 トン、基本高水 6000 トンでその比は 0.81。大井川は実績 5833 トン、基本高水 11500 トンで比は 0.51。揖保川は実績 2404 トン、基本高水 3900 トンで比 0.62。千代川は実績 4262 トン、基本高水 6300 トン、比 0.68。山国川は 3132 トン、4800 トン、比 0.65。番匠川は実績 2740 トン、基本高水 3600 トン、比 0.76 となります。

会場から：紙はないの。コピーしたらどうなの。そういうのは、ペーパーを用意して読み上げるべきだ。(同様な非難の声多し)。

矢崎課長補佐：手持ち個人メモなので。今お答えした部分は手書きで書いて、後でコピーを配ります。

1-6 基本高水流量を達成するための河川整備に超長期の期間と超巨額の事業費を要し、いつ達成できるかまったく分からぬ多摩川水系等の河川整備基本方針を策定することに果たしてどのような意味があるのか、その意味を明らかにされたい。

矢崎課長補佐：1 級水系にかかる河川整備基本方針は、長期的観点から定める目標で、治水安定度

の全国バランスを考慮し、国として保証する安全基準となっています。国民の生活、財産、社会活動を守るために、河川整備基本方針の策定が必要であり、多摩川水系についてもそのような観点から基本方針を策定しています。

2 球磨川水系河川整備基本方針の恣意性

一級水系の中には多摩川水系などとは異なり、球磨川水系のように河川整備基本方針が特定のダム建設計画とつながっているものもあります。すなわち、球磨川水系では基本方針の基本高水流量と計画高水流量を前提する限り、河川整備計画段階の治水対策は川辺川ダムと多少の河道整備の組み合わせしか選択できないようになっています。この球磨川水系について下記の質問にお答えください。

2-1 球磨川の基本方針では人吉基準点の基本高水流量は 7,000 m³/秒、計画高水流量は 4,000 m³/秒である。一方、人吉地点における現在の流下能力は 3,900 m³/秒（河床矯正後）、川辺川ダムの調節効果は 3,000 m³/秒（既設の市房ダムの効果を含む）とされているので、川辺川ダムを建設し、後は流下能力の若干の増強を行えば、基本方針の数値を達成できるが、逆にそれ以外の方法では基本方針の数値を達成することが困難になっていると考えざるをえない。球磨川の基本方針の数値を前提として川辺川ダム無しの選択肢があるかどうかを明らかにされたい。

矢崎課長補佐：今後、具体的な治水対策は、球磨川水系河川整備計画の策定過程において検討することとしています。治水対策は川辺川ダムに限定したものではありません。

2-2 しかし、流域住民の多数が望んでいるのは、洪水対策として確実な河道整備（堤防の嵩上げや河床掘削など）による流下能力の増大と宅地防災対策（家屋の嵩上げ）であり、川辺川ダムの建設ではない。基本方針では人吉地点の計画高水流量は 4,000 m³/秒となっているが、整備計画の策定段階では人吉地点の流下能力を 4,000 m³/秒よりもっと大きな数字に高めることを望む流域住民の声が多数を占めるることは確実である。球磨川水系河川整備計画において 4,000 m³/秒を超える流下能力を設定することが現行球磨川水系河川整備基本方針のもとで可能かどうかを明らかにされたい。

矢崎課長補佐：「人吉地点の計画高水流量を 4,000 m³/秒」の断面は河道の維持管理が困難、河川環境への影響も大きくなることからも困難です。

2-3 基本方針において計画高水流量を 4,000 m³/秒に据え置かれた理由は、河床掘削による軟岩の露出を心配する意見が出されることにある。しかし、河床掘削による軟岩露出は全国的に多摩川をはじめ、いくつかの河川で起きていることであり、置砂などの対策で対応されてきていることである。球磨川ではその対策の検討もされなかったのは川辺川ダム推進の意図が働いていたからに他ならない。全国の一級水系において軟岩の露出が問題になっている水系、その対策を実施している水系の名前、およびその対策の内容を明らかにされたい。

矢崎課長補佐：私が把握している中では、多摩川の四谷本宿堰や多摩川の支川の浅川は、土丹が露出して低水護岸工や根固め工の崩壊等の問題が発生している。土丹を覆っている砂礫層が洪水時にどのような挙動するかなどの調査を行なうこととしています。

2-4 1997年の河川法改正における国会の質疑において当時の尾田栄章河川局長は「基本方針で定めた中ではこの整備計画がどうしてもできないということになれば、またこの基本方針のあり方についても再度検討する、そういう仕組みを考えておる」（衆議院建設委員会1997年5月7日）と答弁している。この国会答弁をどのように受け止めているのかを明らかにされたい。

河川整備基本方針は河川整備の基本となる事項等を定めることです。河川整備計画は具体的な河川整備の実施に関する事項等を定めるもので、先ほど申しました、河川整備基本方針に沿って定める事となってございます。このため河川整備計画の策定段階で、河川整備基本方針に定める事項の変更が必要になる場合などには、河川整備基本方針を変更することはあり得る、ということです。

2-5 河川整備計画策定段階で基本方針の再検討が必要となったときの行政的な手順を示されたい。

河川整備計画策定段階で河川整備基本方針の変更が必要と判断された場合には、河川法第16条第6項に河川整備基本方針の変更基準、いわゆる整備計画策定段階でいろいろ手続きが定めてあるわけでございますが、そういったものに準用する、ということで規定されております。その規定

に基づいて所定の手続きを行うこととなります。

足立企画調整官：続きまして3番の分科会委員会の委員構成の問題点、それと4番河川分科会および検討小委員会の運営の非民主性、これにつきましては私、河川局総務課の足立と申します、私の方からご説明いたします。

5番の整備計画の策定への住民参加は河川計画課の矢崎、6番のダム計画依存による河道整備の遅れは治水課の三戸補佐、6番には一部河川計画課の説明もございます。7番、その他の問題、7-1については河川計画課の笠井補佐、7-2につきましては河川計画課の矢崎、ということでご説明を申し上げます。

先ほどお話しがございましたように、説明のあと、手書きで（資料を）だしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。



=発言者不明（議員？）=

前もって、解答書出すぐらいの事じやないとダメだよ。

松野議員：時間が勿体ないので、メモを早めにコピーできるところは、やっていただいた方が…

矢崎課長補佐：数字は今はいっておりませんで、すぐコピー…、回答はなるべくわかりやすいよう答えしますんで、ご質問者、あとよろしくお願ひいたします。

3 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の委員構成の問題点

各水系の河川整備基本方針を審議するのは、河川整備基本方針検討小委員会と社会資本整備審議会河川分科会ですが、その委員の構成は閣議決定違反ではないかと思われます。このことについて下記の質問にお答えください。

3-1 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）の名簿およびそのうち、国の府省出身者については出身府省名と退職年月、退職時の役職名を示されたい。また府省退職後、現在の役職につく以前に他の特殊法人や公益法人に在職の経験があれば、その組織および役職名を示されたい。

まず3-1でございますが、河川分科会および検討小委員会の各委員の名簿提出等の件でございますが、先ほどお配りした名簿でございます。

3-2 平成7年9月29日の閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」には、「審議会等(以下「一般の審議会」という。)においては、当該省庁の出身者(特に退官後間もない者)又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にある者(以下「省庁出身者等」という。)は、原則として、これをその委員に任命しない。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合においては、特別の事由のない限り、当該一般の審議会の会長等に任命又は選任しない。」と記されている。質問主意書の答弁（平成19年6月22日）において、河川整備基本方針検討小委員会は河川分科会が設置したものであるから、閣議決定は適用されないと考えを示したが、河川分科会の下部組織も当然のことながら、審議会等の「等」に含まれる。基本方針の実質的な審議は検討小委員会が行っており、河川分科会はその報告を受けて追認する機関にすぎず、実質的な審議を行う検討小委員会は明らかに審議会の「等」に含まれる。このことについて国交省の見解を示されたい。

足立企画調整官：小委員会は河川分科会の内部規則である、社会資本整備審議会河川分科会運営規則、第1条に基づいて設置したものでございますので、審議会等には該当いたしません。よってご質問の審議会等の透明化、見直し等に付きましての閣議決定は適用されない、という分に考えてございます。

3-3 平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の「審議会等の組織に関する指針」では、「審議会等の下部機関」を「専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で総合的な審議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関（分科会、部会等）を設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする」と明確に位置づけており、審議会

の下部機関はすべてこの対象に含まれる。したがって、社会資本整備審議会の下部組織である河川分科会のみならず、その下部機関である河川整備基本方針検討小委員会もこの閣議決定の対象となる。このことについて国交省の見解を示されたい。

これにつきましても小委員会は河川分科会の内部規則であります、社会資本整備審議会河川分科会運営規則、第1条に基づいて設置したものでございますので、審議会等には該当いたしませす、今閣議決定の組織指針は適用されないという分に考えております。

3-4 同平成11年閣議決定内の「審議会等の組織に関する指針」でも「特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は専門的な知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない」と記されている。河川分科会および検討小委員会において、府省出身者が多く含まれる。この状態を直ちに是正すべきではないか。国交省の見解を示されたい。

ご質問の閣議決定は、審議会等の運営の指針と考えられます。審議会等のご指摘の部分につきましては、委員に関する規定でございまして、配布した名簿の通り、社会資本整備審議会河川分科会には、省出身者は存在いたしておりません。

また小委員会につきましても、社会資本整備審議会河川分科会運営規則、第1条に基づいて設置したものでございますので、配布した審議会等には該当せず、運営指針は適用されないと想います。

また小委員会につきましても、社会資本整備審議会河川分科会運営規則、第1条に基づいて設置したものでございますので、配布した審議会等には該当せず、運営指針は適用されないと考えられます。

3-5 特に、河川整備基本方針検討小委員会の委員長および河川分科会委員である近藤徹氏は、もとは建設省河川局長、技監であり、再就職先は委員長就任当時、水資源開発事業を実行する特殊法人水資源開発公団だった。そして、再々就職を行った現在の立場は、ダム事業関連事業を国交省から請け負う財団法人水資源協会の理事長である。委員長への任命は閣議決定違反以前にあからさまに公序良俗に反するものであると考えるが、国交省の見解を示されたい。

こちらにつきましても、河川分科会の内部規則であります、社会資本整備審議会河川分科会運営規則、第1条に基づいて設置したものでございますので、審議会等には該当いたしないことから、委員長への就任は平成7年の閣議決定に関することにははなっていなかったものと考えております。

3-6 同平成11年閣議決定内の「審議会等の運営に関する指針」では、委員の選任に關し、兼職については「委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする」とされている。社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）が、平成19年9月現在、委員として就任している「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の対象となるすべての「審議会等」および「審議会等の下部機関」の数と名前を示されたい。

平成11年閣議決定内の「審議会等の運営に関する指針」の件でございます。この中で、委員が審議会等の就任にあたって、原則が最高3、特別の場合が4以上ということが明記されてございますが、ご質問にかかる資料につきましては、先ほど配布いたしました、一番右段に書いてございます、委員が今現在就任している審議会をご紹介した結果でございます。ご質問にかかる部分は、その委員にかかる規定ということでございますので、このようなメモの作成をさせていただいたところでございます。

また小委員会につきましても河川分科会の内部規則であります、社会資本整備審議会河川分科会運営規則、第1条に基づいて設置したものでございますので、審議会等には該当せず、運営指針は適用されないと考え手おります。

4 河川分科会および検討小委員会の運営の非民主性

河川分科会および検討小委員会の会議では一般市民は傍聴のみで、意見を述べることは一切認められず、非民主的な運営が行われています。このことについて下記の質問にお答えください。

4-1 他府省の会議、たとえば、環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち1回はNGOと委員が意見交換を行う機会としている。このように他府省の会議では、傍聴者やNGOとの意見交換を行う場を設けることは当然のことになっている。ところが、河川分科会および検討小委員会では傍聴者には発言の機

会を一切認めていない。河川分科会および検討小委員会の非民主的な運営を他府省並みの方式に改善する考えがないかどうかを明らかにされたい。

河川整備基本方針は治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標でございます。その内容の客觀性・公平性を確保する必要から河川についての専門的な知見を持った、高度に学識経験を有する者から構成される社会资本整備審議会の意見を聞いて、定めることとされているものでありまして、傍聴者の発言の機会を設けることや、傍聴者や、NGOとの意見交換を行う場を設けるということは考えておりません。

なお、河川分科会及び小委員会における河川整備基本方針の審議においては、住民団体等から審議事項に関する意見書の提出があった場合には、原則として各委員長に配布した上で、審議を行うこととさせていただいております。

4-2 平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」（添付資料参照）に「審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。」と記されており、各水系の基本方針に関する河川分科会および検討小委員会の会議では少なくとも当該水系の住民には、発言の機会が提供されなければならない。上記の閣議決定に基づき、当該水系の住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。

平成11年の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」のところでございますが、個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるというところでございますが、先ほどのこととご一緒にございまして、川整備基本方針は治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標でありまして、その内容の客觀性・公平性を確保する必要から河川についての専門的な知見を持った、高度に学識経験を有する者から構成される社会资本整備審議会の意見を聞いて、定めることとしております。

従いまして、当該水系の住民に発言の機会を提供するということは考えてございません。また、河川分科会及び小委員会における河川整備基本方針の審議においては、住民団体等から審議事項に関する意見書の提出があった場合には、各委員会等に配布した上で、審議を行うこととしております。

4-3 河川分科会および検討小委員会の開催予告が、開催日直前にされるケースがほとんどであって、関係住民は仕事を急遽キャンセルしなければ、傍聴に参加し、意見書を提出することも困難なことが続いている。このような住民無視の運営を改善するための方策を示されたい。

開催予告が遅いんではないかというご指摘ではございますが、河川分科会小委員会の会議開催につきましては、原則として、1週間前に公表を行っているわけでございます。

4-4 河川分科会および検討小委員会の議事録が後日、国交省のホームページに掲載されるが、そこでは不可解なことに発言者の名前が消されている。河川分科会および検討小委員会での発言について委員の責任を問われるのは当然のことであって、その名前を伏すことは無責任な発言を許すことになる。他の府省、たとえば環境省の審議会の議事録では発言者の名前がきちんと明示されている。河川分科会および検討小委員会の議事録において国交省が発言者の名前を消すのはなぜなのか、その理由を明らかにされたい。そして、環境省のように議事録に発言者の名前を明示するように改める考えがないかどうかを明らかにされたい。

分科会小委員会の議事録の件でございますが、分科会、小委員会においては、発言者が特定されるような議事録が公にすることによって、委員の自由な発言による、公平中立な議論の妨げとなる、ということもございまして、会議の都度発言者の氏名をのぞいた議事録を一般に公開するとの確認を得て議事録を公表してございます。

4-5 2007年4月19日に開催された河川分科会で、潮谷義子委員（熊本県知事）「基本方針案を了承できない」との意見を答申に併記することを求めたが、西谷剛分科会会长はこの両論併記を拒否した。しかし、この西谷氏の判断は、平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」に記されている「_審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」に違反するものであった。さらに、西谷氏は異論が出たことの経過を答申に記すことを潮谷委員に約束したにもかかわ

らず、答申にはその経過の記載はなかった。以上の閣議決定違反の判断および約束不履行についての見解を示されたい。

本年4月19日の河川分科会で、熊本県知事のご発言に関することでございますが、閣議決定違反と約束不履行ではないかとのことでございますが、このつまましては4月19日、第25回河川分科会に於きます、議事録をお読みすることによってご理解をいただきたいと思っております。少し長くなりますが、お聞きいただきたいと思います。

後半の方の途中からでございますが、分科会長の発言でございます。「まず先ほど知事さんから少數意見の明文化というお話がございましたけども本審議会は政策提言をするような場ではないものですから、多数意見、少數意見を併記するというのは、ご勘弁いただきて、私のとりまとめの発言の中で、知事さんからそういう意見があったということは、確認するということでご了解いただきたいと思います。」

途中中略させていただきまして、分科会長の発言でございます。

「そういうことを前提にいたしまして、次のようなとりまとめをしたいと思います。つまり、潮谷委員から了承しがたいというご意見もいただきましたが、当分科会全体としては、原案を適當と認める、なお河川整備基本方針については等分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう、強く要請する。以上をとりまとめたいといたしたいと思いますが、いかがでしょうか？よろしいですか？知事さんもよろしいですか？」

潮谷委員の発言です。

「私の意見をあったということで明確に位置づけていただいたうえでそのほかの委員の方が了承されたという文言の整理でございますので、結構でございます。」

分科会長の発言です。

「ありがとうございました。それでは一応議論が終わり、今のとりまとめということで異論がございませんので、左様決することといたしたいと思います。」

これが議事録でございまして、当然公表もされてございます。この上からも判断いたしますが、閣議決定違反、及び契約不履行という自体にはなっていないと考えております。以上でございます。

5 河川整備計画の策定への住民参加

河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会は、淀川水系など、一部の水系を除くと、住民を排除する傾向が顕著になってきています。また、公聴会もただ聞き置くだけのものになっており、住民参加とは程遠いものになっています。これらのことについて下記の質問にお答えください。

5-1 住民の意見を河川整備計画に反映させるためには流域委員会の委員を公募して住民が参加できるようにすることが必要であるが、多くの水系では住民参加の道が閉ざされている。河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会（利根川水系の有識者会議や吉野川水系の学識者会議など、同様な目的を持つものを含む。以下、同じ）の設置年、委員数および、公募で選ばれた委員の数を明らかにされたい。

5-2 淀川水系流域委員会では民主的な運営が行われ、傍聴者にも発言の機会が提供され、それが流域委員会の議論の方向に大きな影響を与えてきた。ところが、多くの流域委員会では住民は傍聴するのみとなっている。上記の各水系の流域委員会において傍聴者および意見書提出者に発言の機会を提供している流域委員会の名称を明らかにされたい。

5-3 4-1で述べたように、たとえば環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち1回はNGOと委員が意見交換を行う機会としている。行政の委員会などで傍聴者とともに議論を進めていくことは世の流れになってきている。各水系の流域委員会において、傍聴者に発言の機会を提供しない理由を明らかにされたい。

5-4 4-2で述べた平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」は各水系の流域委員会にも準用されるべきであって、流域委員会では住民に発言の機会が提供されなければならない。この閣議決定に基づき、各水系の流域委員会において住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。

5-5 淀川水系流域委員会の評価に関して設置されたレビュー委員会は今年の4月6日に、透明性、委員会の進め方、住民参加、

委員の選定方式についてまとめを発表し、淀川水系流域委員会に対して基本的にプラスの評価を行った。これについて、冬柴鐵男国交大臣は、「悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重することが大事」と述べ、「淀川だけではなしに他の水系に対しても、尊重されるであろう」との見解を述べた。国交省は各地方整備局に対してこの冬柴国交大臣の見解をどのように伝えたのか、その見解に基づき、各流域委員会の改善を求めたのかどうかを明らかにされたい。

5-6 河川整備計画の策定に関する公聴会はそのほとんどが、住民が一方通行でただ意見を述べる場であって、行政側とディスカッションを行うことは一切できないようになっている。しかし、歐米では公聴会といえば、通常は双方向性の公聴会であって、住民は意見を述べるとともに行政側と十分にディスカッションを行うことができる。国交省は河川整備計画の策定に関する公聴会を双方向性の公聴会に改善し、住民と国交省が議論できる方式に変える考えがないかどうかを明らかにされたい。

矢崎課長補佐：続きまして、5番を説明させていただきます。全体計画に関することですので、大変恐縮ですが、いずれも未設過分の説明になりますので、同じ事を何度も説明することになり、ご回答させていただきたいと思います。

河川法においては河川管理者は、第16条2の第3項に基づき学識経験者の意見聴取、第16条の2の第4項の公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置、第16条の2の第5項、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聽かなければならないものと定めてございます。

河川整備計画の策定にあたっては、現在の河川法の精神に則り、できるだけ幅広く丁寧に意見を聞くため、河川や流域に戻って地域とのつながりなど地域の実情等をふまえて、各河川ごとに工夫紙ながら、委員会、公聴会、ホームページなど、さまざまな方法で意見調整を実施しているところでございます。意見聴取の具体的な方法については、地域社会の成り立ちや、これまでの経緯や実情等に基づくことが重要であり、まさに現場において河川管理を行っている地方整備局等が適切に判断をしているところです。よって、流域委員会の設置名、委員数、公募で添えた委員の数、流域委員会において公聴数、傍聴者および意見書提出者に発言の機会を提供しているところについては把握しております。

また、淀川水系流域委員会のレビュー委員会では、良かった点、改善すべき点の議論が行われて、委員選任に関して河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたたことを評価する一方で、委員会の運営について目標とするスケジュールが予算等を明示してこなかったことなどの課題があったとしてございます。

このようなレビュー委員会の結果につきましては、参考のために地方整備局等に情報提供を行ってございますが、この情報提供というのは各河川において状況が異なるため、各河川に当てはめようとして情報提供したものではなく、あくまでも参考にするものは参考にするということで情報提供したもので、以上でございます。

6 ダム計画依存による河道整備の遅れ

ダム建設に巨額の事業費が投じられ、そのために本来優先して進めるべき河道整備（堤防嵩上げ・補強、河床掘削等）がなおざりにされ、その結果、水害の危険性が放置されているところが少なくありません。この問題に関して下記の質問にお答えください。

6-1 具体例として、利根川水系、木曽川水系、吉井川水系を取り上げ、最近 10 年間における毎年のダム建設事業費（複数のダム建設がある場合は個別のダム建設事業費）と河川改修事業費（工事費、維持管理費を分けて記載、直轄区間と指定区間も分けて記載）を示されたい。

三戸治水課課長補佐：6-1につきましては、お配りしているペーパーの2枚目、3枚目になります。具体例として利根川水系、木曽川水系、吉井川水系3つの水系について質問がございましたので、河川とダムについて答えさせていただいております。

黄色いところがそれぞれの合計額を示しておりますので、ごらんいただければと思います。

6-2 上記3水系において、最近10年間の洪水で生じた水害および避難勧告の記録（直轄区間と指定区間も分けて記載）を明らかにされたい。

森 河川計画課課長補佐：利根川水系、木曽川水系、吉井川水系について最

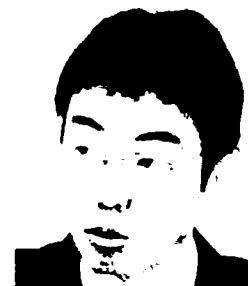
近十カ年の水害被害額ということで、お配りした資料の一番最後、国土交通省水害統計から別紙のとおり記載しております。なお、水害統計では管理区間別の被害については集計しておりません。ご要望のありました避難勧告の記録については、国土交通省自身把握しておりません。以上でございます。

6-3 国交省は一級水系の国管理区間にについて河川堤防詳細点検（浸透による安全性）の結果を公表している。これは、計画高水位の洪水に対して堤防が浸透により決壊する危険性がある箇所を示したものであるから、その危険箇所の堤防補強は最も優先して実施しなければならないものである。国交省は河川堤防詳細点検により、安全度が低いと判断された堤防についてどのようなスケジュールで補強対策を実施していくのか、具体的な実施方針を明らかにされたい。



三戸治水課課長補佐：6-3につきましては、河川堤防の浸透に対する安全

を確保するための点検結果をふまえまして、安全度が特に低く、かつ被災履歴があるような箇所につきましては、平成19年度より今後3か年で今後早急に対策を実施していくということにしております。また、今後3年間で実施予定以外の箇所につきましても引き続き随時巡視等を行いまして、その結果に応じて堤防のモニタリングを行いますことや、堤防強化につとめてまいりたいと考えております。



6-4 上記の河川堤防詳細点検は堤防の土質に関するものであるが、一方で、堤防には必要な高さと幅が確保されているか否かの問題がある。利根川本川の国管理区間を例にとって、現在の堤防高（堤防の幅が不足している場合はそれを考慮したスライドダウン堤防高）を評価した場合、計画高水位に対して必要な余裕高が確保されていない区間がどれくらいあるのかを明らかにされたい。また、利根川に限らず、そのような堤防高不足箇所についてはどのようなスケジュールで堤防嵩上げ・補強対策を実施していくのか、国交省の具体的な実施方針を明らかにされたい。

利根川についてまずお答えさせていただきますと、直轄管理区間にについて堤防整備する必要がある左岸・右岸の合計延長が約460キロメートルございます。これについて必要な余裕高が確保されていない区間延長につきましては約210キロメートルあるということでございます。

堤防高不足の箇所につきましては河川ごとに被災実績とか現行の整備状況等、またそのほかに後背地の状況、河川全体のバランスそれらを勘案しまして、今後対策を実施しているところでございますし、今後も対策の実施につとめたいというところでございます。

7 その他の問題

7-1 河川整備計画の目標流量の恣意的取り扱いについて

天塩川水系河川整備計画案における目標流量の問題点

天塩川水系河川整備基本方針は基準点・誉平（ほんびら）の基本高水流を6,400 m³/秒としている。一方、河川整備計画原案では誉平の目標流量は戦後最大のピーク流量実績値、1981年の4,400 m³/秒となっている。戦後最大流量に2,000 m³/秒も上乗せした過大な基本高水流では河川整備計画を立てることができないため、現実性のある戦後最大流量を採用したのである。ところが、上流の基準点、支流・名寄川の真勲別（まくんべつ）は戦後最大流量が1973年の1,115 m³/秒であるにもかかわらず、整備計画の目標流量は1,500 m³/秒とされ、戦後最大流量よりかなり大きな値が採用されている。戦後最大流量を採用しなかった理由はサンルダム建設の理由をつくることがある。すなわち、河川整備計画原案では真勲別の河道流下能力の計画値は1,200 m³/秒であるから、戦後最大流量1,115 m³/秒の数字では真勲別の上流で計画されているサンルダムが不要となってしまう。サンルダムの必要性を無理矢理つくるために、真勲別の目標流量を恣意的に高くしたものと考えられる。このように恣意的な目標流量の設定が許されるのかどうか、恣意的でないとするならば、なぜ実績最大流量を目標流量としなかったのかを明らかにされたい。



笠井河川計画課課長補佐：天塩川水系の河川整備計画において、基準地点の誉平（ほんぴら）で



は1981年型洪水の戦後最大実績洪水を基にして4400トンという目標流量を設定しているのに対し、上流の真勲別（まくんべつ）地点は戦後最大流量より少し大きな値を設定していると、これは、サンルダムを位置づけるために恣意的に高くしたものではないかということでございますけれども、この、真勲別地点ですね、整備計画における目標流量の定め方というのは、先程申しました下流の誉平地点、戦後最大流量1981年の洪水で、4400トンを記録してございますけれども、この4400トンという流量に対しまして、ここに流域の中ではいろいろな雨の降り方があって、その雨の降り方によって4400トンと、最終的に一番下流に出てくるものでは、いろいろ中流での降り方がありうる、中流での流量の配分のあり方、雨の降り方によって異なる、いろいろなパターンがありうるだろうということでございます。それを下流の誉平地点での4400トンというのをベースにしまして、過去に流域で降ったいろいろな雨の降り方にあてはめて、4400トンと出てくる。雨の降り方をいろいろと検討したうえで、中流、上流、それから支川の、もっとも危険になる1973年型の降雨をもとにして、中流、上流の、支川の目標流量を設定している、ということでございます。その結果が、今回の流量設定になっておりまして、整備計画における目標流量設定する際に、影響を受けるいろいろな雨の降り方、降雨パターンをふまえた上で、目標設定するということでございまして、これについては特段恣意的な設定という風には考えていない、ということでございます。

（会場：苦笑・失笑）

7-2 ダム計画の見直しを困難にさせる国交省の再評価実施要領について

現在、公共事業については、再評価が適宜行われ、事業の継続が適當と認められない場合には中止されることになっている。国交省関連の公共事業の再評価は、地方整備局等に設置される事業再評価監視委員会によって審議し、その意見具申を受けて、事業の「継続」または「中止」が決定される。ところが、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」では、「河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。」とされ、実際に豊川では、「豊川の明日を考える流域委員会」が設楽ダムの再評価に関して審議を行い、事業継続の意見をまとめた。しかし、設楽ダムを含む豊川水系河川整備計画にゴーサインを出した同流域委員会が設楽ダムの継続に疑問を呈することはありえないことであり、再評価の審議を流域委員会に求めることが自体が誤っている。国交省は、再評価実施要領のこの規定を改める考えがないかどうかを明らかにされたい。

三戸治水課課長補佐： 最後になりましたが、7-2について、「ダム計画の見直しを困難にさせる国交省の再評価実施要領について、国交省は再評価実施要領のこの規定を改める考えがないか明らかにされたい」ということでございますが、改める考えはないということでございます。

（会場：笑）

司会： それではご回答いただきましたので、まず基本的なことからについて水源連の方から質疑をいたします。そのあといらっしゃっている国会議員にコメントをいただき、そのあと皆さんの方から質疑をしていただきたいと思います、よろしくお願ひします。では水源連の方からお願ひします。

水源連・嶋津： 基本的に今回のお答えですね、非常に、あいもかわらず不親切だなあと思うんですねえ、もう少しこう真摯に答えてもらえないかと思うんですよね。これ、3週間前に質問お渡ししているはずですよね、だから十分に検討して、資料なんか用意する期間があったと思うんですけども、それにもかかわらず今回非常にこう、本当に簡単なお答

えでがつかりしてしまいますね。少なくとも、質問に対して対応する形になつていいのがあるんです。例えば、1-5、これね、これ、全部一級水系それについてということで求めていわるわけですよ。その数字、全部出してください、例示だけじゃなくて。いくつか出でてきているだけではなくてさあ、そちらは一級河川全部管理しているわけだから、データ全部そろえて出してくださいよ。

それから2-3。軟岩露出ね、これ多摩川の話が出たけど、こんなことは私知っていますよ、その他にどういう例があるか出してほしいと、そちらは質問しているわけですから、全国の一級水系全体で、軟岩露出の問題となっている、これを全部取り出してどんな対策をとっているか明らかにしてほしいということですよ。質問の答えになつてないんですよ！（問題になっているのは）多摩川しかないんですか？

矢崎課長補佐：えっとあの、事例として多摩川をご回答させていただいたと・・・

嶋津：事例をきいてるんじゃない、全国の一級水系全部について出してほしい、そういう質問です、内容は。質問の意味を取り違えていますよ。これは後日出してください。
それから5-1と5-2、河川整備計画の関係で、流域委員会の関係で質問しているんですけど、そちらこれは把握していないということですか？公募している委員会、あるいは傍聴者に意見を述べる機会を与えている委員会、そういうの把握してないんですか。

矢崎課長補佐：えーと、全部は把握してございません。

嶋津：全部は把握していないってことはある程度把握してるわけですね？

矢崎課長補佐：適宜あの、相談等受けた場合には把握しているものもございますが、網羅的には把握してございません。

嶋津：そちらから調査をかけて把握することはできるわけですね？そういうことはしない？

矢崎課長補佐：そのへんは適宜えー、検討して判断したいと思います。



嶋津：適宜判断するということは、これからやって、データまとめて答えていただけるということでしょうか？そういう理解でよろしいですか？

矢崎課長補佐：ちょっとこの場では・・・

嶋津：はい？
(会場：歯切れが悪くなつたねえ)

嶋津：把握していない？今の答えはどういうことですか？

矢崎課長補佐：ご質問の、例えば傍聴者及び意見書提出者に発言する機会を提供している流域委員会の名前については把握していない。

(会場：中身は把握しているんですか？)

嶋津： 把握して、そういう調査をかけて把握して、改めて答えていただくことはできるということですね？

矢崎課長補佐： いやだから今後検討したいというふうに・・・

嶋津： 今後検討したい、どういうことは答えないかもしないということか。

それくらい把握して下さい、やっぱりね、本省として、全国の状況、全国でやろうとしているんだから。そういう風に、こちらが訊いたことについて答えてないところあるんで、具体的に答えるようにして下さい。

それから全般的な話ですけど、最初の1の関係、今の河川整備基本方針が非現実的だということですね。多くの水系ではばかりかい基本高水が設定されたがために、全く達成することができないと。さっきの数字、いくつか出されていたけど、多摩川なんかそうですよね、洪水調節流量が今ゼロで、何年かけてやるのかわからないけど、とにかく達成できないことは明らかですよ。そういう意味のない、達成するためには100年、200年、もっとかかるでしょうね、そういう基本方針を定めて意味があるかどうかということです。それについて訊いているのだけれども、答えがないですね

水源連・遠藤： それでね、今の1-6でさ、国として保障するもんだといってるでしょ。国として保障するといっておきながら、達成する見込みのないというのは全く矛盾しませんか。逆に、国として何を保障するんですか

矢崎課長補佐： えっと、私の舌足らずなところがあつてあれなんですが、基本方針というのは皆さんご存知のとおり、流域の人口だと、これまでの被災状況だと、流域の大きさだと、そういうものをいろいろみてですね、各水系ごとに計画規模を、安全度ですね、これをどれくらいにするか、考えていくということです、その安全度に対して例えば、河川の場合、目標流量として、基本高水、計画高水を設定していると、その流量について達成できるかできないかというのは、我々河川管理者として、流域の安全を守るために、当然達成できるよう努力するものだと思ってございますので、それが達成できないだろうといわれても我々努力するとしかお答えできませんし、達成できないものを策定する意味ないんだろうといわれても、だったら、その流域は安全じゃなくていいのかというふうに、逆にききたくなるんですけど。

そういうことは我々は努力してがんばって行きたいと思ってます。

遠藤： それは全くの詭弁でね、何を保障するんですか、達成できないものを決めて、国民、住民の何を保障するのか、それを示して下さい。

矢崎課長補佐： あの、すいません、かえすがえすになりますが、何を保障する・・・、やっぱり、国が保障する安全を流域に示していくかないと、それを達成するために我々努力するっていうことが河川管理者の役目じゃないでしょうか。

遠藤： 保障するっていうことは、その流域の住民がどうしてほしいと、その中ではい、そうしましようと約束がとれたものについて保障するんじゃないんですか？何を保障するんですか？

矢崎課長補佐： ここで今、流域の住民という話もございましたが、河川整備計画の段階で住民

の意見を聴いて計画を進めていくっていうのが基本ですが、

遠藤： 今聞いているのは、基本方針です。基本方針であなた方は、国民の安全を保障するといったんですよ、河川整備計画の段階じゃないですよ。

矢崎課長補佐： あの、基本方針はある、当然***の意見をきいて決めるんですが、治水安全度として計画規模を設定してございます。それを、流域の安全を確保していくための基準だということです。

遠藤： それが架空のもので実現可能性がない、例えば、 $1/100$ でもいいです、 $1/80$ でもいいですよ、そこにでてくる数字そのものが全くもって実現可能性がないものを決めて、それでどういう効果があるんですか。それで流域住民の何が保障されるんですか。

矢崎課長補佐： あのう、あの我々としてはですね、あの・・・

大洲市の住民投票を実現する会・有友： （具体例で、肱川の）基本方針でいうと、上流にダム群を造っていくと、具体的に計画があるのは山鳥坂ダムだけで、具体的に設定する可能性（はない。）うわさではさらに上の小さな流域にダムを造るんじゃないかな、という話はあるけど、治水効果のあるダムをこれ以上造れるわけがない、そこで基本方針自体が捏造されたもんじゃないかなと、そういう理論になるわけ。ひとつひとつ具体的に考えて、一般論をワーッというんじやなしに、議論してよ。

遠藤： だから、肱川の基本方針が何を保障するのか、具体的に言ってみて下さい

吉野川みんなの会・吉田 もうひとつ（吉野川の）例を言っていいですか？今の基本方針、吉野川でいえば、2億9000万トンなんですけど、それは今、何も計画のない、上流にダムを4つ造るというのが前の計画であって、（実現の）見込みがないのに過大すぎる基本高水が決められているがために、実際に起こっている、16年の23号台風での内水被害でたくさん床上浸水が出たんですけど、そういう必要な対策がなおざりにされているという現実があるんです。ですから、基本高水、基本方針があまりに過大なために必要な計画ができないっていう弊害が実際、吉野川でおきてますので、この決め方の非現実性というのはすごく大事なポイントになるので、ぜひ考えていただきたいと思います。

中島： 川辺川を守る県民の会の中島です。今、その現実性、非現実性なんていってますけど、私が一番要求したいのは、基本高水とか、いろんな流量をおたくがどんどん出してますけどね、これの計算式を出してください。

これを我々もあなた方が間違っていないかどうか検査してみようと思いますから、今のその、7000トンとか9900トンとか数値を出した計算式を公表してもらいたいと思いますが、いかがですか。

吉村： 収用委員会でもずっとそれを請求してきたけど、あなた方はなしのつぶてだ。 7000 トン、 9900 トンを先につくつといいて。

川辺川を守る県民の会・中島： 計算式を出してもらわないと検証のしようがないんですよ。計算はあなたたちだけができるんじゃないんだから。

矢崎課長補佐： 球磨川についてはあの、かなり内容を、検討小委員会で提示させていただいておりまして、その中であらゆるデータを我々は出してるつもりですので、その辺はよく見ていただいて、検討していただければと思います。

遠藤： いや、今の球磨川だけでの例でいいますと、計算式の公表されてません。こういうふうに出しましたっていうのは出てるけど。

中島： 結果だけですよ！

遠藤： 実際どういう数値を使って、どういう式を使ってやったのかっていうのは出てないですよ。

吉田： すいません今の、ちゃんと答えて、何で計算式が出せないか。

中島： まず出せるか出せないか、出せないなら出せない理由！

吉村： 川辺川の吉村です。基本高水の問題が出てきましたので、しゃべらせてもらいますけど、出せるなら出せる、情報公開するって今聞こえたんだけど、何かあなたたち別の世界のこと言つてるんじゃないの？俺、球磨川の漁民獵師の会の会長です、あなた方が強制収用かけてきた相手です。

はつきり言つときますよ、われわれ、何回も数値を出せと、計算した数値を出せと、公式だけだったら誰でもわかるということを言つてきたんですよ。しかしそれについてあなた方全然答えてないじゃないですか。どんな計算をすれば7000トンになるのか、八代地区で今度9000とか、9900とかって数字を増やしてきました、どんな計算をした結果増えたのか、全くその数式は出さずに、「これだけ計算した」って、何計算したのか、それ、はつきりさせて下さいここで。いいチャンスだからやりましょうよ、それ一点でいいですよ

遠藤： それだけじゃこまっちゃうけど（会場笑）計算式を公表できるか

吉村： だんまりじゃダメよ、だんまりじゃ、ちゃんとしゃべれよ

遠藤： 答えてください。

矢崎課長補佐： 計算式は、まあいろいろあの、貯留関数法使って、KPの話だとか、いろいろ小委員会の中で、

遠藤： 説明はされたけど、式そのものは出されていない。

吉村： 公式だけじゃないか、数値は出してないよ！

矢崎課長補佐：ええと、あのちょっとその事実関係が、ちょっと私今全部把握しきれてないので

中島： いや出すか出さんかでしょう！

遠藤： ではこれは、おって事務的にやりましょう

公共事業チェック議員の会・松野議員： 計算式があつて、そこの計算式の数値が具体的に何なのか、これがわかれば誰でも答えがでてくる、これがまず出せるか出せないか、この確認をしましようよ

遠藤： 私がきいておいてなんですけれども、かなりのものを小委員会で出しているというのは事実んですよ、小委員会で出されてるんだけど、現実に何をどうやったのか細かいところまでは出てないので、それを出してほしいということを今言っているんです。

矢崎課長補佐： あの、ちょっとすいません、球磨川の事実関係で、今まで出せといわれて、どこまで出してて、出していない部分があるのかどうか、今私把握していないので、コメントできないんですけど、例えば、利根川であれば皆さんのお求に対して極力出してますし、データーは。ただ、ひとつだけ多分、水源連さんから、要求された分は、我々相当何冊も出してますので、データーは。

嶋津： データ出しますか？

矢崎課長補佐： 出します

嶋津 どういう形で出していると？

矢崎課長補佐： あの、去年の話ですけど、情報開示請求とか受けて出したと

嶋津： 情報開示請求に対して出したというのは、提供したものじゃないでしょ、別の話ですよね

矢崎課長補佐： 出したものにはまちがいないと思うんですけど

(会場：計算式?)

矢崎課長補佐： 計算式というか、計算の例えば、専門的になりますが、貯留関数法というのがあります、雨を流量にかえる式なんですが、その式のなかにKPとか、いろいろデータがあるんですが、そういうものは出します、ちゃんと。

吉村： 出でない！出でないから言ってるんだよ！

矢崎課長補佐： 球磨川については、事実関係は把握してないので何度もコメントできないと言ったんですけど、利根川については出します、ちゃんと。

それで、ここご理解してほしいんですけど、基本的に情報公開の時代なんで、出せるものはちゃんと出していくという姿勢だと思うんですけど、基本方針については、こういうと反論あるかも知れないんですけど、河川法上は、全国バランス考えて、長期的な観点に立って定める目標なので、社会整備基本審議会の意見をきいて定めるというふうになってます。それはやっぱ全国バランスも考えて、先程、実現可能性もないとかいろいろ言われたんですけど、それは国として保障

する基準だと、我々は思っていると。で、それを定める中で、基本的には基本方針上というのは、Aダム、Bダム、Cダム、Dダムという形で個別ダムを位置づけるようなことはしていない、それぞれ地質とか、社会的影響とか見た中で、どういうものが可能性あるか検討した中で、その川としてどれだけの器があるかという検討をしていると。それでその検討の中で、例えば河川整備計画の段階で住民の意見をきくとかそういう手続を全くふんでない段階でデータを我々が全部出した場合、国交省がAダムを**地点で検討しているとか、仮にそういう情報がでた場合にはすごく社会的影響が大きいということで、そういった部分については申し訳ないんですけど出せない、というふうにご説明をさせていただいております。

中島： 前もって出せというのではないよ、今出してくれと言ってるんだから

遠藤： 計算行った結果が出てますね、その計算につかったデータ、数式を全部出してほしいと、彼らは言っているんですよ。例えば私個人が情報公開で持っているからそれでいいという話とは全然違うんですよ。検討してください、出してくださいね。
じゃ時間がないので、次のテーマに移らせてもらいます。

2の方で、球磨川の問題で計画高水流量を超える河道改修は、方針にはずれるということで困難であると、2-4で変更はありうるという話でした。すると地元としては4千トン以上の流下能力を河道に持たせるためには、現在の河川整備基本方針を突き返すのが先であるということですね、そういう理解でよろしいんですね。

矢崎課長補佐：突き返すとは？

遠藤：河川整備計画段階で、これではやっていけないと成了った場合、河川整備基本方針を返上する、差し戻すということになるはず。

矢崎補佐：言葉尻をとらえて恐縮ですが「はず」といわれてもそのことについて答えるのは…。

河川整備計画段階で、洪水調節量といったものが、できないと判断された場合には差し戻しはありえるということです。

遠藤：球磨川の方よろしいですか？

吉村：よろしくない。学者先生をもっているのはあなたたちだけじゃない。我々も私たちに教える立場の先生も持っているわけ。あなたがたにその数値を教える先生だってもっているわけ。しかしどんな先生をもっていたって、計算方式を出さないと計算しようがない。何が都合悪くて出さないのか。それをしないで、どこで見直すのか。見直すベースがない。追求する手がない。あなたがたが自信を持って言うなら、基本になる数値を示した上で、見直すのか、見直さないのかというのが筋じやないの。あなたがたが言っている一方的な話でさつき責任がどうのこうのと言ったけど、あなたたちが責任をとった地域があるの？あなたあと1年か2年したらそこからいなくなるじゃない。そしたら言っただけであなたが責任を取るの？国家公務員法なんて無責任の固まりの法律だよ。ダムで被害を受けた人たちが全国でどれだけ泣き寝入りしてきたか。だからここで責任論はやめなさいよ。以上。

遠藤：球磨川の基本高水7千トンについてはずいぶん（意見書で）追求したが、きちっとした説明はない。私たちの中でこれはまやかしだというのが共通した認識です。小委員会の中では意見

書は安全度を下げるものでしかないから検討するには値しないと切り捨てられている。そういうことが吉村さんたちも分かっていて7千トンはおかしいということになる。我々と7千トンあるいは4千トンの決め方について説明責任を果たすことを約束してもらいたいと思います。

次は検討小委員会ですね、小委員会には閣議決定が適用されないと貫かれていたが、小委員会の実態は河川分科会の作業的なものだと位置づけているが、実際に河川分科会ではきちんとした審議はやっていない。実際にやられているのは小委員会。だからこそ知事が入っているじゃないですか。そういう実質的な審議が行われている委員会に対して適用されないというのはこじつけに過ぎない。

矢崎課長補佐：小委員会の設置基準は河川分科会の運営規則で設置できるとなっている。分科会長の指名により委員の構成もおこなっている。今おっしゃられたようなことはないと認識している。

遠藤：内部規定でやっているだけの話で実際はいまの内閣の規定にきっとそぐわなければ精神上もおかしいじゃないですか。

まさの：小委員会を傍聴取材していたまさのと申します。先週たまたまなんですが、衆議院の総



務委員会で審議会についての質疑が行われていました。それご存じですか？ご存じないようなので申し上げますが、この閣議決定に対して、それがどこまで徹底されているのかという質疑が行われておりました。それを見ましたところ、内閣府の方から下部機関については、その精神は当然守られるべきだという答弁がなされました。それから総務大臣からさらに強めの答弁がなされ、審議会の整理統合ということで改革があって、審議会の数は減ったが、下部にいくほど数が増えている、という点と、それからもう一つ、閣議決定の趣旨というものは、当然、下部機関についても徹底されるべきであるという答弁をされました。つまり、新しく作られた福田総理大臣のもとで作られている内閣でそういう答弁がなされたので、今、ご説明になられた点は、すべておかしいと言われたも同然だと思いますがどのようにお考えでしょうか。

安達企画調整官：あの総務省（の見解）については存じ上げなかったんですが、今までの閣議決定に関しての考え方については先程来申し上げていますように、小委員会には適用されないというふうに理解しております。

まさの：さきほど矢崎補佐の方から河川法に基づいて、審議会で意見を聴いていますというお話をありました。矢崎補佐、もう一度お答えください。審議を聞いている相手はどこですか？

矢崎課長補佐：河川法で社会资本整備審議会と書いています。

まさの：実質的に河川法第16条に基づいて基本方針について審議を行っている場はどこですか？

矢崎課長補佐：えーっと社整審の方で河川分科会を設置されて、分科会の方から調査審議といった形で小委員会に意見を聴いています。

まさの：小委員会で審議しているということをお認めになられましたね。

矢崎課長補佐：小委員会の方で調査、調査検討ということでやっていると思います。

まさの：では伺いますが、社会資本整備審議会で審議を行ったことはありますか？ないですよね。

矢崎課長補佐：えーそれは社会資本整備審議会令に、今、河川分科会の議決は社会資本整備審議会で、正確にはなんでしたっけ。

遠藤：今の質問は社会資本整備審議会の本体で質問したことがあるかという質問ですよ

矢崎補佐：そこは規定上重要な話なんで。

フロアから：実態上はどうなのか。

矢崎課長補佐：実態上は社会資本整備審議会で審議したことはない。

まさの：じゃあ、小委員会ですよね

森課長補佐：社会資本整備審議会の総会で審議したことはございません。

まさの：ということであれば、さきほど來の話を総合しますと小委員会の方で審議をしていると。

それから総務大臣からの答弁からすると、当然閣議決定の内容は、守られるべきであると。つまり先程来、お答えがありました閣議決定に該当しないということをおっしゃられましたが、すべて該当するということになると思います。

森課長補佐：総会では審議をしたことはございませんが、社会資本整備審議会令の中にウロ覚えですけども会長が認めたときは分科会の会長が認めたときは審議会長が認めたことになるという規定がございまして、審議の段階で先生方にはご説明していますが、分科会におこしの方はわかつていらっしゃると思いますが、審議会で審議したように分科会の議決が総会の議決になるよう規定になっていて、それは審議会の場でご了承いただいています。

まさの：ということはやはりイコールですから、実質的に社会資本整備審議会＝河川分科会＝小委員会だということをお認めになったと思います。それでいいですね。

森課長補佐：分科会と小委員会の関係は、分科会は審議会の権限委任を受けていますが、小委員会は調査ということでさきほどの規定の第一条で規定していますから、調査審議を行うということでございます。

フロア：小委員会で政策判断やってることでしょ。

矢上村長：さきほど社会資本整備審議会はただ客観的な調査を行うだけで政策判断をするものじゃないとおっしゃってましたけども、それだけ会長さんに裁量権が与えられているんだったら、価値判断も含めてですね、政策的な権限を与えてているのと一緒にですね。見事にいま、表現していただきましたが。

遠藤：河川分科会の会長に政策判断が委ねられているではないかということですがどうですか。

(ヤジ) 近藤委員長があんなデカイ面してるんだよ。

矢崎課長補佐：あくまでも河川法上は意見を聞くということ

(ヤジ) 声が小さくなつたよ

嶋津：総務大臣と内閣府が、閣議決定の精神は下部組織にも適用されると明言しているわけですから、今後はそれに基づいて考えなきゃいけない。内部文書でつくった小委員会だから閣議決定の対象にならないなんて言い訳、通用しないですからね。よく考えて新しい見解だしてください。

安達企画調整官：昨日の議事録等々を確認した上で、あのお、もう一度検討させていただきます。

遠藤：とりわけ小委員会の委員長で近藤徹氏が委員長ですけども、実際にダム事業によって利害関係者になっているわけですよ。ダム事業を進める側の利益者になっているわけですよ。そういう人を小委員会の委員長にしたり、河川分科会の委員にしたりとんでもない話ですよ。

安達企画調整官：さきほど3-5でもお答えしたように、河川分科会設置法の第一条にもとづいて設置されていますので、審議会等には該当しないと考えております。

遠藤：100歩譲ったとしましょう。譲って閣議決定の枠からははずれているとしましょう。そうだとしても問題じゃないということですね。八ツ場ダムなら八ツ場ダムによって利益を受ける団体の責任者に近い人であることで問題はないんですね。

フロア：国交省がそういうことをきちんとしていないから、そこらの土建屋のオヤジが代議士になつて次々ということになるんじゃない

(国交省沈黙)

遠藤：回答保留ということでおいいですね。

松野議員：大変な問題だと思います。ただ今日お見えの課長補佐さんでこれについてどうだこうだ言われても、特に前の近藤局長さんにケシカランとは口が避けても言えないですよ。でもこの問題はとても許されない問題です。今日1時から防衛省の事務次官だった守屋さんが尋問されるんですけど、守屋さんがかつてトップにいて防衛関係の会社に天下つて、防衛省の委員会に入つてと、一人何役もやっているようなもんなんですよ、これは。とってもケシカラン話です。今日、皆さんからよくよく発言されましたんで。皆さんに怒りの声が出ているということをトップにつたえてもらわないといけない。それが彼らの役割だ。是非伝えていただきたいと思いますね。(大拍手)

遠藤：次に4番で議事録の中で。名前を出すことが自由な意見を妨げるとあるんですが、名前を出すことが発言に責任を取ることであつて、なんで、委員の自由な発言の妨げになるということになるんですか？

矢上・相良村村長：補足で質問ですが、分科会が客観的かつ科学的な議論をする場所だとすれば



別に名前を公表してもおかしくはないわけですよね。たとえば私たち町村長とか国会議員が最高機密について話しをするのはたとえば5年後10年度に情報公開するということで縛りをかけることは可能でしょうが、客観的かつ科学的なことを議論するのに表に名前を出せないということは、政治的な個人的な発言をされているから、趣味のレベルで発言されておられるから（笑）表に出せないと。ようするに公金を使って行われる分科会、公共施設を使って行う会議、そして客観的で公開性のある議論についてですよ、議事録を作成させるにあたって、民間の業者にテープ起こし、議事録を作成するのにですよ、名前を抜いた議事録とテープ起こしをしてくださいということは、皆様がたが民間に業務委託をされる場合のある意味、裁量権の逸脱じやないですか。事後的な検証を行うために、議事録を残しておかないと会議をやっちゃいけないんですよ。議事録を残さない、これもいけない。しかし議事録を作るにあたって、発言者名を除外してくれというのは、国家公務員としてある意味、故意過失による不法行為ですよ。国、国会が予算を組んで、そのような業務委託の予算を途中でねじ曲げたとなれば、国民の事後検証の権利を奪うという意味で国家賠償法で訴えることも可能だと思いますよ。これを命令した連中は。それは故意または重大な過失だと思いますよ。その辺のことも含めてご回答ください。

嶋津：国交省固有の話なんですね。環境庁なんか審議会は名前を公表しているんです。なんで国交省だけそんなことをするのか。

安達企画調整官：まあ繰り返しになって恐縮なんですけれども、いろんなご立場から、いろんな審議会に対しての議論、その発言に対して、制限がかかるような、ということを少しでも配慮しようということから

（会議場発言者多く、混乱聞き取れず）

遠藤：そういうね、そういう名前を公表したくない、そういう委員を任命することがおかしい。名前を公表されたら困るという委員がいるならば、それは委員の資格がないと、国民への責任を持てないということで入れ替えた方が良い。

安達企画調整官：ご存知のとおり、小委員会もこの審議をやっていますが、必ずしも小委員会等だけがですね、名前を伏せているということでもないとはみなさんご承知だとは思いますが、

吉村：じゃあ、ちゃんとやってよ。国交省だけがそれをやっているということが問題なの。

まさの：ぜひ、議員にお願いがあるんですけども、さきほど相良村の矢上村長が言っていたような理由を考えるとですね、やっぱり名前があつてこそその議事録だと思います。私たちの税金を使っているわけですから、議員の方のお願いというのはですね、議事録を公開できないとか、学者の方をかばいたいとかであれば、小委員会に対しての予算をですね削っていただきたいと思います。

松野議員：これはねやっぱり責任を持って、責任を持つというのは名前を出してやらないと、名前でないで言いたい放題、無責任な話をね、振りまいて、税金のなかから報酬をもらうという。

これはどうみてもおかしい話だと思う。それ、予算を認めるかどうかというのはいろいろ議論がありますけれど、これはおかしな話だ。我々もこの問題は徹底して国会、あるいは議会のなかで追求していきますので、ぜひみなさんお願ひしたいと思うし、しっかりとその場その場で指摘をする、それについては税金を投入させないことで我々も臨んで行きたいと思います。

会場：あのーテープとか録っているですよね。ビデオも録っているんですよね。

森課長補佐：テープは、テープについてお答えいたしますが、業者の方でテープは録っておりま
す。それは国のもとのとはなっておりません。

(会場発言者多く、混乱聞き取れず)

矢上：国会議員の先生方に小委員会そのものの会議費を削るとは言いませんけれども、少なくともいまの違法な立場、違法な民間業者への議事録作成の委託をされていますので、民間業者への議事録業務委託料は失効されるように宜しくお願ひいたします。

大河原議員：大変不思議な話を伺いました。私はこの小委員会、昨年いち市民として傍聴させていただいて、近藤さんが小委員会を仕切っている様子を目の前で見ていましたので、これは議員になったら必ず取り組むと思っておりました。いまテープは国のもとのにならないということ事態が私は本当におかしいと思いますので、それに取り組ませていただきたいと思います。

吉村：あのね、小委員会のなかで、テープも我々傍聴者には使わせないわけ、質問もさせないわけ、テープを録らせてくれと言つたらあんた方なんと言つた。あとで議事録を出しますからと言つたじゃないですか。名前のない議事録なんて、なんて屁の突っ張りにもならない。そして我々が後ろで聞いていて、我々が理解出来る言葉はなんだかんだわけのわからないことを議論のなかでもによもによと言ってて、そして最後のおおむね妥当という言葉しか我々には聞こえないのよ。我々はおおむね妥当を聞きに16時間も毎回走ってくるんじゃないの。だからここでね、結論がないなかに、はいそうですか、わかりました。となんとかしてくださいで帰るわけには行かないの。ここまで来たら。あなた方がここで黙りしているんだったら、我々だって黙りで、それで延々とあんた方の黙りに付き合うよ。

矢上：先ほどテープ起こしのテープは、業者さんの所有権にあると言われましたが、テープがな
かつたらどうなるか。そのテープを紛失したとしても責任追及はできないし、テープの段階で改
ざんした場合は責任追及はできない。改ざんされたテープを元に議事録が作成されるということ
は、やはり業務委託契約は違法であるという結論になります。

増田：淀川流域委員会全部傍聴して、意見書書いたりすると全部名前が載るんですけども、さ



きほど4-5のところで議事録を読み上げられましたよね、信用性がないとい
うことですよ、小委員会は閣議決定とか言われましたけれど、議事録に信
憑性がないんです。おわかりじやないんですか。民間に全部渡すとい
うこと。私、議員ですけれども、議会事務局か議会に渡しますけれどもぜんぶ
チェックします。それを私が委員長に成り代わって全部読みます。おかし
くはないか。おかしいところはもう一回テープを聞いて、これを議会事務
局がします。そういうものがね、そこで決まったことを小委員会のことを
会長が決めたことだからと、根本的に民主主義を破壊していることなんですよ。その認識を持つ

てください。今日のこの会はなんだったというか、

安達企画調整官：申し訳ありません、あの、政野さんが訴訟をされたということはみなさん、ご存知かと思いますが、引き続き提訴中ということになりますので、その辺はこの場での返答は差し控えさせていただきます。

矢上：あの政野さんは個人的に提訴しているわけで、私とは親戚でも兄弟でもないんです。政野さんは他人ですから、政野さんの提訴とここにいるその他大勢は関係ありません。まったく関係ありません、詭弁です。

(会議場発言者多く、混乱聞き取れず)

川田議員：さっき読まれたので、結局この知事の意見が出ていないというのは亨じやないかなあと思うんですが。さっき読ましたが、知事の意見が了解されましたのいうのが。

遠藤：いまあの議事録を読まれましたよね、議事録を読んだなかで、そのなかをきちんと追うとですね、西谷委員長は分科会の分科委員長ですね、両論併記を拒否しましたよね。それは認められますか。

安達企画調整官：あのさきほど読ましていただきました議事録のなかではですね、西谷分科会委員長からは政策提言をする場ではないので、まあ多数意見、少数意見を併記するというのはご勘弁いただきたいという発言をされています。

遠藤：だからそれは両論併記を極力両論併記をひとつにまとめないで、両論併記だとそのままでいいという内閣の決定と、甚だしくかけ離れているんじゃないですか。

安達企画調整官：そこはですね、いわゆる政策提言をする審議会等に関しては、そういった少数意見を併記するという件はございますけれども。

遠藤：政策提言なんていう言葉がついていましたか。閣議決定に。もし仮についていたとしましようよ、ついていたとしてもいいですよ、で、基本方針はですね、政策決定じゃないですか。国民の安全を保障するものですよ。どの点で保障するかという極めて重要な政策決定じゃないですか。基本方針は政策決定じゃないですか。

西谷委員長はそのまま辞任されましたけれど、責任をとって辞めたんじゃないですか。

安達企画調整官：小委員会のほうはその政策提言をすることではなくてですね。あ、いや、分科会の・・・

(長時間、国交省側が沈黙)

矢上村長：一言いですか、基本方針は私たちの生活で、日本国憲法と一緒に思うんですよ。そして整備計画は私たちにとってみれば法律なんですよ、そう考えたときに、その日本国憲法を



考える大事な立場のひとをたんなる審議会の会長ですか、部会長ですかといつて、政治の世界とか行政の世界とかから逃がしてですよ、目が届かなくさせるというのも作為的で嫌ですね。
(国交省沈黙)

遠藤：後ほど回答をもらうということで、いいですね。次に行きます。

今度は5ですけれども、いま「5-1と2」で配布していないということでしたけれども、これもさきほど嶋津の方から質問がありましたけれども、きちんと把握して後でご回答ください。それから「6-4」ですけれども、6に関連して、すべて具体性が非常に乏しいんですね。実際にはですね、ダムなどというよりも、堤防の整備をきちっとするということが治水のですね、重要なことです。この具体的なスケジュールをですね、特にとんでもないところが3年以内ということで、ひとつの例として出されましたけれども、それ以外についてもですね、具体的な予定が示されていないんですけれども、そのへんの国交省のスタンスはどのようなスタンスなんですか。

中澤：長野市から参りました中澤です。「6-4」は堤防の問題ですけれども、長野市を取り囲む堤防はですね、大部分が完全に？堤防です。とくに千曲川合流点から下流ですね、観測地は立花にしていますが、ここでの計画高水位は9000トンです。ところが昭和58年に7450トンで、計画高水位を越えました。計画高水位を越えているんですよ。にもかかわらず、国は千曲川河川事務所はまだ堤防がないところがあるから、それがあるといっている、ここに基本的な問題が、基本方針が決まっていないんです。

基本高水流量を決めたりするということは、だいたいダムをつくりたいところだけやるんです。ところがですね、日本で長さ一番の千曲川は、しかも長野市という県都を控えている堤防がぜんぜんのようです。同じ流量でも、ことなるところがあるんですよ。これについて把握していますでしょうか。この具体的なことを今日聞いても仕方ないんで、ぜひ千曲川の問題も調査してください。

遠藤：ここで皆さんに伺いたいが、ダム計画があるがゆえに河川整備が遅れていてどうにもならないというところ手を上げてください。

(多数の挙手)

このように沢山いるんですよ。ダムを理由に河道整備が遅れているのが実態です。

三戸課長補佐：とくに大きな川であればあるほど、昔から順に整備されいて、努力しているところですが、地質条件もあり、十分では無いところも有り詳細点検中です。その詳細点検の中で、重点的なものを当局でつけさせてもらって、先ほど言った3年間の中で堤防強化を行いたい。

遠藤：それでやると、水害があっても人命にかかる大災害が起きないように、と言うような治水からは随分遅れるんです。基本的な考え方は以上です。

司会：残り短時間で。

内山：長野の内山です。信濃川水系は河川整備基方針が無いのですが、支流の浅川の河川備計画はこの8月22日に認可されました。これが申請・認可の最終段階になって30年間長野県が使ってきました「基本高水」という言葉が、「ダム調節内流量」と変わっています。「計画高水流量」というのも「計画流量」といい、ここからも「基本高水」という30年使ってきました言葉が消えました。長野県によればこれは国交省関東地整の指導によると言います。国として基本方針の無いと

ころの整備計画について「基本高水」「計画高水」という言葉を使うなと言う指示をしてるんでしょうか。

矢崎課長補佐：私から指示はしていません。

内山：8月に矢崎さんのところで全国の例を教えてくれと聞いたら、ちょっと掴んでいないということだった。河川砂防技術基準に基づいて過大な基本高水、計画高水という言葉を作り、それがダムの一番の根拠になってきた訳です。河川整備計画で基本高水と言うような言葉を使うな、ということで認可をすると言うのはおかしいんじゃないですか。これからもそういうやり方をとるのですか。

塩原：河川整備計画は基本方針



に沿って作らなければいけないというふうに、河川法第16条で決められていますが、浅川の場合は、基本方針が無いのに整備計画だけ先に認可したのは何故か？

矢崎課長補佐：浅川のことは長野県の事業なので言えないが、整備計画を早く作って流域の安全整備を進めてくれという地元の要望を受けて計画を示すことは必要だ。法的には基本方針が出来るまでは、既定計画である工事実施基本計画に準じるということになっている。

北海道自然保護協会 佐々木：先ほど長野の例でもおかしいと思ったがサンルダムでも納得できない数値が出ている。私たちは納得できる説明を求めている。

司会：では7-1をもう一度説明お願いします。

笠井課長補佐：下流の基準地点コンピラにつきましては、昭和56年型の洪水の実績で、この4400トン/秒にたいして、流域の中で過去に雨が降ったのを当てはめて行くと・・・

佐々木：何故過去の一番高いので決めないのか？何故計算しなければいけないのかそれが納得できない。

笠井課長補佐：それは整備計画の目標流量の設定・・・

佐々木：実績でやるところも沢山ありますよ。何故そこだけ実績より高くしたか非常におかしい。

笠井課長補佐：長期的に基本方針の目標を設定する段階としては、今までの事業があって、進捗状況を踏まながら、整備計画期間にする目標の段階として、いろんな雨のパターンを踏まえて・・・・実績からよりも現実的に考えて次の段階まで行けるというようなこともあるって、いろんな洪水パターンを当てはめていくというようになっている。

宮田：名寄川はほぼ河川断面が出来てるんですね。それで1200トンは安全に流せるというの

も流域委員会で出てしまっている。ほんとに足りないのはごくごく一部の無堤防のところとほんの一部の流下能力不足の所だけです。ダムは必要ないということで流域委員会でも出たんですよ。にもかかわらずやっておるんですね。数字が大きな数字で出ていて、その後にあなた方はお金を付けて権力を得るのかな。その影で泣いてるのは、私たち。私たちも10年もやっているけどもっと長く戦っている人沢山いますよ。水害で泣いてるんじゃないんですよ、国交省・開発局を相手に泣いてるんですよ。しっかり考えてもらいたい。河川局は解散してもらいたいぐらいだ。

中沢：いまの基本高水の決め方は、河川砂防技術基準に問題があるんです。前のでは「最大の洪水で」ということになってるが、前回の改正で貯留閑数法というので勝手に計算するようになっている。これは恣意的に変えられる手法なんで、これを変えないといけない。

紙参議院議員：役所の常識は住民の常識ではない。力ずくでやろうとして、

これだけ破綻してきているので、全国のこれだけ共通する問題です。これからも、改めさせていくために議員としてがんばっていきたい。

川田参院議員：松本に3年住んでいて現地も見てきました。議員になった



ばかりだが勉強していきたい。薬害エイズの問題同様に情報公開をしっかりとやって欲しい。小委員会の議事録、テープなどの基本的な公開を進めて、10年前に変わった新河川法の精神で住民の意見が反映されるような、審議会や委員会にしなければいけない。これから6年間議員としてしっかりやっていきたい。



大河原参院議員：国交省の方も辛いと思います。自分たちが今やらなければ行けないことと、先輩方がやってきてなかなか変えられないこともあるので大変だと思います。でも政治は変わっていますから、皆さんに、未来に責任を持つという判断をしていいって欲しい。住民団体の皆さんもお役人だけ責めてもしょうがない。政治家である大臣の判断にも信頼を置いていただいて、責任をもてる人に行政をしてもらえるようにしてもらいたい。私もがんばります。



松野参院議員：みなさんお疲れさまでした。皆さんのが自主的な、現場を踏んだ質問や意見が出される。しかし国交省の方からは、法令、規則はこうですというような答いで、なかなかかみ合った議論にならないいつも以上に感じました。少しづつでも自主的な議論をしていかなければいけない。私たちも努力したい。そのためにも書面で回答する努力を国交省はして欲しい。実態はこうではない、情報公開を求める住民の声をきちんと受け止め上司に伝えて欲しい。最後に、今日の質問について文書での回答をしてください。



質問項目	国土交通省の文書回答																																						
1-1 多摩川水系を例にとれば、河川整備基本方針の基本高水流量が石原地点で毎秒8,700m ³ 、一方、今後20~30年間に実施する河川整備計画の目標流量が4,500m ³ である。基本高水流量は今後20~30年間で達成する目標流量の2倍近い値であるから、それに対応できる河川整備が完了するまで、超長期の期間を要し、おそらく数百年間以上の期間、超巨額の事業費が必要ではないかとさえ考えられる。各水系の河川整備基本方針の策定にあたって、達成に要する期間と費用を考慮したのかどうかを明らかにされたい。	河川整備基本方針は、治水安全度の全国的バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標であり、その策定にあたって、「達成に要する期間と費用」を見積るようなことは行っていません。																																						
1-2 河川整備基本方針の非現実性は、基本高水流量を達成する上で数多くのダム建設を未だに必要としていることに端的に表われている。ここでは、利根川水系、多摩川水系、木曽川水系、淀川水系、豊川水系、吉野川水系、肱川水系の河川整備基本方針を例にとって、洪水基準点より上流における洪水調節容量の全必要量および既設ダムの洪水調節容量を明らかにされたい。	質問に係る容量は次のとおりです。（下段の表） なお、ここで示す容量は河川整備基本方針で想定される洪水調節施設の概ねの容量です。これは様々に想定される条件の中で、洪水調節施設の位置や洪水調節方式等を仮定した上で算出した容量で、今後の調査・検討等で精査するものです。																																						
1 河川整備基本方針の非現実性について 一级水系に関しては急ピッチで河川整備基本方針が策定されてきています。全国109水系のうち、すでに8割近くの水系で方針が策定されました。しかし、その内容を見ると、現実的な達成の可能性がなく、絵に描いた餅にすぎない基本方針がほとんどを占めていると認識しています。このことについて下記の質問にお答えください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系</th><th>基準地点</th><th>河川整備基本方針で想定される洪水調節施設の概ねの容量</th><th>既設洪水調節容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td><td>八斗島</td><td>概ね350,000</td><td>114,840</td></tr> <tr> <td>多摩川</td><td>石原</td><td>概ね160,000</td><td>0</td></tr> <tr> <td rowspan="3">木曽川</td><td>犬山(木曽川)</td><td>概ね370,000</td><td>98,170</td></tr> <tr><td>忠節(長良川)</td><td>概ね19,000</td><td>1,550</td></tr> <tr><td>万石(揖斐川)</td><td>概ね150,000</td><td>29,600</td></tr> <tr> <td>淀川</td><td>枚方</td><td>概ね240,000</td><td>128,950</td></tr> <tr> <td>豊川</td><td>石田</td><td>概ね50,000</td><td>0</td></tr> <tr> <td>吉野川</td><td>岩津</td><td>概ね290,000</td><td>119,500</td></tr> <tr> <td>肱川</td><td>大洲</td><td>概ね40,000</td><td>20,000</td></tr> </tbody> </table> <p>単位 km³</p>	水系	基準地点	河川整備基本方針で想定される洪水調節施設の概ねの容量	既設洪水調節容量	利根川	八斗島	概ね350,000	114,840	多摩川	石原	概ね160,000	0	木曽川	犬山(木曽川)	概ね370,000	98,170	忠節(長良川)	概ね19,000	1,550	万石(揖斐川)	概ね150,000	29,600	淀川	枚方	概ね240,000	128,950	豊川	石田	概ね50,000	0	吉野川	岩津	概ね290,000	119,500	肱川	大洲	概ね40,000	20,000
水系	基準地点	河川整備基本方針で想定される洪水調節施設の概ねの容量	既設洪水調節容量																																				
利根川	八斗島	概ね350,000	114,840																																				
多摩川	石原	概ね160,000	0																																				
木曽川	犬山(木曽川)	概ね370,000	98,170																																				
	忠節(長良川)	概ね19,000	1,550																																				
	万石(揖斐川)	概ね150,000	29,600																																				
淀川	枚方	概ね240,000	128,950																																				
豊川	石田	概ね50,000	0																																				
吉野川	岩津	概ね290,000	119,500																																				
肱川	大洲	概ね40,000	20,000																																				
1-3 これらの水系の河川整備基本方針はいずれも、洪水調節容量の全必要量のうち、既設ダムで対応できない部分が多く残されているはずである。その洪水調節容量の不足量を埋めるためにはどのような方策が考えられるのか、上記7つの各水系ごとにその方策とその実現可能性を明らかにされたい。	洪水調節施設については、技術的側面や社会的側面等から実現可能性を考慮しており、質問に係る各水系ごとの方策は次のとおりです。 利根川：既設洪水調節施設の治水機能向上、洪水調節施設の整備、烏川では河道の有する遊水機能を増強（基準地点八斗島） 多摩川：上流部の洪水調節施設（基準地点石原） 木曽川：既存施設の有効活用、洪水調節施設の整備（基準地点犬山） 淀川：既存の洪水調節施設の有効利用、上流部に洪水調節施設を整備等（基準地点枚方） 豊川：流域内の洪水調節施設（基準地点石田） 吉野川：流域内の洪水調節施設、既存施設の有効活用（基準地点岩津） 肱川：流域内の洪水調節施設（基準地点大洲）																																						
1-4 河川整備基本方針の非現実性は、工事実施基本計画時代の過大な基本高水流量をほとんどそのまま踏襲したことによるもので、今までに策定された一級水系の河川整備基本方針において、基準点の基本高水流量が工事実施基本計画のそれと、同じ水系、それより引き上げた水系、引き下げた水系のそれぞれの数を明らかにされたい。	質問に係る水系数は次のとおりです。 ・同じ水系：63水系 ・引き上げた水系：10水系 ・引き下げた水系：なし ・評価指標を変更したもの：1水系																																						
1-5 実績流量とかけ離れた基本高水流量が設定されている水系が多い。今までに河川整備基本方針が策定された一級水系のそれについて、基準点の基本高水流量と既往最大流量、および両者の比を明らかにされたい。なお、ここで言う既往最大流量は実際に観測された最大流量を意味する。計算で求めた既往最大流量は流量計算モデルの作り方によって流量が増幅されている可能性があるので、あくまで観測流量の最大値を示されたい。	基準地点の基本高水のピーク流量と実測最大流量については、別紙のとおりです（末尾の表を参照）。なお、基本高水のピーク流量とは、河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の計画の基本となる流量（河川整備の目標流量）で、計画規模においてダムなどの洪水調節施設がない場合に河道に流れる流量を指します。																																						
1-6 基本高水流量を達成するための河川整備に超長期の期間と超巨額の事業費を要し、いつ達成できるかまったく分からぬ多摩川水系等の河川整備基本方針を策定することに果たしてどのような意味があるのか、その意味を明らかにされたい。	一級水系に係る河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標です。 河川整備基本方針における計画規模やこれに対応する基本高水のピーク流量、計画高水流量等は、国として保証する安全の基準となるものです。 このため、国民の生命・財産・社会経済活動を守る等のために、河川整備基本方針の策定が必要であり、多摩川水系等についてもそのような観点から河川整備基本方針を策定しています。 ※計画高水流量とは、河川整備基本方針の中で決定される洪水防御の計画の基本となる流量（河川整備の目標流量）で、基本高水のピーク流量に対して洪水調節施設による調節流量以外の河道に配分される流量を指します。																																						

	<p>2-1 球磨川の基本方針では人吉基準点の基本高水流量は7,000m³/秒、計画高水流量は4,000m³/秒である。一方、人吉地点における現在の流下能力は3,900m³/秒（河床掘正後）、川辺川ダムの調節効果は3,000m³/秒（既設の市房ダムの効果を含む）とされているので、川辺川ダムを建設し、後は流下能力の若干の増強を行えば、基本方針の数値を達成できるが、逆にそれ以外の方法では基本方針の数値を達成することが困難になっていると考えざるをえない。球磨川の基本方針の数値を前提として川辺川ダム無しの選択肢があるかどうかを明らかにされたい。</p>	<p>球磨川水系河川整備基本方針で定める「流域内の洪水調節施設」の具体的な整備の方法等については、今後、球磨川水系河川整備計画の策定過程において検討することとしており、治水対策を川辺川ダムに限定したものではありません。</p>
<p>2 球磨川水系河川整備基本方針の意義性 一級水系の中には多摩川水系などとは異なり、球磨川水系のように河川整備基本方針が特定のダム建設計画とつながっているものもあります。すなわち、球磨川水系では基本方針の基本高水流量と計画高水流量を前提とする限り、河川整備計画段階の治水対策は川辺川ダムと多少の河道整備の組み合わせしか選択できないようになっています。この球磨川水系について下記の質問にお答えください。</p>	<p>2-2 しかし、流域住民の多数が望んでいるのは、治水対策として確実な河道整備（堤防の嵩上げや河床掘削など）による流下能力の増大と宅地防災対策（家屋の嵩上げ）であり、川辺川ダムの建設ではない。基本方針では人吉地点の計画高水流量は4,000m³/秒となっているが、整備計画の策定段階では人吉地点の流下能力を4,000m³/秒よりもっと大きな数字に高めることを望む流域住民の声が多数を占めるることは確実である。球磨川水系河川整備計画において4,000m³/秒を超える流下能力を設定することが現行球磨川水系河川整備基本方針のもとで可能かどうかを明らかにされたい。</p>	<p>河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って定めることとしています。なお、4000m³/sの流下能力を超える規模の断面で掘削すると軟岩（人吉層）の露出が急に大きくなり、河道の維持管理が困難となり、河川環境への影響も大きくなることが予測されます。また、引堤等についても人吉市街部において社会的影響等が大きくなると考えられるため、人吉で4000m³/sを超える流量を安全に流下させる河道を設定するのは困難です。</p>
	<p>2-3 基本方針において計画高水流量を4,000m³/秒に据え置かれた理由は、河床掘削による軟岩の露出を心配する意見が出されることにある。しかし、河床掘削による軟岩露出は全国的に多摩川をはじめ、いくつかの河川で起きていることであり、砂などの対策で対応されてきていることである。球磨川ではその対策の検討もされなかつたのは川辺川ダム推進の意図が働いていたからに他ならない。全国の一級水系において軟岩の露出が問題になっている水系、その対策を実施している水系の名前、およびその対策の内容を明らかにされたい。</p>	<p>多摩川では、四谷本宿堰や浅川で土丹が露出し、低水護岸基礎工の露出や根固工崩壊等の問題が発生しています。今後、土丹の上を覆っている砂や砂礫層が洪水時にどのような挙動をするか等の調査を行うこととしています。</p>
	<p>2-4 1997年の河川法改正における国会の質疑において当時の尾田栄蔵河川局長は「基本方針で定めた中ではこの整備計画がどうしてもできないということになれば、またこの基本方針のあり方についても再度検討する、そういう仕組みを考えておる」（衆議院建設委員会1997年5月7日）と答弁している。この国会答弁をどのように受け止めているのかを明らかにされたい。</p>	<p>河川整備基本方針は河川整備の基本となる事項等を定めるものであり、河川整備計画は具体的な河川整備の実施に関する事項等を定めるもので河川整備基本方針に沿って定められます。</p>
	<p>2-5 上記の国会答弁からすれば、球磨川水系河川整備計画の策定において、河道整備による流下能力の増強を最優先する計画を流域住民が強く求めた場合は、河川整備基本方針にフィードバックしてその再検討を行うことにならざるをえない。そのように河川整備計画策定段階で基本方針の再検討が必要となったときの行政的な手順を示されたい。</p>	<p>河川整備計画の段階で、河川整備基本方針の変更が必要と判断された場合には、河川法第16条第6項「前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する」に基づき、所定の手続きを行うこととなります。</p>
<p>3 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の委員構成の問題点 各水系の河川整備基本方針を審議するのは、河川整備基本方針検討小委員会と社会資本整備審議会河川分科会ですが、その委員の構成は閣議決定違反ではないかと思われます。このことについて下記の質問にお答えください。</p>	<p>3-1 社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）の名簿およびそのうち、国の府省出身者については出身府省名と退職年月、退職時の役職名を示されたい。また府省退職後、現在の役職につく以前に他の特殊法人や公益法人に在職の経験があれば、その組織および役職名を示されたい。</p> <p>3-2 平成7年9月29日の閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」には、「審議会等（以下「一般の審議会」という。）においては、当該省庁の出身者（特に退官後間もない者）又は現在当該省庁の顧問、参与等の職にある者（以下「省庁出身者等」という。）は、原則として、これをその委員に任命しない。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合においては、特別の事由のない限り、当該一般の審議会の会長等に任命又は選任しない。」と記されている。質問主意書の答弁（平成19年6月22日）において、河川整備基本方針検討小委員会は河川分科会が設置したものであるから、閣議決定は適用されないと考えを示したが、河川分科会の下部組織も当然のことながら、審議会等の「等」に含まれる。基本方針の実質的な審議は検討小委員会が行っており、河川分科会はその報告を受けて追認する機関にすぎず、実質的な審議を行なう検討小委員会は明らかに審議会の「等」に含まれる。このことについて国交省の見解を示されたい。</p>	<p>社会資本整備審議会河川分科会及び河川整備基本方針検討小委員会の名簿等は、別紙名簿のとおりです。（別紙名簿は掲載略）</p> <p>小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条に基づき設置したものであることから、審議会等には該当せず、「審議会等の透明化、見直し等について」（平成7年9月29日閣議決定）は適用されません。</p>

<p>3-3 平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の「審議会等の組織に関する指針」（添付資料参照）では、「審議会等の下部機関」を「専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で総合的な審議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関（分科会、部会等）を設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする」と明確に位置づけており、審議会の下部機関はすべてこの対象に含まれる。したがって、社会資本整備審議会の下部組織である河川分科会のみならず、その下部機関である河川整備基本方針検討小委員会もこの閣議決定の対象となる。のことについて国交省の見解を示されたい。</p>	<p>小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条に基づき設置したものであることから、審議会等には該当せず、「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）の「審議会等の組織に関する指針」は適用されません。</p>
<p>3-4 同平成11年閣議決定内の「審議会等の組織に関する指針」でも「特に審議会等の所管府省出身者は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合、又は属性的な専門的知識経験から必要な場合を除き、委員に選任しない」と記されている。河川分科会および検討小委員会において、府省出身者が多く含まれる。この状態を直ちに是正すべきではないか。国交省の見解を示されたい。</p>	<p>質問の閣議決定は、「審議会等の運営に関する指針」と考えられ、以下回答します。 「審議会等の運営に関する指針」の指摘の部分は委員に関する規定であり、別紙名簿（略）のとおり、社会資本整備審議会河川分科会の委員には府省出身者は存在しません。 また、小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条に基づき設置したものであることから、審議会等には該当せず、「審議会等の運営に関する指針」は適用されません。</p>
<p>3-5 特に、河川整備基本方針検討小委員会の委員長および河川分科会委員である近藤徹氏は、もとは建設省河川局長、技監であり、再就職先は委員長就任当時、水資源開発事業を実行する特殊法人水資源開発公団だった。そして、再々就職を行つた現在の立場は、ダム事業関連事業を国交省から請け負う財團法人水資源協会の理事長である。委員長への任命は閣議決定違反以前にあからさまに公序良俗に反するものであると考えが、国交省の見解を示されたい。</p>	<p>小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条に基づき設置したものであり、審議会等には該当しないことから、委員長への就任は平成7年閣議決定に反することにはなっていなかったものと考えます。</p>
<p>3-6 同平成11年閣議決定内の「審議会等の運営に関する指針」では、委員の選任に際し、兼職については「委員がその職責を十分果たし得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする」とされている。社会資本整備審議会河川分科会および河川整備基本方針検討小委員会の各委員（臨時委員を除く）が、平成19年9月現在、委員として就任している「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の対象となるすべての「審議会等」および「審議会等の下部機関」の数と名前を示されたい。</p>	<p>質問に係る資料は別紙名簿（略）のとおりです。 なお、「審議会等の運営に関する指針」のうち質問に係る部分は委員に関する規定です。 また、小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条に基づき設置したものであり、審議会等には該当せず、「審議会等の運営に関する指針」は適用されません。</p>
<p>4-1 他府省の会議、たとえば、環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち1回はNGOと委員が意見交換を行う機会としている。このように他府省の会議では、傍聴者やNGOとの意見交換を行う場を設けることは当然のことになっている。ところが、河川分科会および検討小委員会では傍聴者には発言の機会を一切認めていない。河川分科会および検討小委員会の非民主的な運営を他府省並みの方式に改善する考えがないかどうかを明らかにされたい。</p>	<p>河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標であり、その内容の客觀性及び公平性を確保する必要があることから、河川について専門的知見を持った高度に学識経験を有する者等から構成される社会資本整備審議会の意見を聽いて定めることとされているものであり、「傍聴者の発言の機会を設けること」や「傍聴者やNGOとの意見交換を行う場を設けること」は考えていません。 なお、河川分科会及び小委員会における河川整備基本方針についての審議においては、住民団体等から審議事項に関する意見書の提出があった場合には、原則として、各委員等に配付した上で審議を行うこととしています。</p>
<p>4-2 平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」（添付資料参照）に「審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。」と記されており、各水系の基本方針に関する河川分科会および検討小委員会の会議では少なくとも当該水系の住民には、発言の機会が提供されなければならぬ。上記の閣議決定に基づき、当該水系の住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。</p>	<p>河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標であり、その内容の客觀性及び公平性を確保する必要があることから、河川について専門的知見を持った高度に学識経験を有する者等から構成される社会資本整備審議会の意見を聽いて定めることとされているものであり、「当該水系の住民に発言の機会を提供する」ことは考えていません。 なお、河川分科会及び小委員会における河川整備基本方針についての審議においては、住民団体等から審議事項に関する意見書の提出があった場合には、原則として、各委員等に配付した上で審議を行うこととしています。</p>
<p>4-3 河川分科会および検討小委員会の開催予告が、開催日前にされるケースがほとんどであって、関係住民は仕事を急遽キャンセルしなければ、傍聴に参加し、意見書を提出することも困難なことが続いている。このような住民無視の運営を改善するための方策を示されたい。</p>	<p>河川分科会及び小委員会の会議開催については、原則として、一週間前には公表を行っています。</p>
<p>4-4 河川分科会および検討小委員会の議事録が後日、国交省のホームページに掲載されるが、そこでは不可解なことに発言者の名前が消されている。河川分科会および検討小委員会での発言について委員の責任を問われるのは当然のことであつて、その名前を伏すことは無責任な発言を許すことになる。他の府省、たとえば環境省の審議会の議事録では発言者の名前がきちんと明示されている。河川分科会および検討小委員会の議事録において国交省が発言者の名前を消すのはなぜなのか、その理由を明らかにされたい。そして、環境のように議事録に発言者の名前を明示する改める考え方がないかどうかを明らかにされたい。</p>	<p>河川分科会及び小委員会においては、発言者が特定されるような議事録を公にすることにより、委員の自由な発言による公平中立な議論の妨げとなる等のため、会議の都度、発言者の氏名を除いた議事録を一般に公開するとの確認を得て、議事録を公表しています。</p>

<p>4. 河川分科会および検討小委員会の運営の非民主性</p> <p>河川分科会および検討小委員会の会議では一般市民は傍聴のみで、意見を述べることは一切認められず、非民主的な運営が行われています。このことについて下記の質問にお答えください。</p>	<p>4-5 2007年4月19日に開催された河川分科会で、潮谷義子委員（熊本県知事）「基本方針案を了承できない」との意見を答申に併記することを求めたが、西谷剛分科会会长はこの両論併記を拒否した。しかし、この西谷氏の判断は、平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」に記されている「③審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」に違反するものであった。さらに、西谷氏は異論が出たことの経過を答申に記すことを潮谷委員に約束したにもかかわらず、答申にはその経過の記載はなかった。以上の閣議決定違反の判断および約束不履行についての見解を示されたい。</p>	<p>平成19年4月19日の第25回河川分科会における議事録の一部は、次のとおりです。</p> <p>【分科会長】まず先ほど知事さんから少数意見の明文化というお話をございましたけれども、本審議会は政策提言をするような場ではないものですから、多数意見、少数意見を併記するというのはご勘弁いただきて、私のとりまとめの発言の中で知事さんからそういう意見があったということは、確認するということでご丁解いただきたいと思います。</p> <p>また、説明責任につきましては、知事さんはもとより、各委員から十分地域住民に説明するようにということを中心にご発言がありましたので、これまた私の取りまとめに当たって、中に入れ込んでいくということにしたいと存じます。</p> <p>そういうことを前提にしまして、次のような取りまとめをしたいと思います。つまり「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適切と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」</p> <p>以上を取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。知事さんもよろしいですか。</p> <p>【潮谷委員】私の意見をあったということで明確に位置づけていただいた上で、そのほかの委員の方々が了承されたという文言の整理でございます。</p> <p>【分科会長】ありがとうございました。</p> <p>それでは、一応議論が終わり、今の取りまとめということで異論がございませんので、さよう決することいたしたいと思います。</p> <p>以上が議事録の一部であり、「閣議決定違反」及び「約束不履行」にはならないものと考えます。</p>
<p>5. 河川整備計画の策定への住民参加</p> <p>河川整備計画の策定に関する設置された各水系の流域委員会は、淀川水系など、一部の水系を除くと、住民を排除する傾向が顕著になってきています。また、公聴会もただ聞き置くだけのものになってしまっており、住民参加とは程違ったものになっています。これらのことについて下記の質問にお答えください。</p>	<p>5-1 住民の意見を河川整備計画に反映させるためには流域委員会の委員を公募して住民が参加できるようにすることが必要であるが、多くの水系では住民参加の道が閉ざされている。河川整備計画の策定に関して設置された各水系の流域委員会（利根川水系の有識者会議や吉野川水系の学識者会議など、同様な目的を持つものを含む。以下、同じ）の設置年、委員数および、公募で選ばれた委員の数を明らかにされたい。</p> <p>5-2 淀川水系流域委員会では民主的な運営が行われ、傍聴者にも発言の機会が提供され、それが流域委員会の議論の方向に大きな影響を与えてきた。ところが、多くの流域委員会では住民は傍聴するのみとなっている。上記の各水系の流域委員会において傍聴者および意見書提出者に発言の機会を提供している流域委員会の名称を明らかにされたい。</p> <p>5-3 4-1で述べたように、たとえば環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、毎回、傍聴者の発言の機会が設けられ、また何回かの会議のうち1回はN G Oと委員が意見交換を行う機会としている。行政の委員会などで傍聴者とともに議論を進めていくことは世の流れになってきている。各水系の流域委員会において、傍聴者に発言の機会を提供しない理由を明らかにされたい。</p> <p>5-4 4-2で述べた平成11年4月27日の閣議決定「審議会等の運営に関する指針」は各水系の流域委員会にも準用されるべきであって、流域委員会では住民に発言の機会が提供されなければならない。この閣議決定に基づき、各水系の流域委員会において住民に発言の機会を提供する考えがないかどうかを明らかにされたい。</p> <p>5-5 淀川水系流域委員会の評議に関して設置されたレビューカー委員会は今年の4月6日に、透明性、委員会の進め方、住民参加、委員の選定方式についてまとめを発表し、淀川水系流域委員会に対して基本的にプラスの評価を行った。これについて、冬柴鐵男国交大臣は、「悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重することが大事」と述べ、「淀川だけではなく他の水系に対しても、尊重されるであろう」との見解を述べた。国交省は各地方整備局に対してこの冬柴鐵男大臣の見解をどのように伝えたのか、その見解に基づき、各流域委員会の改善を求めたのかどうかを明らかにされたい。</p> <p>5-6 河川整備計画の策定に関する公聴会はそのほとんどが、住民が一方通行でただ意見を述べる場であって、行政側とディスカッションを行うことは一切できないようになっています。しかし、欧米では公聴会といえば、通常は双方向性の公聴会であって、住民は意見を述べるとともに行政側と十分にディスカッションを行うことができる。国交省は河川整備計画の策定に関する公聴会を双方向性の公聴会に改善し、住民と国交省が議論できる方式に変える考えがないかどうかを明らかにされたい。</p>	<p>【5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5, 5-6】</p> <p>河川法において河川管理者は、第16条の2第3項に基づき学識経験者の意見聴取、第16条の2第4項に基づき公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための必要な措置、第16条の2第5項に基づき関係都道府県知事又は関係市町村長の意見聴取を講じなければならないと定められています。</p> <p>河川整備計画の策定にあたっては、この河川法の精神にのっとり、できるだけ幅広く丁寧に意見を聴くため、河川や流域の特性、地域とのつながりなど地域の実情等を踏まえて、各河川ごとに工夫しながら、委員会、公聴会、ホームページ等様々な方法で意見聴取を実施しています。</p> <p>意見聴取の具体的な方法については、地域社会のあり立ちやこれまでの経緯といった地域の実情等に基づくことが重要であり、まさに現場において河川管理を行っている地方整備局等が適切に判断するものです。</p> <p>よって、流域委員会の設置年、委員数および公募で選ばれた委員の数、流域委員会において傍聴者および意見書提出者に発言の機会を提供している流域委員会の名称等については、把握していません。</p> <p>また、淀川水系流域委員会のレビュー委員会では、良かった点、改善すべき点等の議論が行われ、委員選任に関して、学識者の範囲を拡大したこと、第三者による推薦プロセスや公募を含め幅広く委員を選定したこと等を評価する一方、委員会の運営について、目標とするスケジュールや予算等を明示して来なかつた点などに課題があつたとしています。</p> <p>このようなレビュー委員会の結果は、河川によって事情が異なるため、他の河川でそのまま当てはめることはできませんが、参考のため、地方整備局等に情報提供を行っています。</p>

	<p>6-1 具体例として、利根川水系、木曽川水系、吉井川水系を取り上げ、最近10年間における毎年のダム建設事業費（複数のダム建設がある場合は個別のダム建設事業費）と河川改修事業費（工事費、維持管理費を分けて記載、直轄区間と指定区間も分けて記載）を示されたい。</p> <p>6-2 上記3水系において、最近10年間の洪水で生じた水害および避難勧告の記録（直轄区間と指定区間も分けて記載）を明らかにされたい。</p>	<p>利根川水系、木曽川水系、吉井川水系における、最近10年間における毎年のダム建設事業費と河川改修事業費については、別紙資料のとおりです。（末尾のグラフを参照）</p> <p>利根川水系、木曽川水系、吉井川水系における、最近10年間の水害の被害額（名目額）については、別紙資料（下段の表）のとおりです。なお、水害統計では、直轄区間・指定区間別の被害額については、集計していません。 避難勧告の記録については、当省では、把握していません。</p>																																																																			
<p>6 ダム計画依存による河道整備の遅れ ダム建設に巨額の事業費が投じられ、そのために本来優先して進めるべき河道整備（堤防嵩上げ・補強、河床掘削等）がなおざりにされ、その結果、水害の危険性が放置されているところが少なくありません。この問題に関して下記の質問にお答えください。</p>	<p>過去10年間の水害被害額（名目額） (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="382 451 1334 543"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>平成3年</th> <th>平成4年</th> <th>平成5年</th> <th>平成6年</th> <th>平成7年</th> <th>平成8年</th> <th>平成9年</th> <th>平成10年</th> <th>平成11年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> <th>平成17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川</td> <td>12,135.4</td> <td>3,457.8</td> <td>26,913.1</td> <td>13,866.8</td> <td>4,727.7</td> <td>29,170.0</td> <td>16,536.6</td> <td>1,519.4</td> <td>6,321.8</td> <td>2,377.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木曽川</td> <td>322.1</td> <td>1,599.9</td> <td>3,182.4</td> <td>19,649.1</td> <td>4,822.2</td> <td>521.4</td> <td>10,071.5</td> <td>1,683.4</td> <td>25,459.4</td> <td>1,393.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉井川</td> <td>—</td> <td>615.1</td> <td>55,333.8</td> <td>432.0</td> <td>41.4</td> <td>290.8</td> <td>31.1</td> <td>1,691.1</td> <td>6,720.2</td> <td>9.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 国土交通省「水害統計」から作成</p> <p>6-3 国交省は一級水系の国管理区間について河川堤防詳細点検（浸透による安全性）の結果を公表している。これは、計画高水位の洪水に対して堤防が浸透により決壊する危険性がある箇所を示したものであるから、その危険箇所の堤防補強は最も優先して実施しなければならないものである。国交省は河川堤防詳細点検により、安全度が低いと判断された堤防についてどのようなスケジュールで補強対策を実施していくのか、具体的な実施方針を明らかにされたい。</p> <p>6-4 上記の河川堤防詳細点検は堤防の土質に関するものであるが、一方で、堤防には必要な高さと幅が確保されているか否かの問題がある。利根川本川の国管理区間を例にとって、現在の堤防高（堤防の幅が不足している場合はそれを考慮したスライドダウン堤防高）を評価した場合、計画高水位に対して必要な余裕高が確保されていない区間がどれくらいあるのかを明らかにされたい。また、利根川に限らず、そのような堤防高不足箇所についてはどのようなスケジュールで堤防嵩上げ・補強対策を実施していくのか、国交省の具体的な実施方針を明らかにされたい。</p>	水系名	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	利根川	12,135.4	3,457.8	26,913.1	13,866.8	4,727.7	29,170.0	16,536.6	1,519.4	6,321.8	2,377.4							木曽川	322.1	1,599.9	3,182.4	19,649.1	4,822.2	521.4	10,071.5	1,683.4	25,459.4	1,393.2							吉井川	—	615.1	55,333.8	432.0	41.4	290.8	31.1	1,691.1	6,720.2	9.3							<p>河川堤防の浸透に対する安全を確保するための点検の結果を踏まえ、安全度が特に低くかつ被災履歴のある箇所については、平成19年度より、今後3ヶ年で早急に対策を実施することとしています。また、今後3ヶ年で対策を実施する箇所以外についても、引き続き出水時に巡回等を行い、その結果に応じて堤防強化に努めていくこととしています。</p> <p>利根川本川の直轄管理区間については、堤防を整備する必要がある左岸・右岸の合計延長約460kmに対し、必要な高さが確保されていない区間延長は約210kmです。 堤防高不足箇所については、河川毎に被災実績や現行の整備状況、背後地の状況、河川全体のバランス等を勘案しつつ、対策を実施しているところです。</p>
水系名	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年																																																						
利根川	12,135.4	3,457.8	26,913.1	13,866.8	4,727.7	29,170.0	16,536.6	1,519.4	6,321.8	2,377.4																																																											
木曽川	322.1	1,599.9	3,182.4	19,649.1	4,822.2	521.4	10,071.5	1,683.4	25,459.4	1,393.2																																																											
吉井川	—	615.1	55,333.8	432.0	41.4	290.8	31.1	1,691.1	6,720.2	9.3																																																											
<p>7 その他の問題</p>	<p>7-1 河川整備計画の目標流量の恣意的取り扱いについて 一天塩川水系河川整備計画案における目標流量の問題点一天塩川水系河川整備基本方針は基準点・善平（ほんびら）の基本高水流量を6,400m³/秒としている。一方、河川整備計画原案では善平の目標流量は戦後最大のピーク流量実績値、1981年の4,400m³/秒となっている。戦後最大流量に2,000 m³/秒も上乗せした過大な基本高水流量では河川整備計画を立てることができないため、現実性のある戦後最大流量を採用したのである。ところが、上流の基準点、支流・名寄川の真駒別（まくんべつ）は戦後最大流量が1973年の1,115m³/秒であるにもかかわらず、整備計画の目標流量は1,500 m³/秒とされ、戦後最大流量よりも大きめの値が採用されている。戦後最大流量を採用しなかった理由はサンルダム建設の理由をつくることがある。すなわち、河川整備計画原案では真駒別の河道流下能力の計画値は1,200m³/秒であるから、戦後最大流量1,115m³/秒の数字では真駒別の上流で計画されているサンルダムが不要となってしまう。サンルダムの必要性を無理矢理つくるために、真駒別の目標流量を恣意的に高くしたものと考えられる。このように恣意的な目標流量の設定が許されるのかどうか、恣意的でないとするならば、なぜ実績最大流量を目標流量としなかったのかを明らかにされたい。</p>	<p>天塩川水系河川整備計画における目標流量は、過去に流域で経験した洪水のみならず、現況の整備水準や整備メニューの実現性等も踏まえ、河川整備基本方針で定めた目標に対する段階的整備目標として、河川法にある諸手続を経て決定したものであり、妥当であると考えています。</p>																																																																			
	<p>7-2 ダム計画の見直しを困難にさせる国交省の再評価実施要領について現在、公共事業については、再評価が適宜行われ、事業の継続が適当と認められない場合には中止されることになっている。国交省関連の公共事業の再評価は、地方整備局等に設置される事業再評価監視委員会によって審議し、その意見具申を受けて、事業の「継続」または「中止」が決定される。ところが、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」では、「河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行ふものとする。」とされ、実際に豊川では、「豊川の明日を考える流域委員会」が設立ダムの再評価に関して審議を行い、事業継続の意見をまとめた。しかし、設立ダムを含む天塩川水系河川整備計画にゴーサインを出した同流域委員会が設立ダムの継続に疑問を呈することはありえないことであり、再評価の審議を流域委員会に求めること自体が誤っている。国交省は、再評価実施要領のこの規定を改める考えがないかどうかを明らかにされたい。</p>	<p>国土交通省の所管公共事業については、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、第三者の意見をもとめる諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会において審議を行い事業評価を実施するものとしているところです。 河川事業においては河川法の主旨に則り、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合には、当該委員会で事業評価の審議を行うことが適切であると考えています。 今後とも、再評価実施要領に基づき、厳格な審議を実施していく所存であり、再評価実施要領について改める考えはありません。</p>																																																																			

【質問1-5の関係】

基本方針策定済み河川の基本高水のピーク流量と実測最大流量

別紙1-5関係

水系名	基準点	基本高水の ピーク流量	実測流量 流量年表題	実測流量と 基本高水の ピーク流量の比 %	備考
天塩川	豊平	6,400	3,360	53%	
えび川	北見	1,300	932	70%	
恵走川	支笏	1,700	872	51%	
留萌川	大和田	1,300	700	54%	
石狩川	石狩大橋	18,000	11,330	63%	
美志利駒川	今金	1,600	1,130	71%	
沙流川	新取	2,600	5,120	78%	
駒路川	駒路	1,200	780	65%	
十勝川	若石	15,200	10,479	69%	
石木川	五所川原	5,500	4,692	31%	
高森川	小川等踏	10,200			
熊石川	大村	3,500	1,400	40%	網走
北上川	五所川原	13,600	5,410	40%	
樺前川	三本木	4,100	1,637	40%	
名取川	名取市	2,700	1,276	40%	
阿武隈川	水沢	10,700	6,390	60%	無矢間
米代川	二ツ井	9,200	5,230	57%	
子西川	二十六斗地	3,100	1,420	57%	
磐梯川	磐梯	9,000	5,061	56%	高丘
新潟川	野口	4,500	3,368	75%	
輪島川	八斗島	22,000	9,299	43%	
芦川	岩見	14,800	5,587	38%	大戸内
多摩川	石室	9,700	4,421	50%	
伊見川	伊見	2,600	1,541	59%	東の子川
喜士川	北山野	18,400	12,396	72%	
荒川	荒立	3,000	1,024	51%	貴坂山

基本方針策定済み河川の基本高水のピーク流量と実測最大流量

別紙1-5関係

水系名	基準点	基本高水の ピーク流量	実測流量 流量年表題	実測流量と 基本高水の ピーク流量の比 %	備考
留川	高田	3,700	2,504	68%	
黒部川	糸木	7,200	2,156	30%	字桑月
常陸奇川	桂宮	4,600	2,764	60%	
佐川	四神	6,500	2,546	40%	大門
手取川	鶴友	8,000	2,878	48%	中島
狩野川	大仁	4,000	4,069	107%	字1
安倍川	手越	6,000	4,862	81%	
大井川	神庭	11,500	5,633	51%	
駒川	国安	1,500	1,597	107%	加茂
菅川	石田	7,100	4,569	64%	
矢作川	若木	8,000	4,227	53%	
庄内川	枕把島	4,700	1,520	32%	
青出川	青出川	8,000	3,956	49%	大御
柳田川	曲都村	4,800	3,750	78%	
由良川	福知山	6,500	6,900	106%	
芝川	枝方	17,500	7,970	46%	
柏原川	北野	3,900	2,404	62%	
紀の川	七戸	16,000	7,800	49%	
九頭竜川	中角	8,000	4,532	56%	
千代川	村尾	8,300	4,266	52%	
天神川	小田	3,500	1,771	51%	
豊伊川	上島	5,100	2,333	46%	大・上
高瀬川	高瀬	5,200	5,200	100%	
葛生川	毛越	12,700	7,040	55%	日暮
芦田川	山手	3,500	1,607	46%	
大田川	牧村	12,000	7,035	58%	矢口第一

基準方針策定済み河川の基本高水のピーク流量と実測最大流量

別紙1-5関係

水系名	基準点	基本高水の ピーク流量	実測流量 流量年表題	実測流量と 基本高水の ピーク流量の比 %	備考
佐渡川	新柳	3,500	1,407	40%	
吉野川	吉野	23,700	15,000	64%	
那賀川	古佐	11,200	7,604	68%	
土居川	土居川	1,700	1,018	60%	赤石
全次川	江台	1,440	2,216	69%	
虹川	大川	6,300	11,03	51%	
物部川	五日町	5,400	4,369	81%	
佐野川	日の出村	4,600	2,656	56%	
山田川	下さる	4,200	2,111	65%	
持株川	持株	10,000	4,529	45%	
福浦川	福浦	3,800	1,797	47%	宇田松
左近川	草人村	1,400	1,019	31%	川上
本郷川	本郷	1,070	727	67%	
三川	代田村	3,400	1,761	52%	
雄勝川	雄石	5,900	6,953	70%	
大分川	舟内大松	5,100	3,876	67%	
大野川	白滝村	11,000	9,331	85%	
春霞川	春霞村	4,600	2,740	76%	
三ヶ葉川	三ヶ葉	2,200	2,180	128%	字1
大津川	柏田	9,700	7,136	74%	
川内川	川内	9,000	3,999	40%	益利
野鹿川	伏見	7,500	1,727	69%	

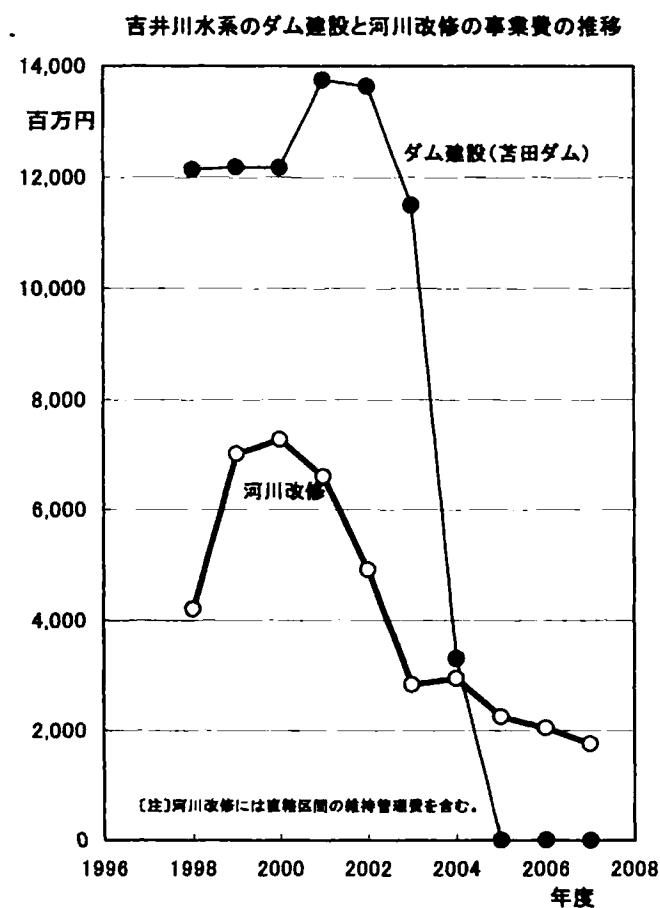
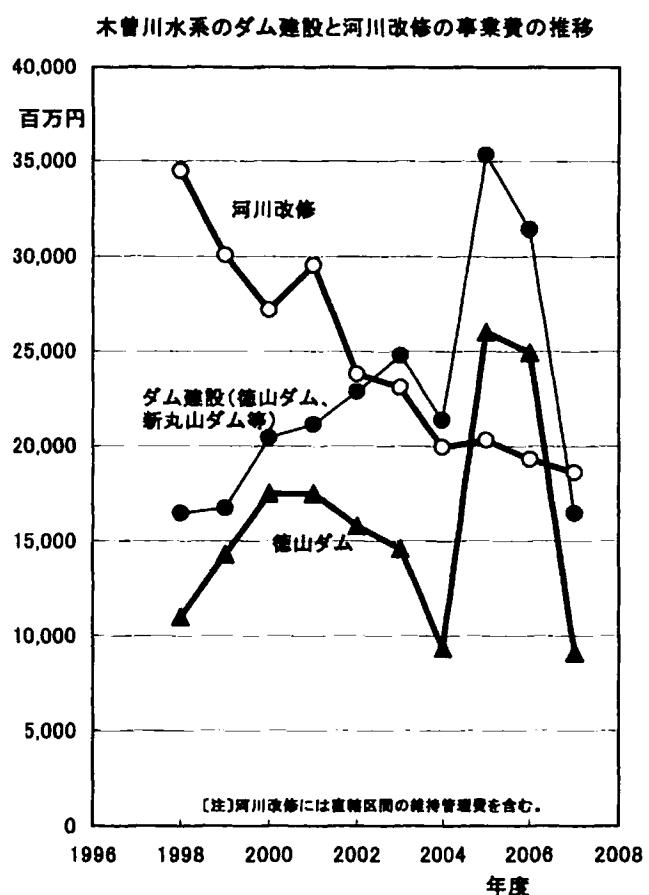
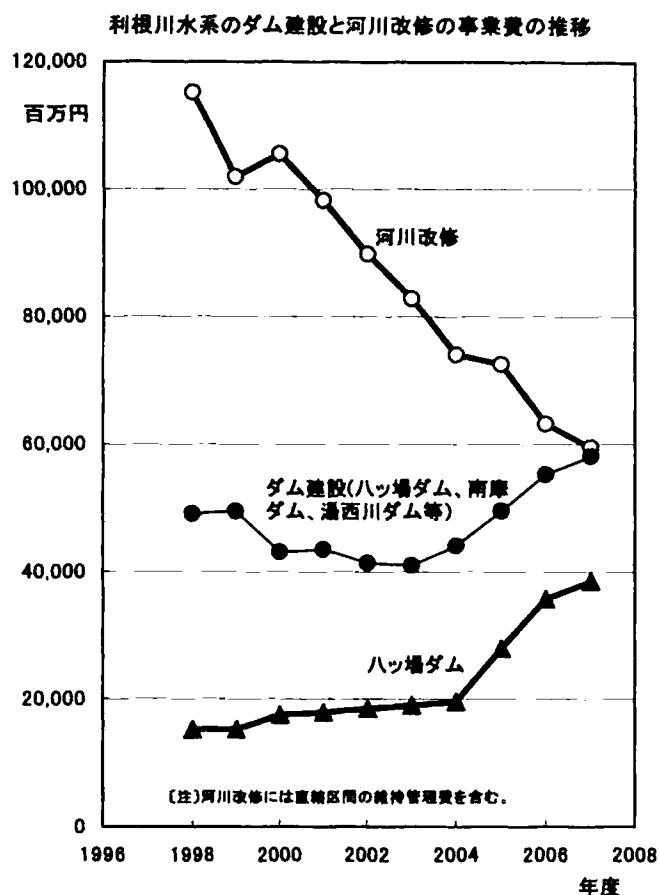
注1 実積流量は基準地点の測量年表、平成15年度版、拾付録を記入

ただし、データがない場合は近接観測所の値を括弧書きで記入

注2 H16以前の出水が既往最大観測流量であっても、その値は採用中であり反映していない

注3 字1 箕野川、五ヶ葉川の観測點については実測流量の可能性もあり検査中

〔質問6-1の関係〕



ダム問題をあらためて問う

国会シンポジウム2 川を住民の手に！

2007年10月29日(日)14時から衆議院第一議員会館第一会議室で「ダム問題をあらためて問う 国会シンポジウム2 川を住民の手に！」を開催しました。

司会は田中信一郎氏がつとめました。

プログラムに従ってシンポジウムは進行しました。

1. 開会挨拶 公共事業チェック議員の会幹事長 松野信夫(参議院議員・民主党)

熊本で川辺川ダムを止めさせる活動を行ってきた。

午前中に国土交通省と交渉をした。皆さんの中にはガスがかなりたまっているのでは?

これからの中のシンポジウムで忌憚のない現場の声を皆さんとぶつけ合いながらどうやって川を我々住民の手に取り戻すのか、この議論をしっかりとやっていただきたい。

公共事業チェック議員の会も従来から、ダム・道路・空港に取り組んできた。この3課題の筆頭がダムである。しっかりしたシンポになるようお願いする。

2. 国會議員自己紹介



金田誠一衆議院議員(民主党)と大河原雅子参議院議員(民主党)が時間の関係で簡単な自己紹介をおこないました。

3. 講演 「川辺川ダム計画を抱える相良村の決断」

矢上雅義 相良村村長

きれいな川を残すことに何も理由は要らない、「穴あきダムは砂防ダムと同じで如何に川を汚すか」、この2つを対立テーマとして設定し、それぞれの実態を画像で紹介・対比することで、問題の本質に迫りました。

川辺川の美しさ、地元住民の生活の一部となっている様子を上村勝氏の写真スライドで紹介。次いで、川辺川上流部に設置されている朴ノ木砂防ダムの放流状況(大雨の後、1週間以上経過しても濁水が出ている。砂利と一緒にヘドロが流れ出している。生コンとコメのトキジルを足したような色)、と樅木砂防ダムの状況(大雨のときに堤体の上流側と下流側に



堆積した土砂の層と、その土砂が流れによって崩れて濁水となって流れ出ている様子）を写真とビデオ動画によって紹介。穴あきダムが決して環境にやさしいダムではないことを参加者は実感として体得できました。

次に、パワーポイントスライドを用いての説明が行われました。

相良村・川辺川・川辺川ダム計画の概要と経過・川辺川ダム計画の問題点（治水目的、利水目的（農業用水・発電）が破綻している）、川辺川ダム問題の現状（H13年2月、球磨川漁協が国交省からの補償を再度拒否してから今日までの経緯）、最近の相良村の取り組み（平成18年7月 国営利水事業から離脱の意向表明 以降の相良村の取り組み）、今後の課題（行政としての相良村の反対が大きな歴止めとなりうるが、誰が村長になるかまた村長の考え方次第で状況も変わってしまうので、ある意味不安定。地球環境・地域環境の視点から、誰が首長であってもダム建設を阻止するための政策転換や法制度の整備が必要である、など）が説明・提起されました。

4. 各地からの報告

サンルダム・成瀬ダム・浅川ダム・太田川ダム・八ッ場ダム・設楽ダム・淀川水系・吉野川第十堰・内海ダム・山鳥坂ダム・川辺川ダム・南摩ダムについては当日の配布資料集に掲載したパワーポイントスライドを後ろに再掲載することをもって、報告に代えさせていただきます。また、サンルダム・成瀬ダム・浅川ダム・太田川ダム・八ッ場ダム・設楽ダム・吉野川第十堰・山鳥坂ダム・川辺川ダム・平瀬ダムについては、総会においても報告を頂いておりますので、総会報告も参照してください。

会場に参加されていた岡山県の武田氏（苦田ダム）、山形県の草島氏（小国川ダム・月山ダム）、田口氏（砂防ダム問題）から報告を頂きました。

苦田ダム（岡山県 武田氏）：苦田ダムは完成してしまった。完成以降の河川環境・沿岸環境の変化について取り組んでいきたい。

小国川ダム・月山ダム（山形県 草島氏）：問題が2つある。

その1 月山ダム問題：2001年10月に月山ダムから水が引かれ、地下水100%の水道がダム100%の水道になった。水道料金は2倍になった。水道水を飲む人が少なくなっている。これまで水温が年間13度と安定していたが、今は冬は2℃、3℃と顔も洗えない。夏は24℃になり、お寿司屋さんが困っている。

その2 小国川ダム：松原アユで有名な小国川（最上川の支流）の上流に、「環境にやさしい」という触れ込みで「穴あきダム」が計画されている。

先ず利水の問題（広域水道の問題）、穴あきダムの問題（環境影響はどうなのか）、持続可能な経済なのかそうでないのか（ダムに依存する治水か、依存しない治水か）、を皆さんのが現場で論議して欲しい。広域水道の問題があればいつでも声をかけて欲しい。

砂防ダム問題（長野県 田口氏）：明治以来100年以上砂防ダムを造り続けているが、整備率は20%程度である。古いものは壊れています。この既設20%分で安全をどう確保していくのか、という視点に立つと、攻めが出来る。既存の砂防ダムをスリット化することでダム1基あたりの土砂調節量を8割ほど増やすことが出来る。これを行うことで新たな砂防ダム建設を中止させることが出来る。砂防ダム反対運動は遅れているので皆さんの協力をお願いする。

5. テーマ別問題提起

全国に共通する問題として、ジャーナリストの岡田幹治氏に「河川行政と住民参加」、水源連共同代表の嶋津暉之氏に「ダム計画の破綻」、ジャーナリストの政野淳子氏に「ダムと天下り」の報告をもら



いました。

1) 河川行政と住民参加

岡田幹治氏 ジャーナリスト

1 行政への住民参加は、あらゆる分野で問題になっている

- ・ リスコミュニケーションとか、公聴会とか、形は一応で

きつつあるが、実質的にはほとんど実現していない。

- ・ 理由は、行政が住民と対等に議論し、合理的な意見は取り

入れるという伝統がないこと、

法的裏づけがないこと、だと思われる。

2 河川行政への住民参加の実態

- ・ 河川法改正によって河川整備計画に「関係住民の意見の反映」が盛り込まれたが、そこには限界があった。

- ・ 実際の河川整備計画の策定に当たっては、

ほとんどが住民意見を事実上、排除した形で行なわれつつある。

(肱川水系、吉野川水系、利根川水系など)

- ・ その中で、淀川水系の流域委員会が改正法の精神を踏まえた活動をしている。

この方式は、他の分野での住民参加のモデルになりうるものだ。

- ・ また、川辺川ダムが計画されている球磨川水系に注目している。

住民討論集会を重ねる「熊本型直接民主主義」が実現するか。

3 河川行政への住民参加の今後

- ・ 整備計画が策定される水系では、

淀川方式をモデルにした住民参加を粘り強く求めていくべきだ。

- ・ 将来は、河川法を再改定する必要がある。

97年の民主党案=市民案が参考になる。

4 「住民参加」の「住民」とは何か

- ・ 行政は「サイレント・マジョリティ」の声こそ聴きたいという。

- ・ しかし行政が真に耳を傾けるべきは、

専門家集団としての市民団体・N G O ・ N P O である。

参考文献 「反動化する河川行政」 (『世界』07年7月号)



2) ダム計画の破綻

嶋津暉之氏 水源連共同代表

ダム計画の破綻

嶋津 暉之
(水源開発問題全国連絡会)

ダム反対運動の全国的な広がり

1990年前後の長良川河口堰反対運動の全国的な広がりをきっかけとしてその後、各地でダム反対運動が展開されるようになつた。

ダム計画にブレーキをかける要因

- ダム反対運動の広がり
- 財政危機
- 水需要の減少傾向

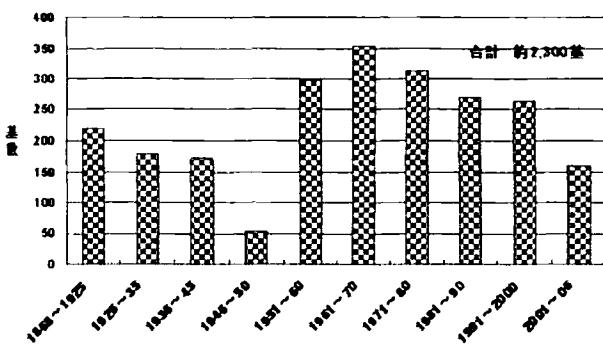
日本も脱ダムの時代へ

中止になったダム事業 (国交省の直轄ダム、水機構ダム、補助ダム)

中止決定年	ダム	生活用水池	計
1996年度	4	0	4
1997年度	3	3	6
1998年度	4	3	7
1999年度	0	0	0
2000年度	33	14	47
2001年度	3	5	8
2002年度	12	2	14
2003年度	8	2	10
2004年度	1	2	3
2005年度	5	0	5
2006年度	1	2	3
2007年度	1	0	1
計	74	33	107

(生活用水池:有効貯水容量が100万m³以下のダム)

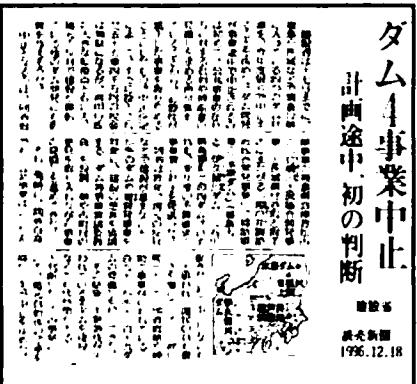
竣工年代別のダムの数



(日本ダム協会「ダム便覧」より作成)

ダム計画の中止

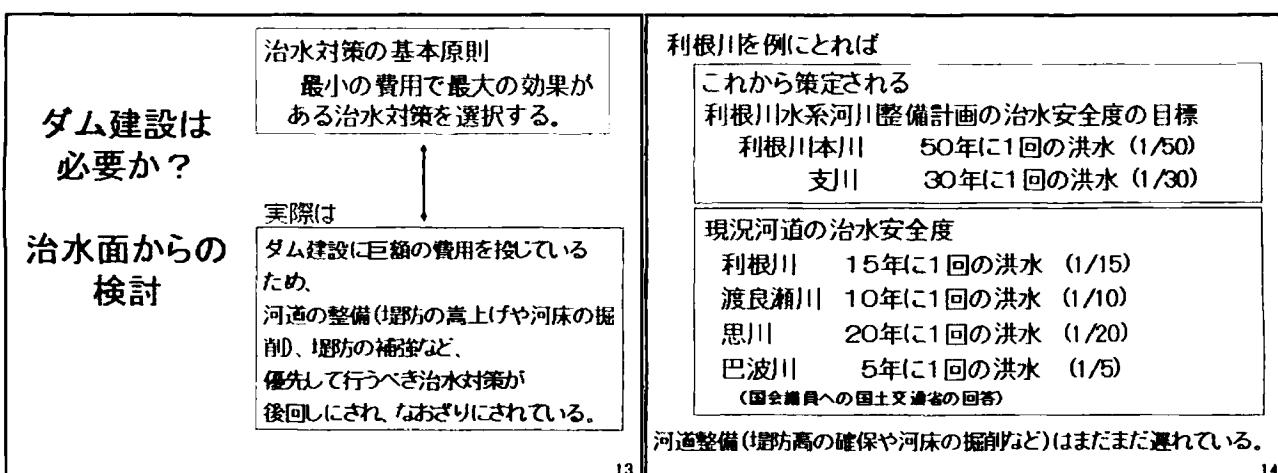
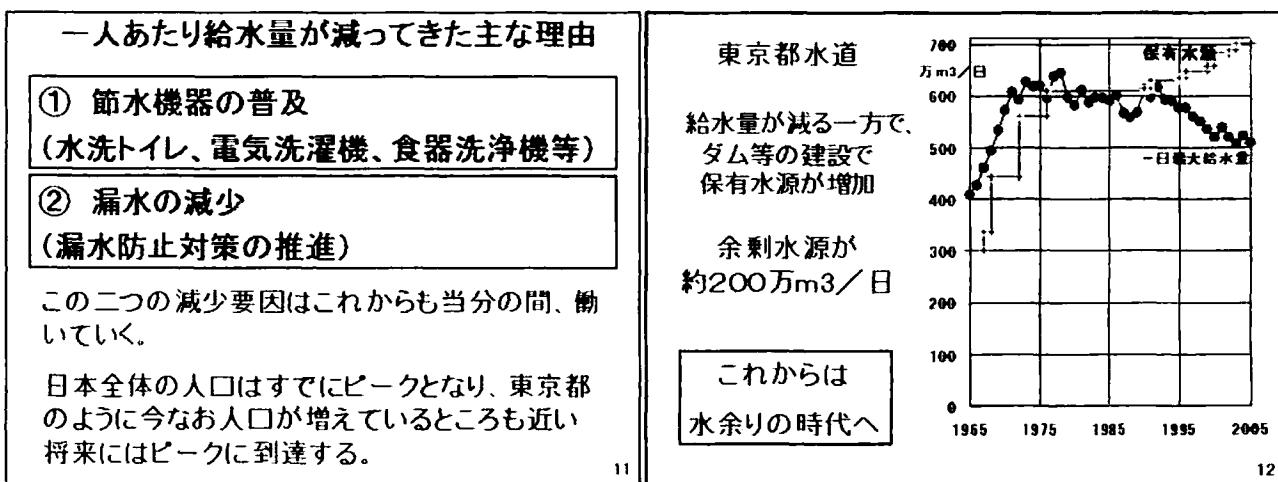
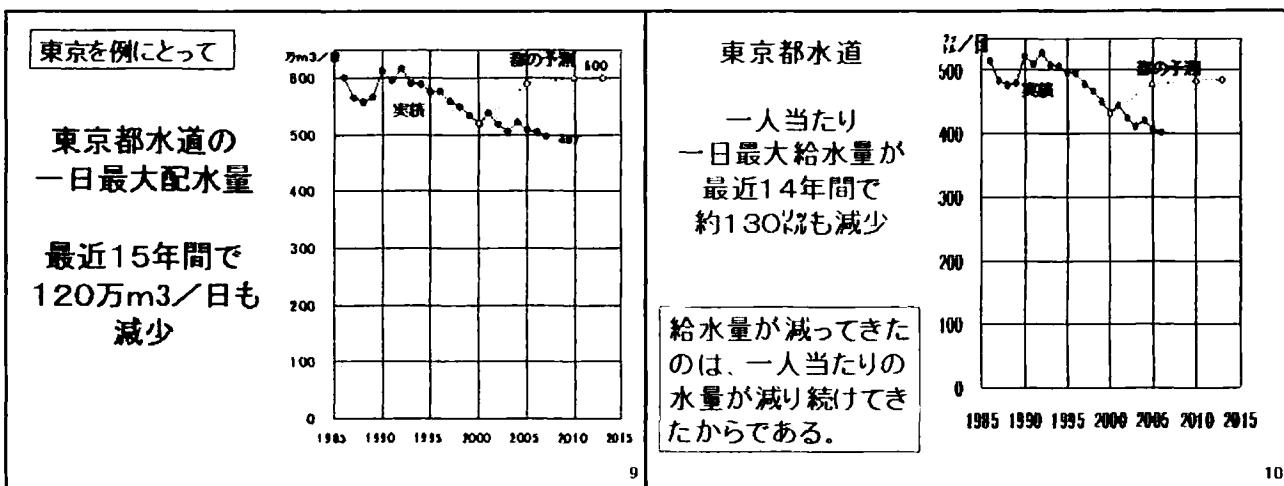
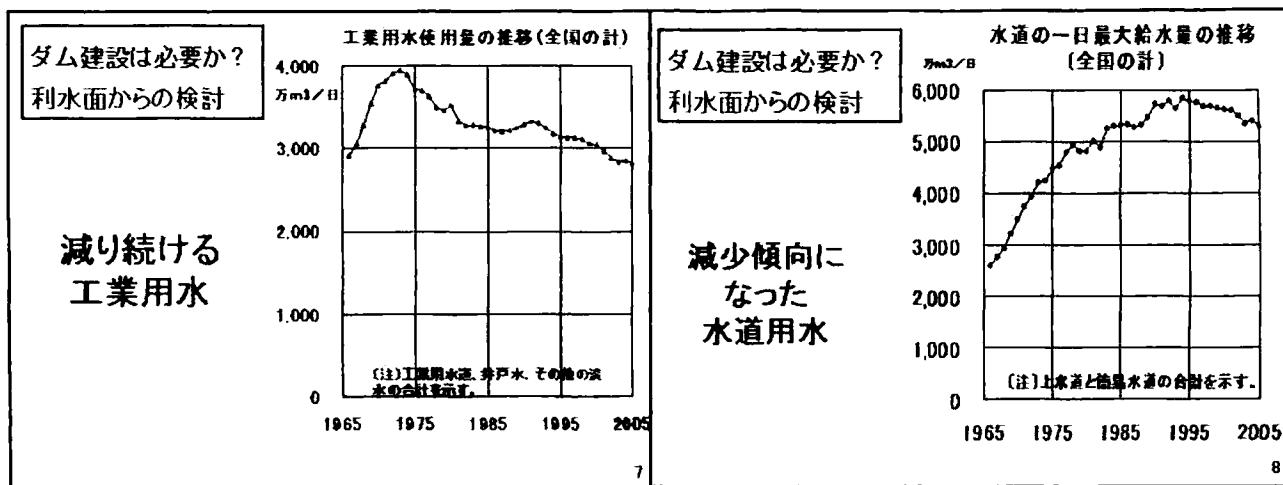
1996年からダム計画が次々と中止



ハッ場ダム

しかし、今なお工事中、計画中のダムが全国で約170事業もある。
(国交省関連)

川辺川ダム



土質面で決壊の危険性がある堤防が放置されている。

一級水系の直轄区間の堤防
土質面で決壊の危険性(地すべりやバイビングの可能性)がある箇所を国交省が調査

利根川下流域防護構造点検結果情報図

16

ダムの治水効果は限定的
ダムの集水域に雨が大量に降らないと効果がない

ハッ場ダムの場合

国交省による過去の12洪水についての引き伸ばし計算(200年に1回の雨量を当てはめる計算)でも、利根川の治水でハッ場ダムを必要とするのは、わずか1洪水だけ。
カスリーン台風の再来計算では、ハッ場ダムの治水効果はゼロ。

16

利根川の治水対策は選択を誤っている。
治水効果が希薄なハッ場ダムに巨額の公費を投じるべきではない。

- 河道の整備が遅れている箇所の堤防の嵩上げ、河床の掘削
- 土質面で決壊の危険性がある堤防の補強対策の実施に河川予算を優先的に投入すべきである。

(他の水系も同様)

17

利水・治水の両面で新たなダム建設の必要性は失われている。

現在、工事中・計画中のダムはすみやかに中止すべきである。

これからは、過去のダム建設等の水源開発によって失われた自然の回復に取り組むべきである。

18

3) ダムと天下り

まさのあつこ氏 ジャーナリスト



ダムと天下り 一天天下りピラミッドの官業スクランブル

国会シンポジウム「川を住民の手に！ 国会シンポジウム2」
—ダム問題をあらためて問う—
2007年10月29日衆議院第一議員会館第一会議室
まさのあつこ

1

河川・ダム事業の前提となる「河川整備基本方針」の法定機関「審議会」で天下りオンパレード

河川整備基本方針(1) 委員会委員局各委員会(水系の審議)		元(現)職
委員長 辻善康	(財)水資源協会理事長	元河川局長／元水資源公団社長 現(社)日本利根协会会长
佐 良 洋日出郎	(社)日本工業用排水会議会長	空席
石 島 博	全国農村組合連合会代表理事専務	元(財)野村各種基金監修部長(4-4)／ 元(社)日本土木コンサルタント 副理事長
岡本義三	(財)日本農業土木エンサルタツ委員	正体不明
金 勝 幸	元大阪府都市開発公社社長	元大阪府土木部都市河川課長 →土木部長→副知事
蛭 本 弘 道	(社)日本水道工業団体連合会専務理事	元厚生省生名衛生局水道環境課 課長
佐 藤 雄	全国土地改良事業団体連合会専務理事	元農水相農村整備局次長 (財)産業廃棄物処理基盤局長
兵 川 順	(社)水資源機構理事	(財)産業廃棄物処理基盤局長／厚生省生名衛 生局小選挙投票部長
杏 田 昌 史	(財)日本水土保持研究所理事長	元農水相農村整備局次長
山 脇 康 真	(財)ふる文化研究会理事長	清賀原出納長→副知事

因習者ワ: <http://www.mlit.go.jp/tarete/hanjuku/kishoku/070528/index.html> とかく作成、26頁の「さ字書」も元資料
は無い

▲ 河川整備基本方針の審議に国交省OBはダム事業者・受注者として参加すべきか？

資本整備審議会・河川分科会・河川整備基本方針検討小委員会
近藤義・委員長

河川局長時代「長良川河口堰(略)、中部圏の将来の発展に必要な水資源を確保するための不可欠な施設」(1992年5月参院決算委員会で答弁)

(特)水資源開拓公団統計=長良川河口堰・德山ダム・丹生ダム事業者
(財)水資源協会理事長

権利はH13ハツ場ダム 岩島地区補償基準検討業務を1700万円で受注

3

ハツ場ダム関連事業受注
公益法人への国交省天下り

平成15年から17年度ハツ場ダム 関連事業落札公益法人	国交省 天下り 故	受注件数	受注額(円)
(財)ダム水源地環境整備センター	4	20	838,490,000
(社)関東建設弘済会	2	14	657,300,000
(財)ダム技術センター	2	6	111,600,000
(財)日本気象協会	6	1	28,000,000
(財)国土技術研究センター	6	2	24,500,000
(財)水資源協会	3	1	17,000,000
(財)建設物価調査会	2	1	54,300

出典: 2006年6月長妻昭衆院議員質問書・国文省回答資料(現在まで増えて31ポスト)
・(財)建設物価調査会 - H15建設資材価格調査
・(財)日本気象協会 - H13ハツ場ダム周辺気象状況把握検討業務

ハツ場ダム関連事業受注
企業への国交省天下り

平成13~16年度ハツ場ダム関連事業 受注件数	国交省天 下り故	受注件数	受注額(円)
(社)建設環境研究所	1	8	329,700,000
国土環境(社)	2	4	201,600,000
八千代工・ニセコリ・グ(社)	2	3	97,335,000
東京工・サルタ・ツ・井関東支店	1	2	78,425,000
(社)長大事業支社	1	2	69,930,000
(社)アフタリ・フ高崎事業部	5	2	42,703,500
リ・ア(社)東京支社	1	1	39,585,000
広用地質(社)	1	3	26,070,000
(社)建設技術研究所東京支社	1	2	18,480,000
三井同壁建設・サルタ・井関東支社	1	1	16,170,000
(社)アリエ・タルゴン・サルタ・ツ	1	1	9,975,000
(社)東京建設・サルタ・ツ	2	1	5,670,000
(社)テクノフ	2	1	3,385,000

出典: 国土交通省河川局名水課2007年9月26日

5

今求められること

1. 河川整備基本方針の審議から天下り・事業受注者を排除し、住民参加を
2. 落札率100%(対予定価格)に象徴される官製談合を廃止
3. 天下り組織温存のための事業ではないか国会で検証を

6. 国會議員からの挨拶

- ① 川田龍平参議院議員：ダムの問題をしっかりと取り組んでいきたい。知らないところでどんどんダムが造られていて、砂防会館があるように、ダムによって政治家が潤っていく。天下りに代表される企業と行政の癒着、企業から政治家への献金の問題は薬害・厚生病院だけでなくまったく同じ構造がダム問題にもある。社会の仕組みを変えていかなければ、と思ってるのでよろしくお願ひする。
- ② 大河原雅子参議院議員：ここに来る役人を攻めて変わらない。選挙で選ばれる人を変えないとだめ。政治決断で官僚組織をどうやって変えていくかということ。参議院の選挙で永田町は少しは変わったが、衆議院を変えて政権交代をキチンとやらない限り環境は変わらない。環境が変わったとしてもそこに取り込まれないようにするだけで大変なことであるが、是非とも衆議院の総選挙を野党共闘で勝利して、政権交代を実現させよう。



10.29 国会シンポでの各地からの報告資料

(パワーポイントより)

サルダム問題に対する私たちの主張

- ・ 天塩川は長さ256km、流域面積5590km²、サンル川は天塩川の支流名寄川の支流。サンル川の流域面積は182km²で、天塩川のそれの3.2%、名寄川のそれが26%に過ぎない。従つて、サンルダムは天塩川の治水にはほとんど効果がない、名寄川の治水にもそれほど多く期待できない。
- ・ 名寄川の堤防ばかり完成していくが、それらを構成すれば、名寄川の水害を防ぐことができる。
- ・ 水道水として、下川町1.5L/秒、名寄市17.5L/秒という極めて少量を擋けているが、これらは現在の名寄川からの取水で十分可能。
- ・ 免費100KWを予定しているが、サンル川の流量からすると無理ではないか。発電による無水期間の懸念。

- ・ サンル川は日本でも有数のサクラマスが遡上する(年間3,000尾程度)川で、ヤマメの宝庫、これの保全が重要な課題となつた流域委員会。開発局は魚道などで遡上と降下対策を実施して必ず保全すると誓っているが、その保証はない。

2

サルダム問題

計画ダム名：サンルダム
河川名：天塩川水系サンル川
所在地：北海道下川町
事業者名：北海道開発局
総貯水容量：57,200,000m³
ダムの目的：多目的ダム(洪水調節、流水の正常な昨日、水道用水、発電)
事業費：530億円
水没予定期数：12
運送先 電話：011-251-5465、メールアドレス：info@nc-hokkaido.or.jp

報告者：北海道自然保護協会 佐々木克之

1



経過と問題点

流域委員会…2003年5月に流域委員会設置、2006年12月の第20回委員会で終了、開発局長に提出された意見では、治水で目標流量が高すぎるという少數意見が併記、サクラマス保全は事前に方法の検討などをして保全していくことが書き込まれた。開発局・流域委員会との話し合いは拒否された…。私たちとは、流域委員会ごとに質問と意見を提出し、冊子をまとめて、流域委員会での発言を求めていた。開発局は質問に答えるとして「考え方」を随時発表するも、私たちとは金わないとの回答、住民説明会でも十分な説明が得られなかつたので、冊子「サンルダムへの疑問」を4,000部発行、3,000部以上普及。開発局などへ意見書提出…開発局は整備計画案提出時に遅間に答えると回答したが、6月の案提出時にやはり答えていなかつた。10月10日付で開発局、北海道知事、国交省北海道監査へ要望書を提出した。

開題点…私たちに金わざ、疑問にも答えず、整備計画案を計画にすることは、河川法の考え方方に違反、これをどのように解決するのか検討中、国交省にも考え方を質したい。

3

天塩川水系河川整備計画案の問題点

1. 治水
 - 1) 脈流最大の洪水に備えるということで設けられた目標流量(1500m^{3/s})が、サンルダムに關係する名寄川で実績最大ピーク流量(昭和48.8:1115m^{3/s})より30%以上高く設定、その後最大洪水時と56.8:602m^{3/s}の約2.5倍で、高すぎる値である。
 - 2) 2006年10月の名寄川流量は開発局速報で900m^{3/s}で、然後最大に近く、しかし、サンルダム建設下流の名寄川や天塩川との合流部下流で外水影響ではない、内水氾濫が主な被害でした。既往最大流量(実量)が決まっている安全と重える。
 - 3) 名寄川では高すぎる目標流量が流れても、放流所の堤防強化と一箇所の河川排水所で名寄川はさらに安全になる。
2. 利水
 - 1) 正常流量が高すぎる結果が示されていない、2) 発電によって無水期間が生じる可能性が大きい、3) 必要としている水道水量は現在のサンル川や名寄川からの取水で十分可能、また、汎水や地下水を少量確保でも足りる。
3. 環境
 - 1) 計画案では「サクラマス生態環境への影響を最小限とする」と述べているが、流域委員会意見では「サクラマス生態環境を保全しながら河川の治水を行ひ、その生態環境の推移を継続的にモニタリングするなどその効果を確認したうえで必要な対策を講ずることができる体制を整備する。」とする流域委員会意見を無視している。

4

成瀬ダムは本当に必要ですか？

■ 成瀬ダムの概要

起業者	東北地方整備局	着工に至るまでの経過
水系	雄物川水系成瀬川	1960年代 成瀬川ヘダム建設を検索
ダム型式	ロックフィルダム	1980年頃 地元の「要望」強まる
堤高	113.5 m	1981年 東成瀬村、建設を要望
堤頂長	690 m	1996年 ダム審「成瀬ダムは妥当」
堤体積	1195.8万m³	1999年 秋田県知事、承認
湛水面積	2.26km²	2001年 ダム基本計画公示
総貯水容量	7870万m³	2001年 工事用道路建設
水没家屋	0戸	2003年 付替道路建設着手
移転家屋	7戸	
総工事費	1530億円	

報告者：奥州光吉 成瀬の水とダムを考える会 会員

〒019-0513 秋田県横手市十文字町植田字一ツ屋71

電話：0182-44-6137

成瀬ダムの目的は妥当か？－1

成瀬ダムの目的（多目的ダム）

■ 治水…「150年に1回程度の大雨を想定」

集水面積が極めて小さい。同規模のダム・玉川ダムに比べてその面積は4分の1。

■ 主要な目的は「かんがい用水の供給！」

用水路→1枚の田んぼ→排水路 水の「無駄づかい」構造

・水田→水田という小さな工事が大切。

・取水量約15m³/secアップ計画を、3m³足しただけで、末端まで水は届いた。50年来の地下水ポンプ使わないと済んだ。

・3割減反のこの時代に2倍の水が何のため必要か？

背景にはもうひとつ、農村経済の疲弊→崩壊の現状がある。

成瀬ダムの目的は妥当か？－2

- 日照率に不作なし！… 農家にとって、恐ろしいのは水不足ではなく日照不足
- 現状でも1.2倍程度の水で十分行き渡ることがわかつてきた！
- 今ある皆瀬ダムを季節を通して有効使用で巨大ダムは無くても済む！

■ 費用対効果（農水省）は1.09

- 総費用（成瀬ダム関連事業（国営「平鹿平野かんがい用排水事業」・同関連施設事業・特定多目的ダム建設事業予算の農業用水分）を含めて） 1556億円
- 投資効果 1703億円

投資効果には米価2万円程度で試算されたのではないか。

■ 水道水もダムの水？…これまでどおり地下水保全・利用

- 伏流水や地下水に依存し上手に利用してきた歴史
- 水の需要は年々減少
- 冬季間の水田涵養で地下水位改善

破壊される森林生態系

白神山地に匹敵するほどの森林生態系保護地域を食い破つたダム選水域が設定された。

湛水域直近のクマタカの巣の運命？

自然度が非常に高いところだけに多くの動植物が多様な生態系を形づくってきた。2001年には、その生態系の頂点に位置するクマタカの巣が湛水域からわずか数十mという所に発見された。

ところが、国土交通省は翌年、専門家の「イヌワシ・クマタカ委員会」なるものの「指導」のもとに巣からmの隣の木にカメラを設置した。



そのカメラが捕らえたペアのクマタカ 情報公開による画像

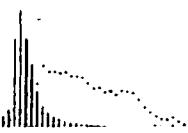


ダムのない川・清流「成瀬川」

流域住民（特にダムができる東成瀬村の住民）が一番心配してきたことは、ふるさとの川が汚濁でなくなるのではないか、ということ。
となりの黄瀬川が濁りの川になってしまったことをよく見ているからだ。



黄瀬川と成瀬川の合流点
向こう側がダムのある黄瀬川
手前がダムのない成瀬川の水



成瀬川の濁度
(ダムの下流ではなかなか濁度が下がらない)

ダムに依存しない明るい農村

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 1556億円という金が
地元に落ちる。 | ダムに頼らず、
→ 自然の恵み、水循環を活かした
明るい農村へ |
| 地元はこのダム特産の分譲料合計
→ 合併拒否でせき止め
これを「東成瀬村の自立」という。 | |



工事のためのダム工事

■ 成瀬ダムの目的（多目的ダム）

目的	貯水容量 (万m³)
洪水を防ぐ	1900
農業用水の供給	2830
水道用水の供給	140
河川の正常な流量確保	2650
発電	

浅川ダム計画の概要

計画期間		02年8月(ダム申請) 07年8月(計画点)(=計画実施計画)
計画期間	400年	本体が100年以上
多目的ダム	洪水調節	
建設目的	洪水の正常な機能の治水専用ダム	
規制水流量	規制水流量	
治水安全度	1:100	
治水規制方式	自然流量方式	
ダム	重力式コンクリート	
ダムの構成	常時調水位 EL.555.0m、その上に深底穴(10m×3.0m×2.1m)の穴あきダム 堰高さ 59.0m 堤頂長 183.5m 堆積量 約124.2万m ³	53.0m 114.5m
ダムの構成	貯水木水量 168万m ³ 治水規制容量 100万m ³ 高水流量 0.11m ³ /s	約110万m ³ 約110万m ³
計画	計画規制 計画危険度 計画高水	1:100 1.0m/s 千曲川食源点 450m ³ /秒 350m ³ /秒 50m ³ /s
等	計画高水	1:1

*1 「認可計画」には明記されていない。
 *2 「認可計画」では「ダム建設前又は」
 *3 「認可計画」では、「計画容量」

浅川ダム計画(=浅川河川整備計画)の問題点

- 計画決定手続きの瑕疵と違法性
- 基本高水流量(ダム調節前流量)が過大
- 安全性無視→大災害誘発の危険性が大

報告者

内山 卓郎

ー環境と開発問題を考えるー

信州ラブソディ

長野県長野市同去242

電話026-244-0204

浅川ダムをめぐる主な経過

年	できごと
1971	予備調査 県単で地質調査開始
77	第1回流出解析の基本高水流流量450m ³ /秒を建設省承認
85	国庫補助して新規探査
88	浅川河川工事の全体計画認可
91	ダム基本設計会議で「ダム軸およびダム型式」承認。ダム地点決定
93	付け替え道路着工。96年12月完成・使用開始
住民8名が建設差止め仮処分申請	
98	長野冬季5輪 開催
2000	地溝等技術検討委員会報告書
10月就任の田中廣夫知事、一時中止発表	
02	県治水・利水ダム等検討委員会が「ダムなし」を答申
06	答申に基づき、浅川ダム計画中止
2月8日 県、浅川ダムを穴あきダムとして河川整備計画の「方針」を発表	
14月18日 河川整備計画原案発表	
07 8月22日 國交省が浅川ダムを費力とする河川整備計画を認可	
10月19日 行政不服審査法の審査請求を國交大臣に提出	

1. 計画決定手続きの瑕疵と違法性

- 穴あきダムの選択を骨格としているながら、「方針の決定と実施」を発表する2月8日以前の段階では、穴あきダムに関する発表や説明をいつさい行っていない。ダムなしをふくめて代替案を示すこともなかった。
- 県が採った河川整備計画の決定手続きは、「方針→原案→案」であり、「方針」の発表段階で「決定しました……実施していきます」と言い切り、新幹線用地交渉の局面を開拓する手土産として、「ダム建設の決定」を使っている。
- 本件の場合、「方針」で打出したダムの建設決定を前提として、そのあとから「原案」以後の手続きを行っており、学識経験者と関係住民の意見を反映する措置を講じたことにはならない。県が採った「原案」から認可申請までの手続きは、法の定めを満足させるための事後のとりつくろい、となっている。

1

2. 基本高水流量(ダム調節前流量)が過大

- 高水協議会が2006年8月に中間報告、2007年3月に提言をまとめ、知事へ提出した。「基本高水を算出した雨量観測点や雨量データなどの科学的根拠に疑問を投げかけ、全面的に見直す必要性」を提言していた。
- 村井知事は、「1/100、450m³/s」の基本高水を「与件である」として、高水協議会からの説明すら聴こうとはしなかった。
- 浅川ダム計画とからんで算出された浅川の基本高水は、いくつもの重大な欠陥をもっている。
 - 治水基準点(千曲川合流点)は本流の背流の影響が大きいので、浅川の洪水時の流量データを計測することは不可能。
 - 流域外雨量データのみで算出、根拠のない飽和雨量採用、雨量を2.8倍もの引き伸ばしで算出した第1回目の基本高水流量を30年間も踏襲。
 - 2004年10月の台風23号の際、長野気象台の観測値は124.5mm/日と1/100の130mmにちかい雨量を記録したが、流量は約1/6の値であった。

3. 安全性無視→大災害誘発の危険性が大

- 条例で設置した「長野県治水・利水ダム等検討委員会」(以下「治水ダム等委員会」)は2002年6月、浅川部会のトレーニング調査で堤体直下を南北に横断する第四紀断層F-Vを確認し、「ダムを実施する場合には再調査を必要とする」と答申している。しかし県は再調査の必要性を認めず、いまだに実施していない。
- 浅川の河川整備計画の「方針」を決定した2007年2月以降、長野県は第四紀断層を約160万年前から現在まで、活断層を約50万年前から現在に繰り返し活動し、最も最近に活動した時期が10万年程度よりも新しく、今後も活動する可能性のある断層をいうと定義し、独特の区分を設定している。
 - さらに、(第四紀断層は存するが活断層でない場合にはダム建設は可能)とダム事業者特有の解釈を押しだしている。
 - 「調査指針(案)」が示している定義と比較し、明らかに異なっている。
- 浅川ダムの断層調査は、いくつの重大な欠陥をもっている。これらの内容では、どういだダム計画の安全性を見究めたとはいえないだろう。
- 「洪水対策のダム建設」が「地滑り・土石流などの土砂災害」を誘発する危険性を持ってしまう。これが「流域の安全」か?

5



「
浅川ダム計画の
危険マップ」

太田川ダム（静岡県）

- ・ 河川名：2級河川 太田川
- ・ 所在地：静岡県周智郡森町龜久保
- ・ 事業者：静岡県
- ・ 総貯水容量：1,180万m³
- ・ 目的：治水、利水、および流水の定常化
- ・ 事業費：ダム建設関係：384億円
遠州広域水道太田川系建設関係：
370億円
- ・ 水没戸数：11戸（撤去済み）
- ・ 市民団体連絡先
太田川水未来 飯木憲三 〒437-0227 静岡県森町橋24-1
太田川ダム研究会：岡本 優 〒437-0221 静岡県森町円田443-5
ネットワーク「安全な水を子どもたちに」
山本 寛 〒431-1402 静岡県浜松市三ヶ日町都筑3110-17

経過の概略と問題点

- ・ 発端：1974年7月7日、台風8号による「セタ豪雨」水害。主な被害地はダム建設予定の本流上流ではなく、森町内では支流の三ヶ川流域と、森井、野田地盤では東海道線以南の下流域。
- ・ 経過：
 - 1980年 県単独で建設予備調査開始。
 - 1986年 寒施計画調査(国庫補助)。水防組合に建設期成同盟設置。
 - 1988年 県議会建設を探査
 - 1993年 利水目的が付け加わる。国庫補助が目当て。
 - 2000年 太田川水未來発足。
 - 浜松市から取水減量申し出。14市町需要再調査、
当初計画より13,600m³/日の減量。
 - 翌年計画見直し、縮小(總貯水容量120万トン減)
 - 2002年 本体工事着工、現在7割完了

問題点：1. 利水について

1. 遠州広域水道の主要水源天竜川の平均流量は240m³/s
2. 太田川ダムサイトの平均流量は1m³/s弱
3. 天竜川の湯水で維持流量85m³/sを切るとS28年制定の通達上取水ができないというものが利水ダムを作る口実。
4. 遠州地域の水消費は完全に構はばいで、県企業局の需要予測は大幅に狂っている(10万m³/日過剰)

問題点：2. 治水について

1. 太田川ダムの守備範囲(集水域)はわずか20km²で、全流域面積の4.2%に過ぎない。したがって河川整備基本計画でも太田川ダムの分担はわずか350m³/sで基本高水の6.7%。
2. しかも基本高水流5,200m³/sは過大である。
 - △ 水源遠藤謙氏の見直しでは4,660m³/s以下(確率雨量過大)
 - △ 國土研中川氏の見直しでは4,100m³/s (カバー率過大)
3. 河道整備は一昨年で計画(4,700)の53%しか進んでいない。

問題点：3. ダムの安全問題

- ◆ 確保しばらく、ダム建設は地質的に問題のある所は避けていた。しかし建設が遅くなるにつれて、この原則は忘れられている。
- ◆ 情報開示請求によって、ダムサイト左岸斜面の岩盤が大規模な滑りを起こしていることが発覚した(4,5)。
- ◆ 2004年7月に30カ所の観測点が設けられて以後、水平、垂直ともに最大値で260mmを超える岩盤の変位が川にわかつておこっている(6)。
- ◆ この変位を抑えるため、1本平均100万円のアンカーボルト総計4,37本。
- ◆ 重量力式コンクリートダムの起き所は堤体と岩盤の継ぎ目。
- ◆ アバット面の岩盤が劣悪であるのに、横方向の力に対する対策が全く講じられていない。
- ◆ アバットがそのまま抜けてしまう危険性が国土開拓研究会の奥西京大名誉教授によって指摘されている(5)。
- ◆ ランプ貫岩の多い岩盤には多くの断層やひび割れがあり、漏水の起ること、セタ豪雨の6倍の土石流が発生。被害は森町中心部更に下流の井筒田地区にも。
- ◆ 当初計画では東海地震による振動の加速度は震度法で0.15 (加速度にして14.7ガル)と想定していた。その後の中央防災会議の見直しでは太田川ダムは震源直上にあり、工学的基礎の受ける加速度は600～750ガルにまでなることが判明した(8)。しかるに同局は『河川管理施設等構造令が改正されない限り設計の見直しは行わない』と公式回答している。
- ◆ 震源域の見直しによって「実情」が変化しているのに設計を見直さないのは法令違反ではないか？

やんば ハッ場ダムの問題点

報告者 田巻 誠

(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会)

連絡先 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
〒102-0083 東京都千代田区麹町6-4 麹町ハイツ502
谷合周三法律事務所 電話 03-3512-3443

1

ハッ場ダムの諸元

河川名 利根川支流・吾妻川

建設予定地 群馬県長野原町

事業者 国土交通省

総貯水容量 10,750万m³

ダムの目的 ①首都圏の水道・工業用水の開発
②利根川の洪水調節

事業費 4,600億円(水特法事業などの関連事業
を含めると、約5,900億円)

移転予定戸数 470戸

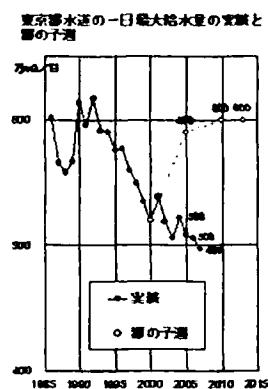
2

ハッ場ダムの問題点1 必要性の喪失

- ① 首都圏でも水道用水の減少傾向が続いている、水余りの状況になっている。

- ② 利根川の洪水調節にハッ場ダムは役に立たない。

国交省による
カスリーン台風(1947年)の
再来計算では、利根川への
ハッ場ダムの治水効果は
ゼロ。



3

ハッ場ダムの問題点2 様々な災い

- ① 美しい吾妻渓谷の喪失
- ② 希少生物の喪失
(クマタカ、オオタカ等)
- ③ 貯水域周辺における
地すべり発生の危険性
- ④ ダムサイト岩盤の水漏れ
の危険性
- ⑤ 貯水による水質の悪化
- ⑥ 国民の巨額の費用負担
(起債の利息も含めると、
約8,900億円)



4

ハッ場ダムの現状

- 付け替え道路、付け替え鉄道、防災ダム、小学校、中学校等の関連工事が行われてきている。
- 事業費での進捗率 50%以上
- 完成予定期は2010年度であるが、大幅に遅れる見通しである。ダム本体工事はまだ先のことである。

地元の状況

移転予定地では約2/3の家がすでに外に移転した。当初の話は貯水域周辺の代替地に全戸を現地再建するという約束であったが、代替地の造成が遅れ、その分譲価格が非常に高額であるため、外への移動が相次いでいる。

5

ハッ場ダムをストップさせるために

裁判による6都県住民のハッ場ダム反対運動

2004年11月 各都県を被告として、一都五県の住民がそれぞれの地方裁判所に住民訴訟を提起、「各都県のハッ場ダム計画への参加は違法・不当であるので、撤退を求める」現在、6都県の地裁で係争中

各都県でストップさせる会が活動

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会・茨城の会・埼玉の会・千葉の会・東京の会・ムダなダムをストップさせる橋木の会、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会(各都県の会の連絡組織)

ハッ場あしたの会の活動

- ハッ場ダム見直しの世論を高める活動
- 水没予定地の再生をめざす活動

2006年10月9日 ライブ＆トーク「加藤登紀子と仲間たちが唱う ハッ場のちの想い」
2007年11月4日 シンポジウム「ダムに負けない村 ハッ場から地域の再生を考える」
(加藤登紀子ほか)

6

計画ダム名 設楽ダム建設事業
河川名 豊川水系(寒狭川)
所在地 愛知県北設楽郡設楽町
事業者名 国土交通省(中部地方整備局・設楽ダム工事事務所)
総貯水容量 9800万立方メートル
ダムの目的 新規利水 1300(水道水・灌漑用水)
洪水調節 1900、
流水正常機能維持 6000(特定多目的ダム)
事業費 (基本計画検討中)
水没予定戸数 約120戸

報告者 市野和夫
設楽ダムの建設中止を求める会
連絡先 441-1101豊橋市賀茂町山屋敷28-1
E-mail: ichinok7@mx3.tees.ne.jp
Tel&Fax: 0532-88-4358

経過の概略

1973: 愛知県が町に設楽ダムの調査を申し入れる
1978: 実施計画調査に着手(8000万立方メートル)
1990: 「豊川水系における水資源開発基本計画」閣議決定
1996: 実施計画調査中間報告(1億立方メートル)を町に報告
1998: 設楽町が現地調査受け入れ文書回答
2001: 豊川水系河川整備計画を策定
2003: 用地調査着手(設楽ダム工事事務所/建設段階)
2004: アセス方法書手続き
2006: 「豊川水系フルプラン全部変更」閣議決定
アセス準備書縦覧
2007: アセス評価書公表
事業再評価(豊川の明日を考える流域委員会で「審議」)

2

主な問題点など

- 1 豊川水系の水資源開発は、2001年度に完成した豊川総合用水事業によって供給施設が整い、新規の水源開発は必要がなくなっている。
- 2 流水正常機能維持(不特定)容量が過半を占める異常なダム計画である。
- 3 ダムに頼らない洪水調節...流域治水の議論・検討が不十分なままである。
- 4 水没地域にクマタカの営巣エリアがかかり、ダム予定地付近は、絶滅危惧種で国指定の天然記念物(伊勢・三河湾周辺河川の固有種)であるネコギギの重要な生息地であり、極めて多様な生物の生息する寒狭川流域の豊かな環境を破壊する。
- 5 閉鎖性内湾三河湾へ注ぐ河川上流のダムである点を考慮すれば、必要不可欠である三河湾まで含めた環境アセスがなされていない。

3

淀川水系における 事業中の5ダムについて

前・淀川水系流域委員会委員長

今本博健

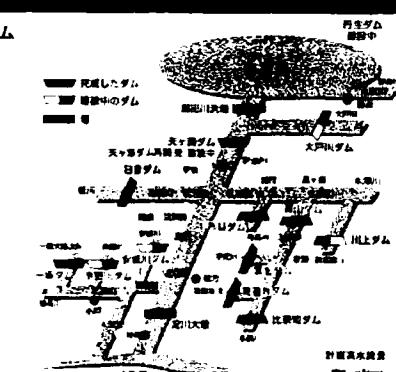
淀川水系のダム

既設のダム

- ・天ヶ瀬ダム
- ・比奈地ダム
- ・青蓮寺ダム
- ・室生ダム
- ・高山ダム
- ・布目ダム
- ・日吉ダム
- ・一庫ダム

事業中のダム

- ・丹生ダム
- ・大戸川ダム
- ・天ヶ瀬ダム
再開発
- ・川上ダム
- ・余野川ダム



二転三転するダムの目的(1)

丹生ダム

当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水
03年案 3を異常洪水時の緊急水の補給に変更

05年方針 治水専用の流水型ダムとして実施

07年原案 ダムの型式を再検討して実施

大戸川ダム

当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水 ④発電
03年案 3を「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」および「日吉ダムの利水容量の振替」に変更

05年方針 治水単独目的では経済的に不利なため当面実施しない
07年原案 桂川の治水を加え、治水専用の流水型ダムとして実施

淀川水系流域委員会の提言・意見

03年「提言」

ダムは、自然および社会環境に重大な影響を与えるので、原則として建設しないものとし、建設には社会的合意が必要である。

03年12月「意見書」

中止することも選択肢の一つとして、提言を尊重した抜本的な見直しが必要である。

05年8月「方針に対する見解」

- ・丹生ダムおよび川上ダムの「実施する」との方針には、「現段階では賛成できない」とした。
- ・天ヶ瀬ダム再開発の「実施する」との方針には、琵琶湖の環境に資するとの理由で「賛成する」とした。
- ・大戸川ダムおよび余野川ダムの「当面実施しない」との方針には、「賛成する」とした。

どうすればいいか

こうした問題は対象洪水を設定する治水方式に基づいており、それが解決できない。基本高水の切下げも、ダムを建設せない一時逃れになつても、真の解決にはならない。

真の解決には、対象洪水を設定すること止め、いかなる大洪水をも対象とし、少なくとも壊滅的な被害を回避するよう、治水方式を抜本的に転換する必要がある。

具体的には、河川における対策だけでなく、流域における対策を用い、中長期的な対策を複数に入れつつ、環境に重大な影響を及ぼさない実現可能な対策を着実に積上げ、治水安全性を段階的に引き上げることである。

いま優先すべきは、ダムのような環境に重大な影響を及ぼす大规模対策ではなく、壊滅的被害の最大原因となっている堤防を防ぐ「堤防強化」であり、人的被害を解消する「警戒・避難体制」の早期の確立である。

淀川水系の概要

幹川流域面積：流域延長
本川 75km 824km²
木津川 99km 1,586km²
守川 114km 1,100km²

琵琶湖の貯水元

淀川 674km²木津川 235km²守川 275km²

河川の存在

淀川：琵琶湖

桂川：伏流水

木津川：岩倉川

守川：伏流水

琵琶湖の特徴

世界有数の大きな河川である淀川

が存在している。

水流が安定している。

豊かな生態系が思われる。

日本の歴史の中であった。



事業中の5ダムの現況

■淀川水系流域委員会の03年1月の「提言」を受け、河川管理者は事業中の5ダムの「ダム本体に関わる工事を」中断し、いまもその状態が続いている。

■利水の大半の全量撤退あるいは一部の縮小により、ダムの目的が二転三転した。

■いくつかのダムは、利水の代わりに計画当初になかった目的を追加し、型式や容量を変更して実施しようとしている。

■別のいくつかは、治水単独目的では経済的に不利であるとして、当面実施しないとしている。

■いまも河川管理者の方針は揺らいでおり、今後の動向が注目される。

二転三転するダムの目的(2)

川上ダム

当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水 ④発電
03年案 3の利水容量の再検討

05年方針 4を除外し、1・2・3を目的として実施

07年原案 新たに他のダムも含めた長寿命化容量を確保して実施

余野川ダム

当初計画 ①治水 ②流水の正常な機能の維持 ③利水
03年案 3を「一庫ダムの利水容量の振替」に変更
05年方針 治水単独目的では経済的に不利なため当面実施しない
07年原案 当面実施せず、実施時期を検討

天ヶ瀬ダム再開発

目的変更なし 治水機能を増強し、あわせて利水・発電機能も増強

いまの治水のなにが問題か

いまの治水の、対象洪水を設定し、それに対応した対策を実施する方式そのものに重大な問題がある。

主な問題点

1 対象を超える洪水が発生すれば壊滅的被害となる恐れがあり、計画も一からやり直さなければならない。対象洪水を大きくする変更につく変更、それがこれまでの治水の歴史である。

2 対象洪水が大きくなると、経費が莫大となり、計画達成までの時間がかかる。この間、住民は危険に晒されたままになる。

3 河川への負荷が増え、やがては環境を破壊する。

4 治水が進むと同時に危険地の開発も進み、結果として被害が激甚・拡大化する。

いまこそ

対象洪水を設定しない
新たな治水方式への転換
が必要である

本シンポジウムがそのきっかけ
になることを願って止まない

吉野川第十堰改築事業

- ・計画ダム名 吉野川第十堰改築事業
- ・河川名 吉野川
- ・所在地 徳島県徳島市(河口より13キロ地点)
- ・事業者名 国土交通省
- ・ダムの目的 治水
 - 可動堰により洪水流量を毎秒1700m³カット
- ・事業費 1030億円 (維持費 7億円/年)
- ・団体連絡先 NPO法人 吉野川みんなの会
 - 〒779-3101 徳島市国府町佐野塙字出口5-7
E-mail office@daijiu.ne.jp
» tel&fax 088-612-9200

経過－1

- ・82年 吉野川水系工事実施基本計画に洪水の流下阻害要因である第十堰の改築の必要性が明記
- ・97年 円藤知事(後に収賄罪で逮捕)が、可動堰がベストと発言
- ・98年 第十堰審議委員会が可動堰化が妥当と答申
- ・98年 徳島市で住民投票を求める署名活動。人口の約半数に当たる105,535名の署名が集まる
- ・98年 徳島市議会が住民投票条例案を否決
- ・99年 徳島市議選で住民投票推進派の議員が躍進、住民投票条例可決

経過－2

- ・00年 徳島市住民投票(可動堰反対90.14%、投票率 55.9%)
前後に行われた、あらゆるマスコミの県民世論調査でも、反対が賛成を上回る
- ・大田知事当選(2002年)以降、知事、徳島市長とも、あらゆる選挙で、可動堰推進の候補は当選していない。
- ・00年 与党3等合意により「可動堰は白紙」
- ・04年 飯泉知事「まずは、可動堰以外のあらゆる選択肢を検討」

経過－3

04年 四国地整「よりよい吉野川作り」発表

- ・洪水被害を最小にする総合的治水策
- ・安定的水利用
- ・残された豊かな河川環境を後世に継承

●取り組み方法

- ・「河川整備」と「抜本的な第十堰対策」に分けて検討する
- ・徹底した情報公開と住民参加でおこなう
- ・第十堰については、「吉野川水系を現状より少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って決める」「必要な補修は適宜行う」

経過－4

- ・05年 吉野川水系河川整備基本方針策定
 - 基本高水24000m³/s ⇒ おなじ
 - 計画高水18000m³/s ⇒ おなじ
 - 「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」
 - ⇒「既設固定堰の改築を行って洪水の安全な流下を図る」
 - ⇒ 可動堰再浮上の可能性
- ・06年 吉野川水系河川整備実施計画の策定に3部会形式採用

問題点－1

- ・1) 基本方針の決定について
 - わずか3回の開催、実質2時間の審議、住民参加なし
- ・2) 整備計画の策定について
 - ① 素案について
 - 総合的治水対策になっていない(施設偏重)
 - 超過洪水対策がない
 - 森林の機能についての消極評価
 - 利水計画がない
 - 環境保全の具体的目標設定がない(努める)
 - 堤防線など複数案がなく、住民が参加し難い

問題点－2

- ・②「意見を聴く会」のあり方について
- ・学識者、流域住民、市町村長の3部会形式では合意形成のための議論ができない。
- ・①の課題が議論できる流域委員会に改組すべき
- ・第十堰問題が先送り(最も危険として来たのにも関わらず)
 - ⇒民意は明らか。可動堰は中止にし、第十堰保全を整備計画の出発点にすべき
- ・流域委員会を採用しなかった理由が不明
 - ⇒ 「意見を聴く会」のあり方は秘密裏に決定され、説明責任も果たさない

内海ダム再開発問題

- ・ダム名 新内海ダム
- ・河川名 別当川(2級河川・河川長3,966㍍)
- ・所在地 香川県小豆郡小豆島町神懸通
- ・事業者 香川県(国交省補助ダム)
- ・総貯水量 106万トン 堤長447㍍(川の全長の11.3%)
堤高42㍍
- ・建設目的 治水・利水ダム
- ・事業名 内海ダム再開発事業
- ・事業費 185億円
- ・水没人家なし
- ・団体名 寒霞溪を守る連絡会 代表山西克明 香川県小豆島町神懸通1689 電話0879-82-4634

- ・現行内海ダムは、小豆島寒霞溪を源流とする全長わずか3,966㍍の別当川にある。現行ダムは昭和34年に完成した総貯水量17万トンの利水治水を目的とした小さなダムである。
- ・香川県は平成7年の阪神淡路大震災を契機に大地震に対する安全性には疑問があるとして、改修の必要性を自ら提起した。
- ・平成8年から国土交通省の補助を得て改修のための調査事業に着手、平成11年に河川整備方針、12年には河川整備計画を策定したが、公表された計画は想像を絶する大規模ダムであった。
- ・川の全長の1割を優に超える大規模ダムは、その堤長が447㍍、堤高が42㍍にも及ぶが、ダム湖は、堤長の長さよりも奥行きの方が短いという水たまり状態の極めていびつなダムである。

問題点1. 施工上の問題点

①断層上のダム

- ・現在予定されている堤位置の直下には3本の断層が確認されている。水の浸透や地震によるずれなど、ダムの安定性に疑問がある。

②土石流の発生しやすい地域

- ・小豆島一帯の地層は、堅い岩層の下部に花崗岩層が広がり、表明が風化していることから極めて土石流や地滑りの発生しやすい地形となっている。

問題点2. 治水上の問題点

- ①過大な基本高水 香川県の規模決定要素となっている基本高水は、合理式での検算よりも30%も過大な計算となつてあり、基本高水そのものが架空の数字となっている。
- ②過大な洪水調整容量 集水面積わずか4.8平方kmに対して58万トンの洪水調整容量が計画されており、これは、既往最大雨量88ミリ/時の洪水が発生した場合、すべての水を受け止めるとしても、2時間以上持ちこたえることとなる異常な規模である。
- ③既往最大潮位を無視 既往最大の高潮は、平成16年の代風6号であるが、高潮偏差が発生すると、降雨が無くとも河口から800㍍地点あたりまでは、氾濫する可能性を持っている。従ってダムによるピークカットよりも河口域での護岸補強が本来必要とされる事業である

問題点3. 利水上の問題点

①水需要の変動

- ・ダム計画時点の想定水需要をすでに大幅に下回っており、利水の目的も失われている。

問題点4. 手続き上の問題点

①北区ダム直下住民との約束反故

- ・本ダムについては、もっとも影響を受ける直下住民の意向を尊重し全員一致まで着工しないとの約束が反故にされ、反対住民がオミットされている。

②住民関与の否定

- ・本来のダムの必要性そのものに対する討論の場(住民参加)の場が設けられない。

☆ 山鳥坂ダム計画と住民運動

- ・計画ダム名 山鳥坂ダム
- ・河川名 肴川水系河辺川
- ・所在地 愛媛県大洲市肱川町山鳥坂
- ・事業者名 国土交通省
- ・総貯水容量 2490万m³
- ・ダムの目的 治水
- ・事業費 850億円
- ・水没予定戸数 22戸

大洲市の住民投票を実現する会

連絡先 795-0082 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496
有友正本方
Tel&Fax 0893-25-5805 携帯 090-1174-5243
E-mail ari@snow.odn.ne.jp

山鳥坂ダム問題の経過

- 第一期 1982～2000年 松山市への分水が主目的であった頃
 - ① 頭書の計画は何よりも松山への分水が目的、付随的な目的として治水
 - ② 連合会を中心としたダム反対署名が約22,000人、肱川漁協の署名が約16,000人一大洲市議会の全議員が賛成
 - ③ 93年7月洪水が、ダム中心の治水対策に対し、市民に強い疑問を挿入する
- 第二期 ～2002年 与党三党による中止勧告と復活策動
 - ① 与党三党による中止勧告が、山鳥坂ダム推進側の強い反発により計画を見直し。さらに分水受益自治体住民の財政負担に対する不安から分水の中止、そして治水目的ダムへと目的が変遷する。
 - ② 流域住民の自然環境への付加の少ない、安全な治水対策への要望が明確になった。
 - ③ 住民投票の直接請求では、旧大洲市の全有権者の53.3%の署名が認められた。大洲市議会はこれを、15:5で否決

第三期 2002～2004年 住民排除の河川整備計画策定と、但し書き検査による大規模水害

- ① 河川整備基本方針→山鳥坂ダムありきの基本方針
 - ② 流域委員会 住民排除「山鳥坂ダムありき」
 - 委員構成→流域自治体の長、学識経験者
 - ③ ダムのただし書き操作の怖さを体験した。04年16号、05年14号
- 2004年16号台風での鹿野川ダム操作について
- 鹿野川ダムの但し書き検査により、下流域で氾濫。その後、ダム湖へ流入量の、約2倍の放流が続き、中下流域被害を大きくした。
 - 洪水調節効果→誤差程度の効果
 - 最大流入量(1985m³/秒)→最大放流量(1871m³/秒)→ 114m³/秒
 - 但し書き操作
 - 下流域の河道済下能力が小さいため、本来のダム運用ができていない。
 - 流入より大きい放流 30日22:20～
 - これにより、中下流域の洪水氾濫地帯の浸水時間を長くし、被害を拡大した。

第四期 2005年～

「山鳥坂ダムありき」の環境アセスメント

環境影響調査法の適用の実態

ア 事務局の都合が最優先の環境検討委員会

- 第4回環境検討委員会で、山鳥坂ダム工事事務所の所長が「いつまでも調査をしているわけにはいかない」と発言していること。
- 第8回の環境検討委員会では、委員が県内で未確認の魔性ランの発見の可能性を指摘したところ事務局が「準備書に間に合わない」と結論付けたこと。

イ 委員の選任根拠が不明確

- 委員の発言に対し、「専門家の意見を聞きながら」と事務局が発言している。委員長の石川氏は、鳥類の専門家とされているが、疑問がある。

ウ 講事の進め方

- 事務局が議題を提案し、事務局が議論を説明し、事務局が結論付ける委員会になっている。

I 注目種の選定について

意図的なクマタカ除外

- 該当地区は、クマタカの生活圏そのものであり、地元専門家の観察ではダム予定位臵から半径5km圏内に、周年頻繁にクマタカは出現している。上空で飛翔している行動そのものが採餌や繁殖の基本行動であり、頻繁に区域内に出現する「飛翔現象」を正確に理解し評価しようとしていないか、理解し評価しようとしていない。生態系の頂点にあるクマタカは、オオタカやサシバ以上に注目種として適切な選択である。

山鳥坂ダム事業の中止を求める理由

- 肱川中下流域は河道整備(堤防整備、河床浚渫など)が遅れに遅れ、水害が頻発している。
- 山鳥坂ダムが完成しても依然として洪水常襲地帯が残ることは肱川河川整備計画でも明記している。
- ダムが出来ると、肱川のアユが壊滅的な被害を受ける。肱川には負の価値しか残らない。
- ダムにかける財源があるならば、ダムを中止して、河道整備に廻すことこそが肱川の治水対策である。

川辺川ダム

- ・ダムの形式、規模等（1998年の基本計画変更時点）
 - 事業主体 国土交通省
 - ダムの形式 アーチ式コンクリートダム
 - 堤高 107.5メートル
 - 総貯水容量 133,000千立方メートル
 - 有効貯水容量 106,000千立方メートル
 - 堆砂容量 27,000千立方メートル
 - 総事業費 約2,650億円（3,300億円に変更の予定）
 - 工期 平成20年度までの予定
 - 水没予定戸数 五木村・相良村合計528戸（1966時点）

報告者：中島 康「子守唄の里・五木を賣む川辺川辺川を守る県民の会」代表
〒860-0073 熊本県熊本市島崎4-5-13 電話 0963-24-3762

ダム事業の経緯

- ◆ 1963年から65年にかけて3年連続で球磨川流域で発生した水害を契機に、1966年、建設省（当時）が、川辺川ダム建設計画を発表。
- ◆ 1976年、建設省が、特定多目的ダム法に基づき川辺川ダム基本計画を告示し、その後、2度の見直しを経て、1998年に基本計画の変更を告示。
- ◆ 2003年5月、川辺川利水訴訟福岡高裁判決で、国が逆転敗訴し、上告断念により敗訴確定。
- ◆ 2005年9月：国交省が収用裁決申請（漁業権、五木土地、保留案件の全て）を取下げ（同時に事業認定は失効）、ダム本体工事の着手が出来ぬまま現在に至る。

事業の目的（平成10年の基本計画変更時点） → 現在はすべて喪失

- (1)治水 → 流域住民はダムによる治水を拒否（危険、環境破壊）
- (2)かんがい → 03年、計画変更無効で白紙状態
07年12月には国が「撤退」を決定すると見られる。
人吉球磨地方の1市3町2村（人吉市、鍋町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村）にまたがる球磨川右岸の農地にかんがい用水を供給し、農業の生産性向上や農業経営の安定に寄与する。
- (3)発電 → 07年、電源開発（株）、撤退表明
川辺川ダムの貯水を利用し、最大出力16,500kwの電力を生み出し、主として人吉球磨地方を中心とした南九州に電力供給する。
- (4)正常な流水維持 → ダムは有害
球磨川の水量減少時に、アユなどの河川に生息する動植物を守り、また、川下りの運行支障を改善するよう、ダムから水を供給する。

虚構だらけの球磨川水系河川整備基本方針

- ・川辺川ダム最優先の河川整備基本方針審議
 - 地元代表委員としての潮谷知事の合意得られぬまま、基本方針承認。地方分権完全無視
 - 地元住民の意見書には、誹謗中傷を加えるだけ。科学的根拠を捨じ曲げるのは国の得意技
- 基本高水流量=計画高水流量=調節流量
7000m³/秒 4000m³/秒 3000m³/秒
(人吉地点:従来値を踏襲)
計画高水流量は現状流下能力と同じ。
→ 洪水対策を川辺川ダムに限定
- ・河川整備計画策定段階で「突き返す」ことになる

住民参加を切り開いた熊本方式 川辺川ダムを考える住民討論集会

- ・2001年12月：県主催で「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催（相良村・約3000人）。以後は県がコーディネートに回り、國主催で2003年12月の第9回まで開催した。結論はでていない。
- ・國を含めた「推進側」と、川辺川ダム計画に異論を持つ「異論側」とが、同数の登壇者をたて、県職員を司会者として、同じ割り当て時間で意見交換をする。一般参加者はあらかじめ意見陳述希望を事務局に提出しておき、事務局は「推進側」「異論側」同数の発言を求める。一般公開で開かれ、インターネットテレビ中継も実施。議題等についてはあらかじめ、3者の事前協議（公開）で決めた。
- ・「森林の保水力」が双方の争点となり、共同検証を実施。しかし、極めて不十分な段階で國が終決を執拗に主張したため終了。
- ・河川整備計画策定の場合、実績ある住民参加方式としてはこの方が最も優れていると思われる。

思川開発事業の概要

- 思川は利根川流域渡良瀬川の支流で栃木県の南部足尾東山地に水源を発し、同じく行く川、黒川、大芦川を合流し南流して渡良瀬遊水池で渡良瀬川に合流する流域77.8kmの1級河川です。思川開発事業は、利根川総合開発の一環として、思川の支流の南摩川にダムを建設して洪水調節を行とともに、他の支川黒川、大芦川に取水施設を設け、延長10kmの山岳導水路を建設してダムに水を運び貯留水の80%をまかぬ。

報告者：伊藤武晴 思川開発事業を考える流域の会 専務局長

〒323-0807 栃木県小山市城東2-10-22

電話 0285-23-8505

1

事業の中核「南摩ダム」諸元

・建設地：	利根川流域思川支流-南摩川
・型式：	ロックフィルダム
・流域：	南摩川 12.4 Km ² 直接流域<ダム建設地> 黒川 49.5 Km ² 間接流域(取水口) <ダムへ送水最大 8m ³ /s>
・	大芦川 77.4 Km ² 間接流域(取水口) <ダムへ送水最大20m ³ /s>
・位置：	栃木県鹿沼市上南摩町地先
・堤高：	86.5m
・総貯水量：	約五千百万m ³
・有効貯水量：	約五千萬m ³

2

事業の目的

- 洪水調節
南摩ダム地点の計画高水流 $130 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち $125 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うことにより、南摩ダム下流の思川治川地域および利根川本川の中・下流地域の洪水被害の軽減を図る、としている。
- 既得取水の安定化と河川環境の保全のための流量の確保、(不特定用水の確保)
南摩川、黒川、思川および利根川治川の既得用水の安定化を図るとともに、河川環境の保全等のために必要な流量を確保し、異常漏水時補給を行う、としている。
- 新規利水の開発
栃木県、小山市、古河市、総和町、五霞町、埼玉県、および北千葉広域水道企業団の水道用として新たに最大 $3.20 \text{ m}^3/\text{s}$ の取水を可能とします、としている。

3

事業の問題点

- 洪水調節：
ダムが建設される南摩川は極小河川で、ダム地点の流域面積はわずか 12.4 km^2 で、思川下流基準地点の洪水軽減効果量は約 1.8% でしかなく、費用対効果の点からきわめて不合理な事業である。
- 不特定用水の確保：
不明瞭な事業目的であり、国交省は既得用水を既得水利権と説明しているが、水利権者の新たな受益事業には受益者負担が課せられるはずである。
- 新規利水の開発：
過去の過剰な利水開発により、ほとんどの水道事業は水あまり状況にあり、新規利水の開発はもはや必要ない。

4